

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

研究紀要

第5号 2011.3

口絵写真

研究

半田 駿・平山明日香・中田 文雄・吉田 雄司・板井 秀典

「築地反射炉跡での電磁気探査」…………… 94(1)

重藤 輝行 「肥前東部地域における古墳時代前期・中期の埋葬施設」…………… 7

伊藤 昭弘 「佐賀藩における特別会計」…………… 17

研究ノート

三好 彰 「宮崎元立と英学」…………… 34

資料紹介

大塚 俊司 「南里今村文書」…………… 44

調査報告

串間 聖剛 「佐賀市長・石丸勝一と北川家資料について」…………… 63

本田 佳奈・川久保美紗 「石橋家資料について」…………… 72

業務日誌…………… 80

研究紀要

第五号

二〇一一

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

BULLETIN

OF
THE CENTER FOR REGIONAL CULTURE AND HISTORY, SAGA UNIVERSITY
No.5 March 2011

Articles

Geoelectromagnetic Surveys on the Site of Tuiji Reverberatory Furnace

… HANDA Shun, HIRAYAMA Asuka, NAKADA Fumio, YOSHIDA Yuji and ITAI Hidenori

A Study of Burial Facilities of Kofun Tumulus in Saga Prefecture………… SHIGEFUJI Teruyuki

A Study about the Special Accounts of the Saga Feudal Clan………… ITOU Akihiro

Research Notes

Genryu Miyazaki, One of the Earliest Scholars of English in Japan………… MIYOSHI Akira

Document introductions

An Introduction to the Documents of NANRI IMAMURA………… OTSUKA Shunji

Research Reports

A Report from ISHIMARU Katsuichi Saga Mayor and Kitagawa Clan's Documents

………… KUSHIMA Masayoshi

A Report from an Investigation of the Ishibashi Clan's Documents

………… HONDA Kana and KAWAKUBO Misa

Duties record

THE CENTER FOR REGIONAL CULTURE AND HISTORY
SAGA UNIVERSITY

Office: 1 Honjo-machi, Saga-city, Saga 840-8502, JAPAN

Phone&Fax: +81-952-28-8378

E-mail: chirebun@ml.cc.saga-u.ac.jp

URL: <http://www.chiikigaku.saga-u.ac.jp>



特別展「黄檗文化と鹿島藩」

(「黄檗文化と鹿島藩」実行委員会主催、地域学歴史文化研究センター・鹿島市・鹿島市教育委員会・
祐徳稻荷神社・普明寺・福源寺後援、於 祐徳博物館)



展示会場

佐賀県立図書館・石橋家資料調査

(産学官連携事業の一環として、地域学歴史文化研究センター協力)



中間調査報告会

第3回地域学シンポジウム「地域学と歴史文化遺産―地域と大学―」
(於 理工学部六号館都市工学科大講義室)



村上 隆氏（京都国立博物館保存修理指導室長・センター特命教授）による基調講演



パネルディスカッション

古文書講座中級編

(地域学歴史文化研究センター・佐賀県立図書館共催、於 佐賀県立図書館)



会場の様子



講師の伊藤昭弘地域学センター准教授

特別展「小城の教育と地域社会」

(地域学歴史文化研究センター・小城市教育委員会共催、於 小城市立歴史資料館)



展示会場



生馬寛信地域学センター特命教授による展示説明会

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

研究紀要

第五号

平成二三年三月

研究

肥前東部地域における古墳時代前期・中期の埋葬施設

重 藤 輝 行

一、はじめに

九州における古墳時代の古墳等に見られる埋葬施設は地域、時期によって多様な型式が採用される。埋葬施設の中には九州に集中して分布する装飾古墳、他地域に先駆けて出現、普及した初期横穴式石室などの特徴的なものもある。また、そこには九州内はもちろん列島各地、朝鮮半島との間の地域間関係が反映されている。そのため、早くから九州の地域性を示すものとして注目され、編年、地域性をはじめとする諸問題に関する多くの研究の蓄積がある。

本稿で取り上げる佐賀県地域の古墳時代埋葬施設については、田平徳栄氏による古墳時代前期の埋葬施設に関する研究（田平一九八九）がある。また、横穴式石室については、小松譲氏が中期に属する初期横穴式石室も含めてまとめている（小松一九九九他）。これらの研究の発表の後、さらに資料の増加が進むとともに、古墳の時期決定にも影響を与える在地の土師器編年も整備されることとなった。また、筆者も古墳時代前期～中期の筑前・筑後・豊前北部地域の埋葬施設の検討を進めている。ここではこのような先行研究と資料の充実を承けて、古墳時代前期～中期の佐賀県地域における埋葬施設の変遷について論ずることとしたい。

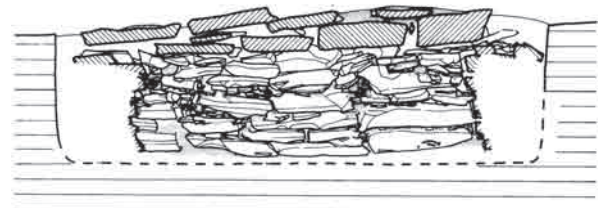
なお、本稿と関連する古墳時代前期～中期の北部九州における埋葬施設の研究史については、概略ながら別稿（重藤・西一九九五）でまとめたことがある。筆者の古墳埋葬施設の研究に関する問題意識も述べているので、御参照いただきたい。

二、方法とデータ

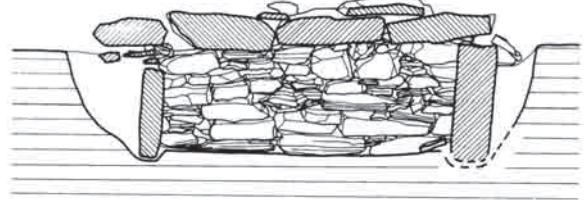
(一) 取り上げる埋葬施設の種類

古墳時代前期の北部九州では、割竹形木棺あるいは組合式木棺の直葬、箱式石棺が前方後円墳、前方後方墳等大形古墳の主体部となる例も少なくない。また、吉留秀敏氏によれば、北部九州における古墳時代前期の埋葬施設は、竪穴式石室に割竹形木棺を納めたものを頂点とし、割竹形木棺直葬がこれに次ぐという階層的関係にあるとされる（吉留一九九〇）。ただ、古墳時代中期になると木棺の直葬、箱式石棺は中小の円墳・方墳等に限られるようである（重藤・西一九九五）。一方、古墳時代中期後半の北部九州では初期横穴式石室が首長墓はもちろん、中小の古墳にも普及し、古墳時代後期になると横穴式石室が群集墳でも中心的な埋葬施設となる。

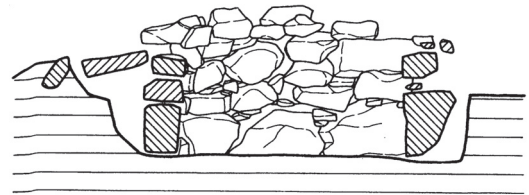
古墳埋葬施設については副葬品の豊富な前方後円墳等の首長墓級の大形古墳に注目があつまることが多いが、その他の古墳の状況も古墳時代の地



1. 石棺系竪穴式石室1式；佐賀市久保泉丸山 ST006（短壁、長壁とも最下段から板石を小口積み）



2. 石棺系竪穴式石室2式；佐賀市久保泉丸山 ST007（短壁の最下段にのみ板石を設置）



3. 石棺系竪穴式石室3式；吉野ヶ里町浦田2区 ST022（短壁、長壁の最下段に板石、大形の塊石を設置）



図1 石棺系竪穴式石室の細分（各報告書から転載）

域社会を考えるためには欠くことができない。各種の埋葬施設も含め、その消長を地域毎に跡付け、さらにどのような階層にそれぞれの埋葬施設が採用されたかを考えることが、古墳時代における地域性の理解のためには必要となる。そこで、ここでは首長墓級の古墳に限らず、中小の円墳・方墳、墳丘の不明なものまで含めて、古墳時代前期～中期にどのような埋葬施設が用いられ、どのように変遷したかをみることにしたい。

以上のような観点から、ここでは古墳時代前期～中期の佐賀県内、肥前東部地域に存在する次のような埋葬施設について検討を行った。

石棺系竪穴式石室 石棺系竪穴式石室は、古墳時代前期の竪穴式石室と同様の構築技法で壁体をつくるが、最大の相違点は木棺を使用せずに、箱式石棺と同様に直葬することである。石棺系竪穴式石室と呼ぶのもそのためである。

この石棺系竪穴式石室に対して、中間研志氏（一九八六）は福岡県朝倉市柿原古墳群の例を中心として、基底部、平面形に注目して分類し、編年に論及している。対象資料では平面プランの変異はそれほど抽出できないので、中間氏の述べる基底部の変遷を参考に、四壁とも基底部から割石小口積みする1式（図1の1）、小口部のみ板石をたてる2式（図1の2）、四壁とも基底部に板石をたてる3式（図1の3）に分類した。この順番での変化を想定するが、田平氏もほぼ同様の見解である。これについては共伴する土器等から、その前後関係や時間的位置づけを再確認することにして。

割竹形木棺の直葬 墓底横断面が半円形、あるいは曲線をなす刳拔式木棺をこれにあて、粘土槨、割竹形木棺直葬の両者をここに含める。本稿では細分しないが、純粹な割竹形木棺とそれ以外の木棺の差、規模における格差の存在も指摘されている（吉留一九八九）。被覆粘土や礫床をもつものもここに含めるものとする。なお、舟形木棺と称すべきものもあるが、刳拔式の木棺としてここに含めた。

組合式木棺の直葬 板材を箱状に組み合わせた木棺を直葬するもの。まれに礫床、板石の蓋を持つ例がある。

箱式石棺 弥生時代以来の伝統的な埋葬施設である。まれに、丁寧な調整で石材表面を平滑に加工し、蓋などに突起を持つものもあるが、区別しがたいものも多いので本稿では一括している。

土壙墓 木蓋と考えられる素掘り土壙墓である。

石蓋土壙墓 素掘りの土壙墓に石蓋を伴うもの。

壺棺 壺等の土器を用いた埋葬施設で、小児の埋葬として採用される例が多い。

表1 本稿で用いる土師による時期区分と古墳編年・絶対年代

古墳時代の 3期区分	『前方後円墳 集成』編年	重藤2009 土師器編年	蒲原1991 土師器編年	小松2003 土師器編年	田辺1981 須恵器編年	実年代	
前期	1期	Ⅰ期	タケ里式			300年	
			土師本村1式				
	2期	Ⅱ期	土師本村2式				
	3期		土師本村3式				
中期	4期	ⅢA期		梅白遺跡3A期	TK73 TK216 TK208 TK23 TK47 MT15 TK10 MT85 TK43 TK209	400年	
	5期	ⅢB期		梅白遺跡3B期			
	6期	Ⅳ期		梅白遺跡4期			
	7期						
	8期	Ⅴ期					
後期	9期	Ⅵ期				500年	
	10期	Ⅶ期				600年	

初期横穴式石室A類 大型の初期横穴式石室で、玄室幅一・五m以上をおよその目安とすることとした。本地域には北部九州型初期横穴式石室に加えて、肥後型と北部九州型の折衷的な形態をとる「筑肥型初期横穴式石室」が集中しているが（柳沢一九九三）、ここでは北部九州型と一括することとした。

ととした。

初期横穴式石室B類 初期横穴式石室A類に含まれない、狭長な玄室の初期横穴式石室である。

件数の少ない縦穴式石室内に木棺・石棺を埋置した埋葬施設、舟形石棺、長持形石棺等の例は主たる分析の対象としてはしていないが、重要なものも多い。そこで、データを収集の上、補足的に述べることにした。

なお、筆者は本稿と同様の検討を他地域で行ったことがあるが（重藤・西一九九五、重藤二〇〇七）、その際は階層差を的確に把握できるように成人用の埋葬施設のみを対象とし、小児用の埋葬施設は除外した。しかし、本稿では小児用の埋葬施設の割合、時期等を考えてみるために、あわせて検討することとした。

(二) 対象とする時間幅と時期区分について

ここで取り扱う古墳は副葬品の少ない小規模なものまで含むとともに、箱式石棺・石棺系縦穴式石室・初期横穴式石室では盗掘、攪乱の影響を受けたものも多い。そのため、『前方後円墳集成』編年（近藤編一九九二）のような副葬品の組合せに基づいた時期区分は適用しにくい。そこで、古墳の周溝や、石室内等から断片的な形であっても出土することの多い土師器、須恵器を主たる編年の基準とする。土師器は筆者の編年（重藤二〇〇七）を用いることとするが、蒲原宏行氏による古墳時代前期の土師器の時期区分（蒲原一九九二）、小松讓氏による古墳時代中期を中心とした唐津市梅白遺跡出土資料を基礎とした古墳時代中期土師器の編年（小松二〇〇三）、および『前方後円墳集成』における前方後円墳の編年区分との対応関係を示すと表1のようになる。須恵器については大阪府陶器古窯跡群にお

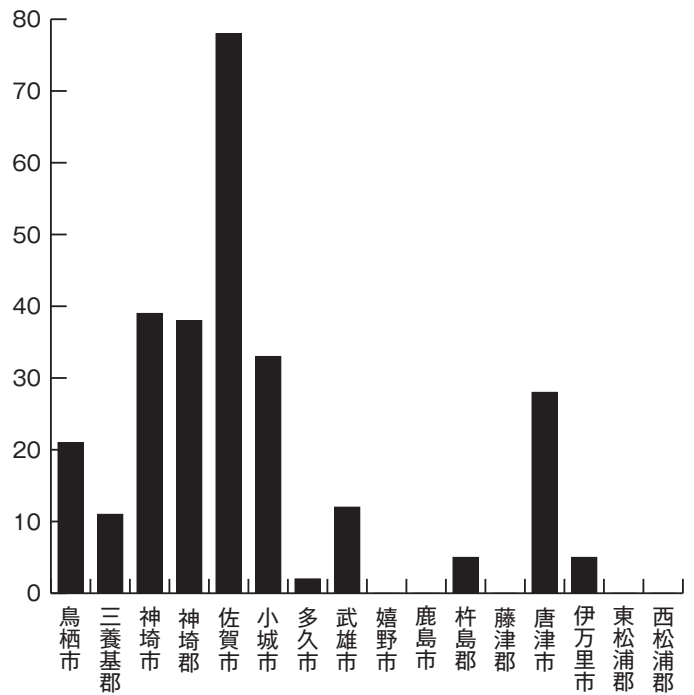


図2 分析の対象としたデータの地域別件数

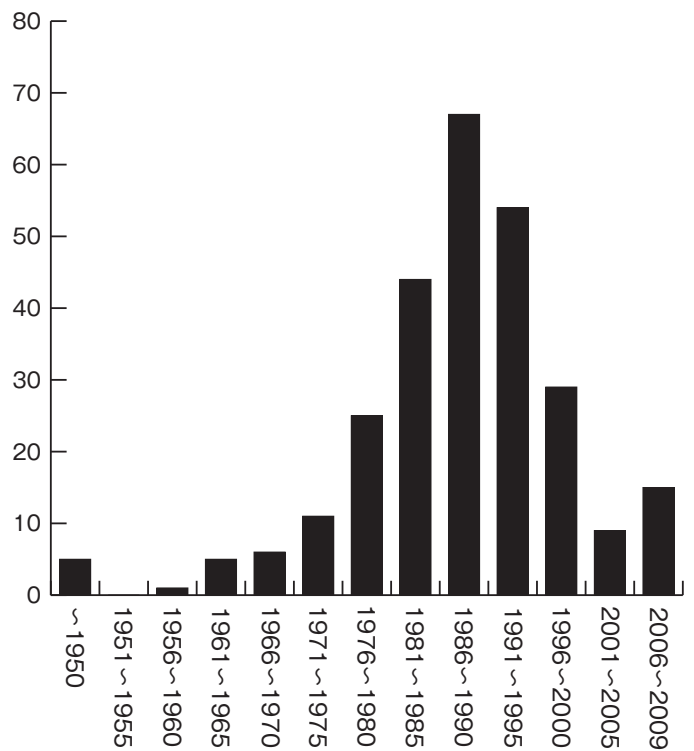


図3 報告書刊行年代別のデータ件数

ける編年（田辺一九八一）を用いることにした。

なお、本地域では、福岡県朝倉古窯跡群産と類似する初期須恵器も出土している。陶邑における須恵器編年と朝倉古窯跡群産の須恵器との関係は池ノ上Ⅰ～Ⅲ式（橋口一九八三）がおおよそTK七三～TK二一六型式に平行すると考えている。

（三）分析の対象としたデータとその概要

上記に該当する佐賀県内の古墳の埋葬施設で、発掘調査報告書が刊行され、その詳細を知ることができるものを対象にデータを収集することにした。その結果、管見に触れたものは二七二件となる。なお、一古墳に複数の埋葬施設が存在する場合は別個にカウントするとともに、明確な墳丘を

伴わなくても古墳時代と推定されるものについては対象とした。そのため、対象となった古墳数はこれより少なくなる。データはデータベースとして作成して分析を行うこととした。本稿では紙幅の関係で全てのデータのリストを掲示していないが、末尾に対象とした古墳の報告書を参考文献として示している。

筆者が確認することのできた報告書に依拠しているため、遺漏もあるかもしれない。また、データに地域的な偏りがあれば佐賀県地域全体の傾向を抽出できないおそれもある。後者の点について確認するため、市郡別に件数を示したものが図2である。これによれば、佐賀市内の事例が最も多く、神埼市、神埼郡、小城市がこれに次いでいる。また唐津市内もやや多い。これは開発の事前発掘調査の多寡と相関している可能性もあるが、一

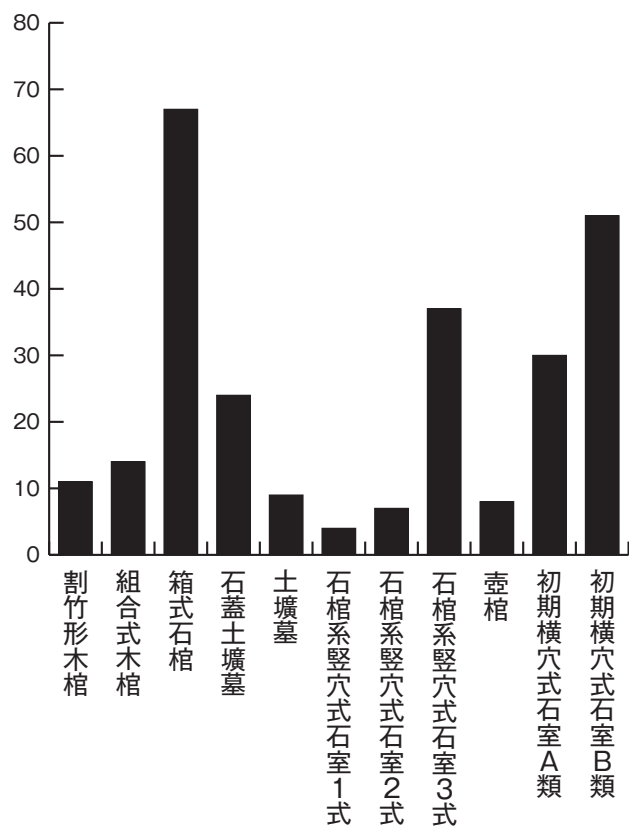


図4 主要な埋葬施設別のデータ件数

方ではこれらの地域は古墳時代の前方後円墳等首長墓の系列が明瞭である。これに対して佐賀県でも西部、多久市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、東松浦郡、西松浦郡は首長墓系列が不明瞭であり、古墳そのものの数も多くない可能性が高い。したがって、収集したデータはおおよそその佐賀県内の状況を把握できているのではないかと考えられる。

一方、データについて、報告書刊行年度別に示したのが図3である。これによれば、県及び市町村教育委員会による発掘調査体制の整備が進んだ一九七〇年代より増加傾向になり、一九八〇年代後半にピークを迎えた後、二〇〇一年以降になると急激に減少していることが判る。一九八〇年代の九州横断自動車道の建設等の大型開発によって調査された古墳が多い一方で、近年では大型開発の減少とともに古墳調査も少なくなっているという解釈できる。今後の調査、報告書の刊行によって大幅に件数が増加する可

能性はないとは言えないが、現時点で検討することは、一九七〇年代以降の調査結果を総括することにもつながるのではないかと考えている。

これら二七二件のデータのうち、土器などが伴って時期決定が可能なものは限られる。古墳の墳丘、周溝、埋葬施設などからの出土土器により時期の決定が可能な埋葬施設は、一〇九例、全体の約四〇％程となる。本稿ではこれらに基づいて各種の埋葬施設の時期を推定することになる。半数には満たないが、おおよその傾向を把握することができるのではないかと考えている。なお、今後の副葬品のセット関係とその階層性の検討に備えて、攪乱の有無も確認した。それによれば、攪乱が少なく本来の副葬品の構成を検討することが可能なものは一三例、約四二％にとどまる。本稿では埋葬施設と副葬品との関係は検討しないが、将来、副葬品の構成を検討する際には、これらの件数を対象にすることができるとも言える。

埋葬施設の分類別にみれば、図4のようになる。箱式石棺が六七件と最多であり、初期横穴式石室B類、石棺系竪穴式石室3式がこれに次ぐ。一方、土壙墓、石棺系竪穴式石室1式、同2式、壺棺は一〇例に満たない。

三、各埋葬施設の時期

埋葬施設の種類毎に出土した土器から時期決定ができるものについて、時期別の件数を示したのが、図5である。もちろん、全ての埋葬施設に土器が伴うものではないし、埋葬施設の種類によっては、事例数がさほど多くない場合もある。しかしながら、これにより、各埋葬施設の存続時間幅、最も活発に構築された時期や、埋葬施設の種類の同時並存関係がうかがわれると思われる。

(一) 箱式石棺

土師器Ⅰ・Ⅱ期に集中するが、確実に土師器Ⅲ期まで下る例として、唐津市双水柴山遺跡一号墳前方部石棺（中島編一九八七）、佐賀市藤附B遺跡ST〇〇一箱式石棺（東中川他編一九八〇）がある。土器が出土せず図5のカウントに含めていないが、佐賀市森ノ上古墳（松尾一九四九）では琴柱形石製品、豎櫛が副葬されていたので、やはり土師器Ⅲ期にまで下るものと考えられる。

(二) 石蓋土壙墓

出土土器から考えれば土師器Ⅰ・Ⅱ期に限られ、副葬品から考えても土師器Ⅲ期に下るものはない。ただ、筑前・筑後・豊前等の地域には土師器Ⅲ期に確実に降るものがあるので、下限については今後の資料の増加により修正が必要となるかもしれない。

(三) 土壙墓

例が少ないが、石蓋土壙墓と同様に土師器Ⅰ～Ⅱ期に集中している。

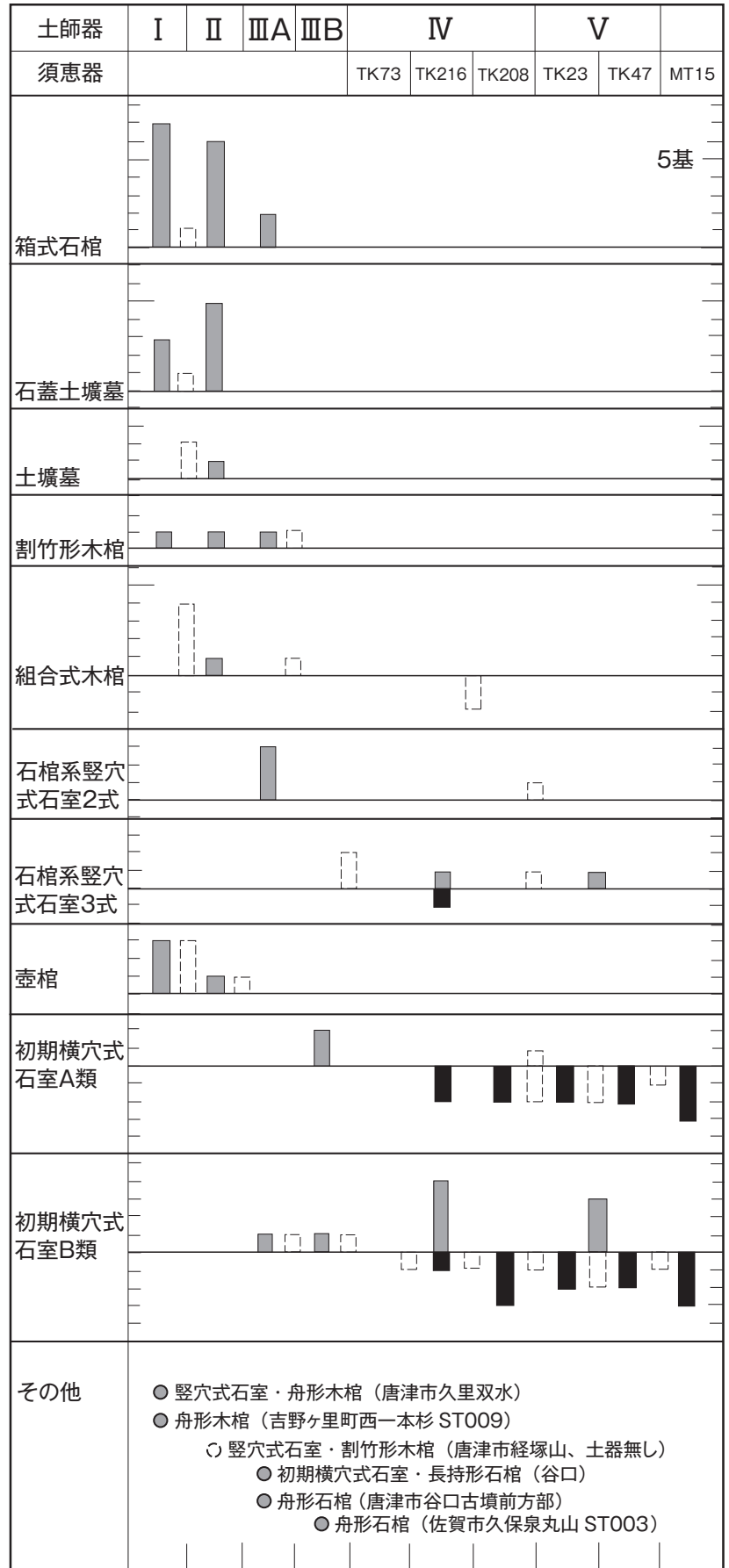


図5 埋葬施設の種類の伴土器の時期

(四) 割竹形木棺

全長三五m程の小形の前方後円墳と推定される唐津市双水柴山遺跡二号墳一号主体部の事例が土師器Ⅰ期でもやや新しい時期に位置づけられ、土器を伴うものとしては本地域では最古である（中島編一九八七）。この他に土師器Ⅱ期の例として神埼市朝日北遺跡五区ST一一二号主体（高瀬他編一九九二）、土師器ⅢA期の例として三養基郡上峰町一本谷遺跡円形周溝墓（七田一九八三）がある。武雄市東福寺遺跡ST〇一五北側主体部（徳永他編一九九四）は土師器ⅢA期かⅢB期か区別しがたい事例である。また、墳丘長約八〇mの前方後円墳、伊万里市奎路寺古墳の後円部主体部は礫床を伴う割竹形木棺の可能性が高い（大塚他一九六二）。仿製三角縁神獣鏡を出土することから考えて、『前方後円墳集成』編年の三期に位置づけることが一般的である。

ところで、割竹形木棺の総数は時期の不詳のものも含めて一一例であり、二七二例中四・〇％にとどまる。これに対して、ほぼ同様の基準で資料を収集した筑前地域西部（糟屋郡南部・福岡市・旧筑紫郡・糸島市）では二一・〇％、筑前東部（糟屋郡東部より東の筑前）（豊前北部（福岡県域）では一〇・一％であり、肥前東部地域と比べると大きな差がある。一方、筑前南部（旧朝倉郡と筑紫野市南部）（筑後の地域では三・五％となり、肥前東部地域と類似した数字を示している。割竹形木棺は前方後円墳出現とともに近畿地域で定型化して、前方後円墳とともに九州に普及したと考えられる（吉留一九八九）。このような割竹形木棺の比率の違いは、前方後円墳をはじめとする古墳文化の広がりとの地域差を示しているとも解釈できる。ただ、筑前西部と筑前東部（豊前北部）の地域ではⅢ期以降に下る割竹形木棺の例も多く、Ⅲ期における埋葬施設の地域差を大きく反映して

いる可能性もある。このような北部九州地域全体での埋葬施設の地域性とその時期毎の特質は、機会を改めて論ずることにしたい。

(五) 組合式木棺

時期の確定できないものが多いが、割竹形木棺と同様に、土師器Ⅰ・Ⅱ期に集中するようである。その中で東福寺遺跡ST〇一五南側主体部（徳永編一九九四）は、土師器Ⅲ期の事例として注意される。また、南北に二基の組合式木棺をもつ三養基郡基山町大行事古墳（中牟田編一九七八）ではTK二一六とTK二〇八型式頃と推定される須恵器壺が出土している。古墳に確実に伴うと断定できないが、筑前地域でもこの時期まで下る事例があり、今後の類例の増加に注意しておきたい。

(六) 石棺系竪穴式石室

1式 佐賀市久保泉丸山遺跡ST〇〇六（東中川編一九八六）、鳥栖市所熊山古墳群ST〇〇二（湯浅二〇〇三）、佐賀市山王山古墳東西両石室（奥村他一九六八）の四例にとどまり、いずれも出土土器からの時期決定が困難である。しかし山王山古墳は方形鋤先、手鎌等が出土する点から土師器Ⅲ期のうちにおさまる。山王山古墳は直径約四〇mの円墳であり、舟形石棺を主体部とする直径約三〇mの円墳で前方後円墳編年三期後半から四期に推測される佐賀市熊本山古墳（木下他一九六七）に後続し、初期横穴式石室を主体部とする五本黒木丸山古墳（木下一九六三、蒲原他編一九八四）に先行する巨瀬川流域の首長墓と想定される（蒲原一九九五）。このような首長墓系列の想定と副葬品からの山王山古墳の時期の推定は矛盾しない。他の例も含めて、土師器Ⅲ期を中心とするものと考えておきたい。

2式 七例にとどまり事例は少ない。佐賀市久保泉丸山遺跡ST〇〇一（東中川編一九八六）、佐賀市藤附B遺跡ST〇〇一（東中川他編一九八〇）、佐賀市金立開拓遺跡ST〇三三（蒲原他編一九八四）でⅢA期にまで遡る可能性の高い土師器を伴っている。佐賀平野では凝灰岩製の板石を使用する例も多いため小口に板石を立てた石棺系竪穴式石室2式が石棺系竪穴式石室1式とほぼ同時期に出現したと考えている。ただ、佐賀市黒土原遺跡ST〇〇七ではⅣ～Ⅴ期と推定される土師器甕を伴っている（福田一九八七）。隣接する筑前南部～筑後地域では石棺系竪穴式石室2式は須恵器出現以降の例も多いので、中心は土師器Ⅲ期にあるとしても一部はそれ以降にまで下る可能性を想定しておきたい。

3式 Ⅳ期以降の土師器を伴うもの、TK七三型式以降の須恵器を伴うものが主体となっていて、後述する初期横穴式石室A類、初期横穴式石室B類と平行する時期の埋葬施設であることがわかる。このような点は隣接する筑前・筑後地域と共通する。ただ、ⅢB期かⅣ期か区別できない土師器を伴う例として、佐賀市大門西遺跡ST〇三五・同ST〇三八（東中川他編一九八〇）があり、他地域に比べてやや古い時期に属する。そのため、他地域では須恵器出現以降であるが、本地域ではそれよりもやや遡る時期に石棺系竪穴式石室3式が成立した可能性も考慮しておくことにしたい。

(七) 初期横穴式石室A類

筑肥型初期横穴式石室もここに含めた。図に示したように須恵器出現以降から増加するが、土師器ⅢB期の事例として唐津市横田下古墳（唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二）、佐賀市久保泉丸山遺跡ST〇〇二号墳（東中川編一九八六）がある。また、詳細なデータに接することができな

かったためデータベースの作成にいたっていないが、佐賀市五本黒木丸山古墳（木下一九六三、蒲原他編一九八四）は玄室方形プラン、穹窿天井の初期横穴式石室を主体部とし、割石小口積みで壁体を構築することからこれらと同時期の可能性が高い。

本地域の横穴式石室は、図5の欄外に示した唐津市谷口古墳東西石室が最古である（唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二）。仿製三角縁神獸鏡や石釧を伴うことから、『前方後円墳集成』編年四期でも古い段階と考えられ、墳丘から出土した土師器壺の時期とも矛盾しない。短壁の上部に開口部を設ける特殊な横口部や長持形石棺の設置は他に比較例がないが、石室平面規模は北部九州型初期横穴式石室A類とほぼ同大である。したがって、本地域では古墳時代中期初頭には大形の横穴式石室を築造する技術が出現し、早いうちに定着、完成したと推測される。

筑肥型初期横穴式石室、横口式家形石棺を納めた佐賀市西原古墳を含めて初期横穴式石室A類は二七二例中三〇例、全体の一一・〇%を占める。これに対して、筑前西部地域では八・三%、筑前南部～筑後地域は三・五%、筑前東部～豊前北部地域では五・九%にとどまり、佐賀県地域と比べると少ない。上述のように、佐賀県地域は初期横穴式石室の出現が先行するとともに、筑肥型石室の創出もあわせて古墳時代中期前半～中頃に活発に横穴式石室を受容した地域である。これにより、中期前半段階から初期横穴式石室の普及が進み、そのため数値が大きくなっているのではないかと考えられる。前述した割竹形木棺の比率とは正反対の地域性が指摘できる。これらの問題については、他地域のデータの充実、整備を図った上で、機会を改めて論ずることができればと考えている。

(Ⅷ) 初期横穴式石室B類

全体的には須恵器出現以降、すなわち土師器編年Ⅳ期以降に事例が増加する。大形の初期横穴式石室A類とともに普及した過程を知ることができるが、このような点は隣接する筑前、筑後地域と一致している。

ただ、土師器編年Ⅲ期に遡る例がいくつかある点がこの地域の特徴である。土師器ⅢA期に属するものとして、直径二三m程の円墳と考えられる唐津市双水柴山一号墳(中島編一九八七)の例がある。直径六m弱の円墳、佐賀市久保泉丸山遺跡ST〇一〇は土師器ⅢB期、墳丘規模不詳の久保泉丸山遺跡ST〇〇九は土師器ⅢBⅣ期頃の土器を少量ながら伴っていて、古墳群全体の展開から考えて大きな矛盾はない(東中川編一九八六)。佐賀市鈴熊遺跡ST〇〇四でも土師器小形丸底壺が出土しており、土師器ⅢB期にまで遡る可能性が高い(家田編一九九三)。筑前・筑後・豊前北部地域をみわたしても、土師器Ⅲ期にまで遡ると考えられる初期横穴式石室B類は福岡市南区老司古墳一・二・四号石室のみである(吉留他編一九八九)。肥前東部地域の上述した例は出土土器が少量で時期決定に若干の不安を残すが、前述した初期横穴式石室A類の普及過程も勘案するならば、大きな無理がないと思われる。

(Ⅸ) その他

この他に事例数が少なく、図5の下方の欄外に示したものについて述べれば、竖穴式石室に舟形木棺を納めた久里双水古墳の出土土師器はⅠ期に位置づけられる(田島他編二〇〇九)。久里双水古墳の舟形木棺と同様の形態のものと推測されている神埼郡吉野ヶ里町西一本杉遺跡ST〇〇九でも古墳時代初頭、Ⅰ期の土師器を伴っているためこれと矛盾しない(東中

川他編一九八〇、岡田二〇〇九)。長持形石棺に類似する石棺をもつ和田権現山古墳(唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二)は時期を決定する資料が無く、中期前半頃と推定するしかない。また、本地域で唯一の竖穴式石室に割竹形木棺を納めた唐津市経塚山古墳は時期を決定するための出土遺物が少ないが、唐津市谷口古墳に先行する前方後円墳編年三期と考えられる。舟形石棺は、佐賀市熊本山古墳(木下他一九六七)、佐賀市久保泉丸山ST〇〇三(東中川編一九八六)、唐津市谷口古墳前方部石棺(唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二)の例から、土師器ⅢA期ⅢB期に中心があるものと考えておきたい。ただし、須恵器編年MT一五型式頃の築造と考えられる唐津市島田塚古墳(唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二)では横穴式石室玄室中に舟形石棺棺身が置かれている。舟形石棺が伴うとすれば、下限はもう少し広く考える必要もあるう。

四、首長墓と古墳群における埋葬施設の変遷

前章では古墳埋葬施設ごとに時期を確認してみたが、古墳時代中期、すなわち土師器Ⅲ期以降になると石棺系竖穴式石室や初期横穴式石室が登場し、急速に埋葬施設が変化することがわかる。これらは古墳の階層的な構成とも関係していると考えられる。そこで、古墳時代中期の首長墓級古墳における埋葬施設の展開をみておくことにしたい。

中期前半の首長墓級古墳の埋葬施設が判明している例は少ないが、全長七七mの前方後円墳である谷口古墳がある。また、直径二〇m以上の大形の円墳に範囲を広げると佐賀市熊本山古墳、佐賀市山王山古墳、佐賀市五本黒木丸山古墳、唐津市横田下古墳、唐津市双水柴山一号墳などで内容が

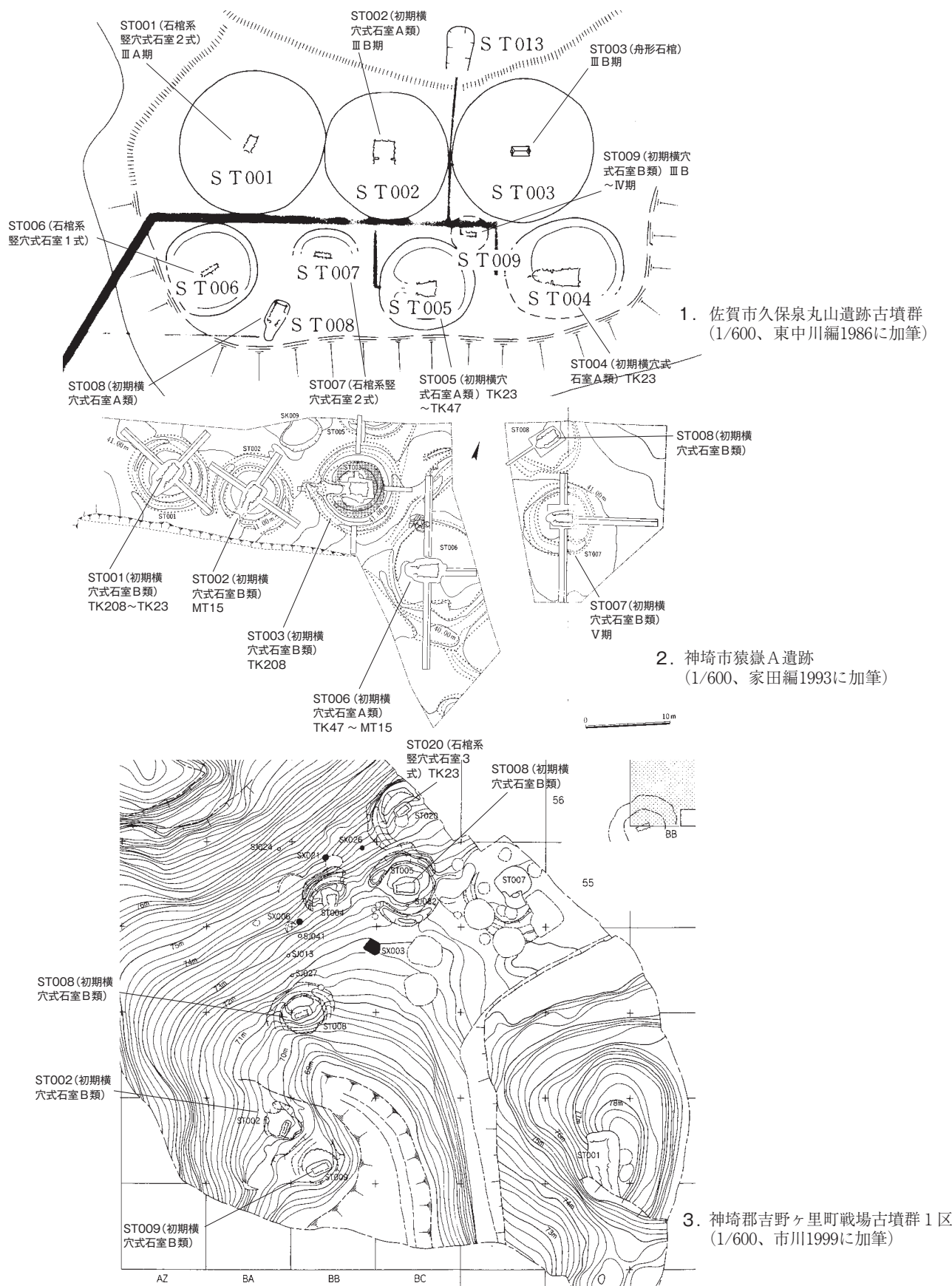


図6 古墳時代中期の中小規模の古墳から構成される古墳群の事例

知られている。これらの埋葬施設は、前章で触れたように初期横穴式石室、長持形石棺、舟形石棺、石棺系竪穴式石室である。古墳時代前期後半、すなわち『前方後円墳集成』編年三期の首長墓級の古墳では竪穴式石室に割竹形木棺を納めた経塚山古墳、割竹形木棺と推測される李路寺古墳があるが、中期になると割竹形木棺が首長墓では採用されなくなり、新たな埋葬施設が登場したと推測される。

古墳時代中期後半の首長墓級の古墳の例では、全長五五mの前方後円墳である佐賀市関行丸古墳（渡辺他一九五七）、直径四八mの円墳の武雄市玉島古墳（木下一九七三）に初期横穴式石室A類が採用されている。全長五五mの前方後円墳、佐賀市西原古墳でも横穴式石室に石棺を納めたと推測される（松尾一九三六）。一方、直径四〇mの円墳、小城市小城円山古墳では玄室に石障を設置した筑肥型初期横穴式石室となっている（蒲原一九九八）。また、検討のための統計データには含めていないが、目達原古墳群の首長墓でも初期横穴式石室が一般的であり（松尾一九五〇）、直径四〇mの円墳、佐賀市西隈古墳では初期横穴式石室A類に装飾を施した横口式家形石棺が納められている。したがって、首長墓級の埋葬施設では初期横穴式石室が主体を占めるようになる一方で、横穴式石室内部への横口式家形石棺や石障の設置により、首長墓と他の古墳との階層的格差を表現するようになったと考えられる。

このような首長墓級古墳の埋葬施設に対して、古墳時代中期の中小規模の円墳等から構成される古墳群の様相は、埋葬施設の地域的変遷を具体的に確認するために重要である。

佐賀市久保泉丸山遺跡（東中川編一九八六）では、ST〇〇一～〇〇九の九基の小古墳が古墳時代中期に属する（図6の1）。いずれも小形の古

墳で墳丘を伴わないものもあるが、このうち直径一四・一mのST〇〇一、直径一二・五mのST〇〇二、直径一三・九mのST〇〇三の三基の円墳が他よりも突出した規模にある。これら三基のうちⅢA期の土師器を伴い石棺系竪穴式石室2式を埋葬施設とするST〇〇一号墳が古墳群中でも最古段階のものと考えられる。筑肥型初期横穴式石室のST〇〇二と舟形石棺を納めたST〇〇三では出土土器等の遺物からの前後関係の決定は難しいが、報告書の指摘するとおり、ST〇〇二が先行すると考えておきたい。

時期決定のための出土土器は不足しているが、これらの三基の古墳と平行する時期に石棺系竪穴式石室1式のST〇〇六、石棺系竪穴式石室2式のST〇〇七が築造されたと考えられる。位置関係から考えて、ST〇〇一、ST〇〇二と階層的関係にあった可能性が高い。また、出土土器から土師器ⅢB期～Ⅳ期の間で区別しがたいST〇〇九もST〇〇三とほぼ同時期で階層的に下位の古墳の埋葬施設と考えられる。このような構成は、佐賀平野の古墳時代中期前半の埋葬施設の典型的な階層性を示していると考えられる。一方、古墳群の南部に位置するST〇〇四、ST〇〇五、ST〇〇八はTK二三～TK四七型式の須恵器を出土するものもある。で、須恵器出現以降、すなわち中期後半に築造された一群と考えられる。土師器Ⅲ期すなわち中期前半には石棺系竪穴式石室を主体としながらも、階層的に上位の者が初期横穴式石室A類、舟形石棺を採用していたが、中期後半になると初期横穴式石室が主体となる過程を知ることができる。

図6の2に示した神埼市猿嶽A遺跡（家田編一九九三）は六基の古墳で埋葬施設の内容が判明している中期後半を中心とした時期の古墳群である。TK二〇八型式にはST〇一、ST〇三が該当し、いずれも初期横穴式石室B類を採用している。これに対してTK四七～MT一五型式の時期

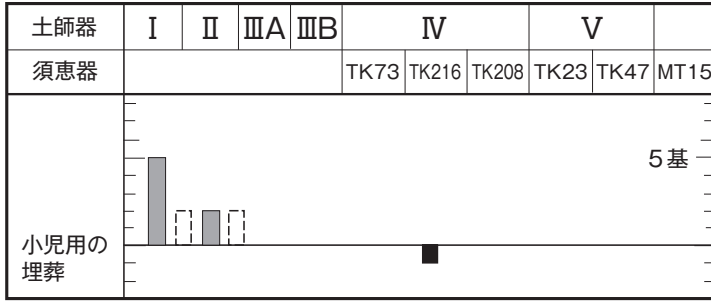


図8 小児用の埋葬施設の相伴土器の時期

表2 副葬品を出土した小児用の埋葬施設

古墳名	所在地	埋葬施設型式	副葬品
滝A遺跡ST03	小城市	箱式石棺1式	滑石製勾玉2、滑石製白玉175、刀子1
鈴熊遺跡SC008	佐賀市	箱式石棺1式	ガラス小玉2点
猿嶽C・D遺跡ST015	神崎市	石棺系竪穴式石室3式	長頸鑑1

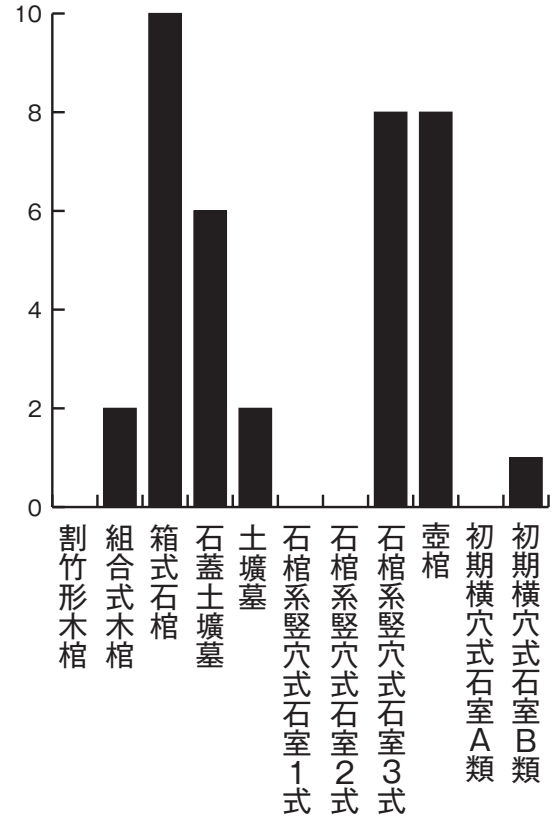


図7 小児用の埋葬施設の件

になると、墳丘規模がやや大形のST〇〇六では初期横穴式石室A類が、墳丘規模の小さいST〇〇二号墳では初期横穴式石室B類が採用されていて、墳丘規模の階層差との対応を知ることができる。

図6の3は神埼郡吉野ヶ里町戦場古墳群1区（市川一九九九）の古墳配置である。当古墳群では時期を示す土器の出土が不足している場合が多いが、初期横穴式石室B類を主体とする点から考えて、中期後半を中心にすると考えられる。その中で注目できるのは、TK二三型式の須恵器を伴うST〇二〇である。埋葬施設は石棺系竪穴式石室3式であり、初期横穴式石室B類と同時期に、石棺系竪穴式石室3式が存続していた可能性が高い。

五、小児用埋葬施設について

今回の検討では成人用の埋葬施設に加えて小児用の埋葬施設もデータを収集した。古墳時代において人骨の遺存から小児と判断できる例は少ないが、小児用の埋葬施設は成人用に比べて小形である。古墳時代は伸展葬が一般的であるので、成人の身長を一・五m以上と考えれば、石棺、木棺、土壙墓、石棺系石室等では一・五m未満を基準として小児用の埋葬施設を抽出することができる。実際は一・〇m余りのものが多く、発掘調査事例では明瞭に成人用埋葬施設と区別できる場合が多い。また、壺棺が八例含まれているが、弥生時代に見られる成人用甕棺には及ばない大きさで、やはり小児専用の埋葬と考えられる。

このような観点から小児用の埋葬施設を抽出した。その件数は合計三七例を数え、全体の約一四％を占めている。弥生時代の甕棺墓地における小

児棺の構成比と比べると明らかに少ない。弥生時代と古墳時代の間で大きく小児の死亡率が減少したとは考えられないので、小児の中でも限定された人物のみが小児棺に埋葬された可能性が高い。また、その時期を示したものが図8である。土師器Ⅰ・Ⅱ期に集中するが、神埼郡吉野ヶ里町浦田古墳群二区ST〇二二では小児用石棺系竪穴式石室3式を埋葬施設とする古墳の周溝からTK二一六型式の須恵器が出土している(市川一九九九)。また、これらの埋葬施設の種類別にその数を示したものが図7である。石棺系竪穴式石室3式や初期横穴式石室B類の鳥栖市牛原前田遺跡二区ST〇三(内野他一九九六)があるので、中期後半まで存在するものと考えられる。なお、北部九州地域全体を見れば、六世紀以降は小児専用の埋葬施設はほとんどみられなくなる。横穴式石室の普及により、小児は先行して死亡した家族を埋葬した横穴式石室に追葬されるようになり、小児専用の埋葬施設は不要になったものと考えられる。

図7と全体的な傾向を示した図4とを比べると、壺棺の割合が高いことが第一に注目される。そのほかに小児用の埋葬施設の特徴としては、石蓋土壙墓の割合が高いこと、割竹形木棺・石棺系竪穴式石室1式・石棺系竪穴式石室2式の事例が皆無であることが挙げられる。初期横穴式石室の例として、前述の牛原前田遺跡二区ST〇三がある。玄室幅〇・八m、玄室長一・三mと極めて小形の玄室平面形で、北部九州の他地域でもほとんどみられない特殊な事例である。また、小児用の埋葬施設で副葬品を有するものについて抽出して示したものが表2である。これを見るとわずかに三例に過ぎず、攪乱を被るものが含まれるものの、成人用埋葬施設と比べると極めて副葬品が少ないと言える。鉄鏃を一点副葬した例があるが、鏡や刀剣を副葬した例は皆無である。ただ、その中で滑石製の玉類を多量に

副葬した小城市滝A遺跡ST〇三(高瀬編一九八九)の事例は際立っていて、特殊な祭祀的役割を担った小児が埋葬されたとも想像される。以上のような点から、小児用の埋葬施設の種類やその副葬品は一般の古墳埋葬施設とは階層差をもちながら選択されたと推測できよう。

なお、北部九州地域では小児用の古墳埋葬施設が目立つが、畿内などそれほど多くない地域もあるようである。小児用の埋葬施設の特殊な選択、それに関わる階層差の問題とともに、地域を広げて北部九州地域全体、あるいはそれ以外の地域との比較を通じてさらに解明を進める必要があると感じている。

六、おわりに

本稿では、肥前東部地域の古墳時代前期～中期における埋葬施設の変遷について検討を行った。古墳時代前期には割竹形木棺、組合式木棺とともに弥生時代以来の埋葬施設である箱式石棺、石蓋土壙墓、土壙墓も存在していることが分かった。これらの埋葬施設の一部は古墳時代中期にも存続する。しかし、古墳時代中期以降になると石棺系竪穴式石室、初期横穴式石室が主体となることが分かった。

このような変遷の過程は、古墳の階層差と関連するが、おおその方向性は、隣接する筑前、筑後の地域と同様であることを示すことができた。ただ、肥前地域では古墳時代前期を中心とする割竹形木棺の普及の程度が、筑前東部・豊前北部、筑前西部地域と比べて低い一方で、古墳時代中期以降の初期横穴式石室では、筑前、筑後地域に先立って普及した可能性も指摘できた。このような点については、機会を改めて北部九州全体を総

合するように埋葬施設の地域性を検討することにした。

また、最後に小児墓の内容を検討してみた。その結果、古墳あるいは被葬者の社会的地位の階層性と関連しながら、小児の埋葬施設の型式が選択されていると推測された。全体的には、小児用の埋葬施設の割合は弥生時代の集団墓地における小児棺の割合と比べて、かなり低い。したがって、古墳に埋葬される小児は選択された人物であり、古墳時代の社会構成やそこにおける小児の位置づけを推測するひとつの手掛かりになると考えられる。このような小児用の埋葬施設はその有無、多寡も含めて、地域間で比較する必要がある、今後の検討課題とすることとした。

本稿の素案については、平成二二年三月に開催された二〇〇九年度「佐賀学」創成プロジェクト第五回公開研究会で発表したことがある。その際に、御教示をいただいた方々にお礼申し上げます。

また、本稿の作成に際して、次の方々に御教示をいただいた。記して感謝いたします。（敬称略、五十音順）

蒲原宏行 小松譲 辻田淳一郎 宮田浩之 柳沢一男

【引用文献（著者名五十音順）】

- 岡田裕之二〇〇九「久里双水古墳の墳丘形態と前期古墳の中の意義」田島龍太・宮本一夫編『久里双水古墳』唐津市文化財調査報告書第九五集
- 蒲原宏行一九九一「古墳時代初頭前後の土器編年―佐賀平野の場合―」『佐賀県立博物館・佐賀県立美術館調査研究書』第一六集
- 蒲原宏行一九九五「古墳と豪族―佐賀平野の首長墓―」小田富士雄編『風土記の考古学』五『肥前国風土記』の巻 同成社
- 小松譲一九九九「肥前東部地域の横穴式石室導入と展開および終末」『九州における

横穴式石室の導入と展開』第二回九州前方後円墳研究会発表資料集

小松譲二〇〇三「梅白遺跡出土土師器群の編年的位置づけ―梅白式の提唱―」小松譲編『梅白遺跡』佐賀県文化財調査報告書第一五四集

近藤義郎編一九九二『前方後円墳集成』九州編 山川出版社

重藤輝行・西健一郎一九九五「埋葬施設にみる古墳時代北部九州の地域性と階層性―東部の前期・中期古墳を例として―」『日本考古学』第二号

重藤輝行二〇〇七「埋葬施設―その変化と階層性・地域性―」『第一〇回九州前方後円墳研究会 九州島における中期古墳の再検討』九州前方後円墳研究会

重藤輝行二〇〇九「古墳時代中期・後期の筑前・筑後地域の土師器」『地域の考古学 佐田茂先生佐賀大学退任記念論文集』

田辺昭三一九八一『須恵器大成』角川書店

田平徳栄一九八九「佐賀平野における古墳時代前期の埋葬主体について」『老松山遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（一〇） 佐賀県文化財調査報告書第九二集

中間研志一九八六「竪穴式石室・石棺系竪穴式石室」『九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告』六 中巻 福岡県教育委員会

橋口達也一九八三「北部九州における陶質土器と初期須恵器」橋口達也編『古寺墳墓群』Ⅱ 甘木市文化財調査報告書第一五集

松尾禎作一九五〇『佐賀県史跡名勝天然記念物調査報告』第九輯 目達原古墳群調査報告

柳沢一男一九九三「横穴式石室の導入と系譜」『季刊考古学』第四五号 雄山閣

吉留秀敏・渡辺芳郎編一九八九『老司古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書第二〇九集

吉留秀敏一九九〇「北部九州の前期古墳と埋葬主体」『考古学研究』第三六巻第四号 吉留秀敏一九八九「九州の割竹形木棺」『古文化談叢』第二〇集（中）

【検討の対象とした発掘調査報告書等古墳文献】

鳥栖市

七田忠志・松尾禎作一九四九「B S 旭自動車工場遺跡」『佐賀県史蹟名勝天然記念物』第八輯

木下之治一九七三『鳥栖市山浦古墳群』佐賀県文化財調査報告書第二一集

内野武史・石田玲子一九九六『牛原前田遺跡』Ⅱ 鳥栖市文化財調査報告書第四八集

久山高史一九九七『立石地区遺跡群』鳥栖市文化財調査報告書第五三集（立石惣楽遺跡）

徳永禎紹・白木原宜・吉本健一・鹿田昌宏・田中大介二〇〇一『柚比遺跡群』一 第二分冊佐賀県文化財調査報告書第一四八集（平原遺跡八区ST八〇一一）

三養基郡

松尾禎作・七田忠志一九四九『東尾大塚古墳』『佐賀県史蹟名勝天然記念物』第八輯 佐賀県（みやき町東尾大塚古墳）

木下之治・天本洋一編一九七四『姫方遺跡』佐賀県文化財調査報告書第三〇集（みやき町雌塚古墳・雄塚古墳）

中牟田賢治編一九七八『千塔山遺跡』基山町遺跡発掘調査団（基山町大行神古墳、基山町千塔山一号墳）

枉一義編一九八一『香田遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（二）佐賀県文化財調査報告書第五七集（みやき町香田遺跡）

七田忠昭一九八三『一本谷遺跡』上峰村教育委員会

七田忠昭一九八三『船石遺跡』上峰村教育委員会

神埼市
八尋実一九八七『横山遺跡』神埼町文化財調査報告書第一五集

高瀬哲郎・百崎正子・中摩由香編一九九二『朝日北遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（一五）佐賀県文化財調査報告書第一一〇集（朝日北遺跡）

家田淳一編一九九三『切畑遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（一六）佐賀県文化財調査報告書第一一六集（切畑遺跡、猿嶽A遺跡、猿嶽C・D遺跡）

神埼郡
東中川忠美編一九八三『西原遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（三）佐賀県文化財調査報告書第六六集（吉野ヶ里町西一本杉遺跡）

立石泰久編一九九〇『西石動遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書（二）佐賀県文化財調査報告書第九七集（吉野ヶ里町山古賀遺跡）

市川浩文一九九九『戦場古墳群』佐賀県文化財調査報告書第一四〇集（吉野ヶ里町戦場古墳群、吉野ヶ里町浦田古墳群）

佐賀市
松尾禎作一九三六『埴輪圓筒を繞らせる西原古墳』『佐賀県史蹟名勝天然記念物調査報告』第五輯

松尾禎作一九四九『森上古墳』『佐賀県史蹟名勝天然記念物』第八輯

渡辺正気他一九五七『佐賀市関行丸古墳』佐賀県文化財調査報告書第七集

木下之治一九六三『佐賀市金立町丸山古墳』『新郷土』昭和三八年四月号 新郷土刊行会（五本黒木丸山古墳）

木下之治・小田富士雄一九六七『熊本山船型石棺墓』『佐賀県文化財調査報告書第一六集』佐賀県教育委員会（熊本山古墳）

奥村弘・宝蔵寺博一九六八『山王山古墳』佐賀大学考古学研究会

東中川新子・高瀬哲郎・中島直幸編一九八〇『大門西遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（二）佐賀県文化財調査報告書第五一集（大門西遺跡、藤附B遺跡、藤附C遺跡、藤附E遺跡）

枉一義編一九八一『香田遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（二）佐賀県文化財調査報告書第五七集（藤附A遺跡、藤附K遺跡、藤附E遺跡、三郎山遺跡）

東中川忠美編一九八三『西原遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（三）佐賀県文化財調査報告書第六六集（西原遺跡）

蒲原宏行・多々良友博・森田孝志・友貞葉穂子・矢野佳代子・堤圭子編一九八四『金立開拓遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（四）佐賀県文化財調査報告書第七七集（五本黒木丸山古墳、金立開拓遺跡）

東中川忠美編一九八六『久保泉丸山遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書（五）佐賀県文化財調査報告書第八四集

福田義彦一九八七『黒土原遺跡』佐賀市文化財調査報告書第一九集

田平徳栄編一九八九『礫石遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書（九）佐賀県文化財調査報告書第九一集（佐賀市久池井一本松遺跡）

家田淳一編一九九三『切畑遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（一六）佐賀県文化財調査報告書第一一六集（鈴熊遺跡）

古賀章彦一九九六『藤附遺跡一区・大塚遺跡一区・大日遺跡二区』佐賀市文化財調査報告書第六六集

前田達男・楠本正士・中野充一九九七『西千布遺跡二・七区・友貞遺跡七・一二区』佐賀市文化財調査報告書第八〇集

木島慎治・前田達男二〇〇〇『古村遺跡四区』佐賀市文化財調査報告書第一一七集

小城市

高瀬哲郎編一九八九『老松山遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書
(一〇) 佐賀県文化財調査報告書第九二集(織島西分古墳群、滝C遺跡、滝A遺跡、寺
浦遺跡、寄居遺跡)

蒲原宏行一九九八『織島西分遺跡群』三日月町文化財調査報告書第三集(小城円山古
墳)

古庄秀樹二〇〇〇『茶筌塚古墳の調査』『小城町立歴史資料館・小城町立中林梧竹記
念館調査研究報告書』第一集

太田正和・永田稲男二〇〇六『織島東分下遺跡』小城市文化財調査報告書第一集
木下巧一九七一『一本松古墳群調査概報―第二次発掘調査―』小城町教育委員会

多久市

西村隆司編一九八七『撰分遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書

(七) 佐賀県文化財調査報告書第八七集

武雄市

木下之治一九七三『武雄市玉島古墳』武雄市教育委員会

木下之治一九七五『潮見古墳』武雄市教育委員会(丸山古墳、白岩山古墳)

原田保則一九八〇『矢ノ浦遺跡』武雄市文化財調査報告書第八集

原田保則二〇〇一『武雄市内遺跡発掘調査報告書(平成三年度～一一年度)』武雄市
文化財調査報告書第四一集(草場遺跡)

杵島郡

木下之治一九六八『龍王崎古墳群』佐賀県文化財調査報告書第一七集(白石町龍王崎
古墳群)

唐津市

松尾禎作一九五一『横田下古墳』『佐賀県史跡名勝天然記念物調査報告』第一〇輯
田平徳栄・蒲原宏行編一九八〇『経塚山古墳』浜玉町文化財調査報告書第一集

唐津湾周辺遺跡調査委員会編一九八二『末盧国』六興出版(谷口古墳、横田下古墳、
樋ノ口古墳、迫頭古墳群、長崎山古墳群、和多田権現山古墳、神集島学校東二号墳、
島田塚古墳)

中島直幸編一九八七『双水柴山遺跡』唐津市文化財調査報告書第二〇集

岩尾峯希二〇〇一『衣干古墳群』唐津市文化財調査報告書第九〇集

草場誠司二〇〇三『鶏ノ尾遺跡』(二) 唐津市文化財調査報告書第一〇九集

小松譲編二〇〇六『大江前遺跡』西九州自動車道建設に係る文化財調査報告書(三)

佐賀県文化財調査報告書第一六七集(目貫古墳群)

田島龍太・宮本一夫編二〇〇九『久里双水古墳』唐津市文化財調査報告書九五集

伊万里市

大塚初重・小林三郎一九六二『佐賀県奎路寺古墳』『考古学集刊』第一卷第四冊

(佐賀大学地域学歴史文化研究センター併任(文化教育学部)講師)

研究

佐賀藩における特別会計

伊 藤 昭 弘

はじめに

本稿は佐賀藩における特別会計について、一般会計（年貢などの本来的な収入と藩政にかかる支出、各藩の財政担当部局が管理）に相当する収支の詳細を記した「大目安」^①を用いて分析する。近世の「藩」における特別会計とは、一般会計とは別に藩政諸部局や藩主家が独自に保有・管理した資産であり、その検討は史料的な限界もあり容易ではない。しかし筆者はこれまで、萩藩・松代藩における特別会計を検討したほか、佐賀藩についても「引分方」という特別会計の存在を明らかにした。^{②③}本稿でも触れるが、「大目安」に拠る限り、引分方には莫大な資産が蓄積されていたと評価可能であり、その存在に注目した点において、佐賀藩財政研究に一石を投じたと自負している。

しかし前稿は、「大目安」に計上された収支項目を債務の借入・返済の収支（前稿では「借入収支」とした）、引分方との資金の出入りの収支（同「特会収支」、その他の収支（同「経常収支」）、の三つに分けて検討したのみであった。そもそも前稿の最大の目的は、「大目安」に毎年計上されていた莫大な収支残高（翌年に繰り越される）の評価を変えること、すなわち従来はイコール債務として理解され、その増加は財政悪化の指標であるかの

ように解釈されていた収支残高について、前稿では会計における「行為の二面性」^⑤の観点から、残高＝資産と位置づけ直すことであり、引分方はその過程で発見した。そのため「大目安」の収支動向や、引分方以外の特別会計については、ほとんど論じていなかった。

そこで本稿では、引分方以外の特別会計についても推移を詳細に分析し、佐賀藩財政において、特別会計が如何なる役割を果たしたのか、検討したい。

一、「大目安」の経常収支と特別会計

(一)「大目安」の構造——特別会計分析の前提——

前稿で詳しく検討したが、「大目安」の収入は「年貢などの収入＋特別会計からの収入＋前年度繰越＋借入」、支出は「行政関係支出＋特別会計への支出＋返済」という構造であった。そのため前稿では、毎年の収支（収入は前年度繰越を除く）を「経常収支」「借入収支」「特会収支」に分けて分析した。本稿では、繰越と借入・返済を除いた、前稿の「経常収支」「特会収支」にあたる部分を改めて「経常収支」（以下、単に「収入」「支出」とした場合）「経常収入」「経常支出」を指す）と定義し、借入／返済を除いた収入／支出のうち、特別会計にかかるものはどれくらいあったのか、を

表1 「大目安」における借入／返済と経常収支

期	年	収入計 (繰越除く)	借入	経常収入					比 (%)	支出計	返済	経常支出				比 (%)	経常収支	米価	
				合計	一般			特会				合計	一般						特会
					売米代	米収入	その他						米支出	その他					
I	明和元～8	36,504	26,006	10,498	6,799	3,049	512	138	1	37,059	25,123	11,937	3,390	8,527	20	0	-1,439	60	
II	安永元～8	24,415	14,205	10,210	6,332	2,903	799	176	2	25,847	14,077	11,770	2,742	8,995	33	0	-1,561	49	
III	安永9～天明7	20,800	5,060	15,740	9,241	3,539	702	2,258	14	22,926	8,237	14,689	3,867	8,612	2,210	15	1,050	68	
IV	天明8～寛政7	13,715	2,253	11,462	5,883	3,241	266	2,072	18	13,376	2,289	11,087	3,597	6,714	776	7	375	64	
V	寛政8～享和3	18,302	5,045	13,257	7,587	2,897	310	2,464	19	19,167	5,613	13,554	3,724	8,452	1,378	10	-297	65	
VI	文化元～8	32,700	16,400	16,300	7,857	2,627	1,070	4,746	29	31,350	15,914	15,437	3,363	10,053	2,021	13	864	57	
VII	文化9～文政2	50,127	27,529	22,598	8,888	2,480	2,610	8,619	38	47,732	28,118	19,615	3,247	13,848	2,520	13	2,983	53	
VIII	文政3～10	41,571	18,671	22,900	8,780	2,950	1,902	9,268	40	42,295	19,327	22,967	3,461	13,956	5,550	24	-67	56	
IX	文政11～天保6	28,693	12,002	16,692	8,425	4,393	128	3,745	22	32,315	13,362	18,953	5,357	7,708	5,888	31	-2,261	81	
X	天保7～14	27,254	8,849	18,405	10,061	5,233	-1,032	4,143	23	28,507	10,996	17,511	6,390	8,515	2,606	15	894	92	
XI	弘化元～嘉永4	22,173	4,889	17,284	9,410	5,985	-1,179	3,068	18	22,884	5,556	17,328	6,937	8,088	2,303	13	-44	97	
XII	嘉永5～安政4	19,189	720	18,470	9,294	4,922	-45	4,299	23	20,679	674	20,005	6,523	10,231	3,251	16	-1,536	90	

注：単位は銀貫。米価のみ銀匁。「比」は経常収入・支出に特会が占める比率。Ⅰ 買米満（米価は1匁未満、比は1%未満）非表示。

検討する。

表1は、経常収支の構造について、「大目安」が連続して残る明和元年から安政四年までの九四ヶ年を、八ヶ年ごとに二期（最終期は六ヶ年）に分け、各項目一ヶ年あたり平均値を算出したものである。以下、本稿ではこの時期区分を用いる。収入・支出とも、特別会計にかかる項目の集計値を〈特会〉⁽⁷⁾とし、それ以外の経常収支を〈一般〉とした。また〈一般〉は、収入では大坂廻米などの販売代銀を〈売米代〉、米収入（年貢などの収入—売米+買米）をその時々々の米価で銀換算したものを〈米収入〉、〈売米代〉以外に銀・定銀で計上された収入を〈銀収入〉とした。支出では、収入同様に米支出を銀換算したものを〈米支出〉、銀・定銀で計上された支出を〈銀支出〉とした。なお、これ以降「Ⅰ期はⅠ貫（石）」と記した場合は、すべてその期の一ヶ年平均値である。

まずは藩債の借入／返済についてみておきたい。Ⅲ期以外、借入／返済額はほぼ均衡しているほか、一二期のうち八期で返済額の方が多い。前稿でも検討したように、佐賀藩藩債は借入↓返済↓借入…というサイクルが確立しており、過剰に借入に頼った年はみられず、逆にⅢ期のように、返済が大きく上回る場合もあった。⁽⁹⁾すなわち「大目安」会計において、経常支出に充てるための可処分所得を増やすには、経常収入の増加が必要だったことがわかる。

(二) 経常収支と特別会計

続いて経常収支と〈特会〉の動向について、各期ごとにみていきたい。

○Ⅰ期・Ⅱ期

収入は、両期ともに〈一般〉の〈売米代〉〈米収入〉がほとんどを占めて

いる。ただ売米量はⅡ期の方が多いが、米価の差によってほぼ同水準となった。米価下落による収入源を、売米量の増加で補ったのだろう。一方〈銀収入〉は全体の五〇八%、〈特会〉は一〇二%に過ぎない。小物成収入が小物成方―懸硯方に別会計とされている以上、極めて本来的な藩収入の姿といえる。支出についても〈特会〉は僅かであり、〈一般〉が大半である。

○Ⅲ期

収入は、まず〈売米代〉が前期の一・五倍ほどに増加している。売米量は前期とほぼ同じで、米価の上昇が要因である。また〈特会〉の増加が著しく、前期比十倍以上、収入の一四%を占めるまでに至っている。〈売米代〉〈特会〉の増加により、収入総額は前期比一・五倍となっている。支出で、やはり〈特会〉が二千二百貫（支出の一三%）に達しており、収入・支出とも、〈特会〉が一定の存在を示すようになった。

○Ⅳ・Ⅴ期

Ⅳ期は、収入・支出とも一転してⅡ期の水準に近いところまで減少している。収入は〈売米代〉の減少が著しいが、米価もやや下がっているものの、四万石以上にのぼる売米量の減少が主な要因である。一方〈特会〉はほぼ前期並みで、比率は一八%に上昇している。支出では、〈特会〉〈一般〉とも千五百貫ほど減少しており、収入減に対応したとみられる。Ⅴ期は、収入・支出とも二千貫ほど増加している。〈特会〉の比率はⅣ期とほぼ同じで、構造に大きな変化はみられない。

○Ⅵ期

〈特会〉の前期比二倍近い増加、および家臣・領民を対象とした献金米強制的開始（文化三年）により〈その他〉が増加したため、収入が三千貫ほど増えている。そのなかで、〈特会〉の比率は二八%となっている。支出も

全般的に増加しているが、構造面での変化はみられない。

○Ⅶ・Ⅷ期

両期とも収支が膨張し、収入は二万二千貫余、支出も二万貫前後と、Ⅰ期と比較して二倍以上に達している。収入では、売米量の増加により〈売米代〉もやや増加しているが、最大の要因は〈特会〉の急増で、Ⅷ期では九千五百貫余、比率も三六%まで達している。〈その他〉の増加は、富くじ（勸化講）、文化十年開始の収益や人別銀の徴収（文化一四〇文政七年）による。

支出では、やはり〈特会〉がⅥ期比で二倍以上に増加している。〈一般〉の増加は、当該期の藩主斉直の奢侈や、文化八年のフェートン号事件、文化十一年の空米切手事件といった緊急支出を要する案件があったこと、さらにⅧ期では、藩札（米筈）回収費用（米筈御改法二付御遣出米筈引替用渡方前）として一万九八四三貫余が計上されたこと（後述）が要因である。

○Ⅸ～Ⅻ期

当該期の収入では、〈特会〉がⅧ期に比べてほぼ半減の三〇四千貫で推移した。また米価変動により〈売米代〉が増減し、その結果収入総額が変動している。さらに〈その他〉がⅨ期まで漸減し、Ⅻ期に急増している。これは富くじ発行を徐々に縮小・停止した一方で、Ⅻ期は安政三、四年に藩札発行益（御造立銀札納）が四七六七貫余、三八五八貫余と計上されたためである。

支出でも、〈特会〉がⅧ期に比べほぼ半減している。支出はⅨ期に藩主直正の緊縮政策により激減したが、その後は軍事関係支出の増加など、直正の藩政方針に沿った支出増がみられる。

表2 特別会計内訳

期	繰 入							繰 出							収 支
	銀蔵	懸硯方	抱夫方	引分方	乞答納	その他	特会	銀蔵	懸硯方	抱夫方	引分方	乞答渡	その他	特会計	
I	1	137	—	—	—	—	138	8	12	—	—	—	—	20	118
II	29	147	—	—	—	—	176	33	—	—	—	—	—	33	143
III	849	356	201	348	4	499	2,258	278	2	—	1,797	133	—	2,210	47
IV	725	329	317	352	95	254	2,072	357	—	10	120	289	—	776	1,296
V	808	384	576	381	199	117	2,464	504	—	72	687	115	—	1,378	1,086
VI	783	321	530	1,829	1,175	110	4,746	499	—	87	262	1,174	—	2,021	2,725
VII	1,165	367	446	4,662	1,900	79	8,619	465	—	99	143	1,813	—	2,520	6,099
VIII	2,028	379	447	2,908	3,421	86	9,268	1,632	—	359	350	3,209	—	5,550	3,719
IX	1,485	485	620	217	917	22	3,745	711	—	340	3,561	1,276	—	5,888	-2,143
X	1,779	792	716	329	497	29	4,143	831	14	348	826	575	13	2,606	1,537
XI	1,609	371	750	232	71	35	3,068	1,126	356	314	366	57	84	2,303	766
XII	1,768	1,003	770	267	294	197	4,299	1,185	319	340	1,099	309	—	3,251	1,048

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

以上収支の動向を期別にみたが、特別会計の推移に注目すると、
 ○Ⅰ・Ⅱ期：ほとんど収支に影響していない時期。
 ○Ⅲ～Ⅴ期：収支とも一定の存在を示すようになった時期。
 ○Ⅵ～Ⅷ期：増加傾向にあり、収支の動向に大きく影響した時期。
 ○Ⅸ～Ⅻ期：前の時期に比べ減少するも、やはり一定の存在を示した時期。
 と区分できようか。こうした推移の理由はどこにあるのか、特別会計の詳細を検討することで手がかりを得たい。

表3 〈銀蔵〉内訳

期	替米代	銀蔵米蔵込納	銀蔵米蔵役内諸渡滞銀米納	銀米蔵其外江諸方込納	銀米蔵渡滞并舞替引付納	銀蔵役内其外両替間銀納	その他	繰入計	米蔵役内替米代渡	両替代渡	銀米蔵前役内渡滞并舞替引付之内渡	銀蔵役内其外潰間銀	その他	繰出計
I	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	8	—	8
II	—	—	—	—	—	—	29	29	—	—	—	33	0	33
III	220	136	178	—	—	223	73	831	193	—	—	78	—	271
IV	350	—	—	—	—	361	—	711	269	—	—	62	—	331
V	245	—	—	—	—	564	—	809	245	—	—	259	—	505
VI	260	—	—	—	—	509	—	785	270	—	—	232	—	501
VII	185	—	—	—	—	974	—	1,159	197	—	—	267	—	465
VIII	233	—	—	—	—	1,792	—	2,025	235	—	—	1,394	—	1,629
IX	83	—	—	158	608	639	1	1,489	82	447	188	—	0	717
X	—	—	—	277	656	860	0	1,794	—	701	131	—	1	833
XI	—	—	—	404	242	953	1	1,601	—	736	108	—	284	1,128
XII	—	—	—	346	166	1,257	1	1,770	—	979	47	—	160	1,185

註：単位は銀貫。1貫未満は非表示。

(一) 銀蔵・懸硯方についてⅠ、Ⅱ期

二、「大目安」特別会計の詳細

本章では前章最後に示した時期区分を用いて、特別会計の詳細を検討したい(表2)。まずⅠ、Ⅱ期は、両期とも〈銀蔵〉(表3)・〈懸硯方〉(表4)が若干みられるのみである。銀蔵は、米蔵とともに藩の米銀資産などを管理する部局で、〈銀蔵〉の繰入(特会から「大目安」会計へ)では「跡銀蔵役内出目間銀納」が明和元年のみ(八貫余)、「銀蔵別段銀請払帳内目安向余銀二相成候二付納」が安永元々五年にみられる。後者は安永三年に一七二貫余、同五年に四八貫余が計上されているが、他

表4 〈懸硯方〉内訳

期	米収入 繰入	増俵銭銀御掛硯 方と被差出候	その他 繰入	繰入計	繰出計
I	138	—	—	138	12
II	54	76	17	147	—
III	145	151	55	352	1
IV	177	145	9	331	—
V	183	163	37	384	—
VI	131	166	43	336	—
VII	123	190	52	365	—
VIII	167	192	21	380	—
IX	266	184	35	486	—
X	403	278	124	806	14
XI	174	200	12	385	356
XII	759	194	59	1,012	319

註：単位は銀貫。1貫未満は非表示。

の年は数貫程度である。繰出（大目安）会計から特会へ）では、「銀蔵役内其外潰間銀」が明和六年からほぼ毎年数〱数十貫ほど計上された。

「間銀」について、長野漣氏は金銀などの正貨や藩札の両替損益とされている。⁽¹²⁾

実際に、前述の明和元年のように「出目」という文言がある場合や、天明元年以降は「両替間銀」と表現されており、基本的に異論はない。ただ、文政四年には一万三千貫以上の「間銀」が計上されており、長野氏はこの年に整理再発行された米筭との関連を指摘されているが、それでもこの額は余りにも大きい。「間銀」について、次の史料をみてみたい。

爰元御遣料去ル丑年御側御引請ニ相成、其砌者米価も致下落、御備茂無之、場所柄之儀候得者、責而金間銀ニ而も相備居候半而不相叶候付、勘定所江も右之趣相達置候、其後米直段も高価ニ相成、御備銀も相備、金間銀も段々相増候ニ付（後略）⁽¹³⁾

天明元年、江戸費用（「江戸御遣料」）が「御側引請」とされた。具体的には、御側御米方が管理する「側」の米収入を江戸費用に充てたようである⁽¹⁴⁾。佐賀藩では職制や会計など「側」（藩主家）と「外向」（藩政）に分離しており、右の史料は天明八年に年寄役（側運営の中心）から「江戸地方」

（江戸藩邸運営のことか）へ出された書付である。「爰元」は江戸を意味し、その費用が側引請になって以降、「金間銀」を何とか増やすように努め、近年の米価上昇によって備蓄もでき、「金間銀」も増した、とある。すなわち「金間銀」は、江戸藩邸における備蓄銀の財源のひとつと理解できる。文政四年のように、多額の「間銀」が計上されている場合には、その年の両替益だけでなく、年々蓄積されていた分も含むのではないだろうか。本稿では、「（金）間銀」を当該部局の備蓄銀のひとつと、「潰間銀」は両替損のほか、運用失敗などに生じた備蓄銀の損失と、より広く定義したい。

I、II期の検討に戻ると、「間銀」の損益を含む〈銀蔵〉繰出入はさほど大きくなく、当該期は〈懸硯方〉からの繰入が多い。〈懸硯方〉は、I期は「御新地方并丑年以来上り地有米諸渡方相成候残、御懸硯方と被差出候」と、「御新地」（新開地）などからの懸硯方米収入の一部を「大目安」会計に繰り入れたもので、銀での繰入はない。II期は「御新地」が半分以上減った一方で、「増俵銭銀御掛硯方と被差出候」と、領内港湾における諸税収入で、懸硯方が管轄した「増俵銭」の繰入（全額か、一部か不明）が安永四年以降計上され、米収入繰入の減少分をほぼカバーしている。懸硯方への繰出は、明和三〱五年に「御初穂金」が三三貫前後ずつ計上されたものの、臨時的なものである。両期とも繰入が多いが、「大目安」会計全体に影響するほどの規模ではない。

（二）特別会計の質的拡大―Ⅲ〱Ⅴ期―

○銀蔵

前述の通り、Ⅲ期以降特会のあり方が大きく変わる。まず〈銀蔵〉は、繰入では天明元年より「替米代」が毎年計上される。米で計上され、各期

表5 〈抱夫方〉内訳

期	抱夫料米俵又高木郡抱夫方御遺料之内、大配分割合前并人馬賃銀俵薪代其外渡	抱夫方御遺料残納	その他	繰入計	高木郡抱夫方相掛候駅々動雑用御合力銀筆紙墨料、俵又諸通人馬賃銀其外渡	抱夫方御遺料	高木郡抱夫方相掛候諸通路人馬賃銀其外郡方請負米渡	高木郡抱夫方御遺料	繰出計
I	—	—	—	—	—	—	—	—	—
II	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III	—	181	20	201	—	—	—	—	—
IV	77	125	116	317	10	—	—	—	10
V	574	—	2	576	72	—	—	—	72
VI	529	—	1	530	87	—	—	—	87
VII	446	—	—	446	99	—	—	—	99
VIII	447	—	—	447	51	290	17	—	359
IX	620	—	—	620	—	308	32	—	340
X	716	—	—	716	—	310	39	—	348
XI	750	—	—	750	—	260	41	13	314
XII	770	—	—	770	—	243	—	97	340

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

とも銀換算で二〇三百貫ほどである。「替米代」は囲米など備蓄米を「大目安」会計に繰り入れたもので、支出でも「替米代渡」が計上されている。「間銀」も、同じく天明元年よりほぼ毎年計上され、当該期ではⅢ期の二二三貫余からⅤ期の五六四貫余へと徐々に増加している。またⅢ期の天明三、四年のみ「出目銀」なる項目が現れ、二六五貫余、三一四貫余が計上されている。「出目間銀」「両替間銀」との差違は不明だが、「両替間銀」とは別項目としてあがっている以上、両替益とは別の意味があるのかもしれない。

そのほかⅢ期において、「銀蔵米蔵役内諸渡銀米納」（天明元、三、四年）、「銀蔵米蔵る納」（天明二、四年）という項目が計上されている。前者は、「銀米蔵が本来余所へ支払うべき銀米を、「大目安」会計に繰り入れた」という意味とみられる。銀蔵からすると「滞」という負債を抱えることになるが、「大目安」会計にはプラスとなる。後者はそのまま、「銀蔵」からの繰入である。Ⅲ期は、このような〈銀蔵〉から「大目安」会計への繰入の存在が特徴だが、Ⅳ期以降はみられなくなる。〈銀蔵〉への繰入は、「替米代渡」と「潰間銀」のみである。「替米代渡」は、繰入の「替米代」と比べて少ない年が多い。「潰間銀」も「間銀」より少ない。

○懸硯方

〈懸硯方〉は、繰入では米収入がⅠ期並みに戻ったほか、増俵銭銀が倍増している。また米収入は、天明元年以降「御鷹方・御狩方御遺料」など支出内容を特定しての繰入となっており、懸硯方がより「大目安」会計に取り込まれ、量・質ともに両者の関係が緊密になった。その他Ⅲ期の安永九年に「江戸元メ方御遺料銀之内御懸硯方る被差出候」として三五六貫余、Ⅴ期の享和三年に「御書院御建方入具銀御掛硯方る被差出候」として二九二貫余と多額の繰入がみられるが、いずれも臨時的なもので、懸硯方と「大目安」会計の関係に大きな影響はない。繰出はほぼ皆無である。

○抱夫方

Ⅲ期より、〈抱夫方〉（表5）、〈引分方〉、〈乞筈〉、〈その他〉にかかる計上項目がみられるようになる。抱夫方は、その名称から普請や交通にかかると人夫雇用などを担う部局とみられる。天明元年より、「御牧方俵又手男方御遺料之内へ抱夫方る納」と、特定部局の支出に対する抱夫方からの繰入が現れる（表5では「その他」として一括）。支出対象部局は御石火矢

方・修理方・御牧方・山取方・巡見方・手男方など多岐にわたるが、ほとんどは毎年一〜二貫程度の少額か、高額な場合も巡見方が天明八年のみ百七貫計上されるなど、一〜四ヶ年程度計上される程度である。例外は山取方で、天明五年から寛政六年まで毎年計上され、額も十〜百五十貫と、年によっては大きかった。

そのほか「抱夫方御遺料残納」（繰入）が天明五年〜寛政四、六年に計上され、Ⅲ期では抱夫方の大半を、Ⅳ期では約四割を占めたが、寛政七年以降はみられなくなる。代わって「抱夫料米儲又高来郡抱夫方御遺料之内、大配分割合前并人馬賃銀炬薪代其外渡」なる項目がみられるようになり（同項目は、寛政五年にも計上）、寛政七年には六一四貫余が計上された。この項目は、「抱夫料米儲又高来郡抱夫方御遺料」すなわち抱夫方支出に充てるために¹⁵⁾「大配分」（大身家臣）から徴収したり、「人馬賃銀」などとして領民から徴収する銀米、すなわちそれまでの抱夫方の独自収入を指すと筆者は理解している。寛政六年までは「御遺料残」すなわち抱夫方会計の収支残が「大目安」会計に繰り入れられたが、同七年以降は抱夫方会計収入のほとんど、もしくは全てが対象とされるようになった。

そのため寛政六年までは全く計上されていなかった抱夫方支出が、同七年以降「大目安」に現れた。抱夫方会計はがんらい独立採算制を採り、剰余銀米が様々な名目で「大目安」に繰り入れられたが、寛政七年以降は抱夫会計全体が「大目安」会計に取り込まれた。これにより「大目安」への繰入がⅤ期には大きく増加した一方、計上されるようになった支出は七二貫程度であり、結果五〇三貫余もの剰余銀が「大目安」会計に残された。

○引分方

引分方については前稿で検討し、佐賀藩の債権を管理しつつ、「大目安」

表6 〈引分方〉内訳

期	諸役滞引分方 引付其外納	銀米蔵儲又引 分方其外納	引分方納	繰入計	諸役滞銀米引 分方引付之内 渡方前	引分方引付之 内出切渡	その他	繰出計
I	—	—	—	—	—	—	—	—
II	—	—	—	—	—	—	—	—
III	348	—	—	348	675	—	1,122	1,797
IV	60	292	—	352	120	—	—	120
V	—	381	—	381	687	—	—	687
VI	—	1,829	—	1,829	262	—	—	262
VII	—	4,662	—	4,662	143	—	—	143
VIII	—	2,908	—	2,908	350	—	—	350
IX	—	189	28	217	83	3,477	—	3,561
X	—	—	329	329	—	826	—	826
XI	—	—	232	232	—	366	—	366
XII	—	—	267	267	—	1,099	—	1,099

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

から移転された莫大な米銀を保有し、逆に「大目安」へ米銀を移す場合もあったことを明らかにした。この前稿における結論は、本稿でも継承している。

「大目安」における引分方にかかる項目は（表6）、抱夫方同様天明元年に「諸役滞銀米引分方引付之内渡方前」（繰出）二四三貫余が計上されたのが初めてである。翌年からは繰入にも「諸役滞引分方引付其外納」なる

項目が計上されるようになった。引分方は「大目安」会計から「諸役」へ渡すべき米銀を立て替える場合があり、繰入の場合には引分方による立て替え（「大目安」会計に対する貸付）、繰出の場合には「大目安」から引分方への返済となる。こうした「大目安」会計と引分方との貸借は天明元年以前にも存在し、同二年には寛延三年から明和九年までの立替分八九七七貫余が引分方へ支払われている（「その他」に分類）。すなわち天明元年以前の立替は「大目安」収支項目には反映されずに「大目安」の枠外で処理されていた。しかし天明元年以降は「諸役…」という項目により、「大目

表7 〈乞筈〉内訳

期	江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候ニ付跡役江乞筈前納	その他	繰入計	江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候ニ付乞筈前渡	御印蔵別段銀御本丸御蔵納用乞筈前渡	その他	繰出計
I	—	—	—	—	—	—	—
II	—	—	—	—	—	—	—
III	4	—	4	—	133	89	222
IV	81	14	95	55	234	—	289
V	166	33	199	115	—	0	115
VI	1,021	154	1,175	1,174	—	—	1,174
VII	1,781	120	1,900	1,555	—	259	1,813
VIII	3,421	—	3,421	3,209	—	—	3,209
IX	917	—	917	1,276	—	—	1,276
X	431	66	497	502	—	73	575
XI	69	2	71	55	—	2	57
XII	294	—	294	309	—	—	309

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

わかるように計上されたことから〈引分方〉に分類した。入れ替わりの理由は不明だが、「諸渡滞」という文言が消えており、立替に限定せず引分方から米銀が繰り入れられるようになったとみられる。

当該期、〈引分方〉繰入は各期とも三百数十貫でほぼ一定しているが、繰出はⅢ期が一七七貫余、Ⅳ期が一二〇貫余、Ⅴ期が六八七貫余と変動が激しい。ただしⅢ期は前述の寛延三、明和九年立替分の繰出があったほか、天明四年には「諸役…」が三二〇七貫余も計上されたため、Ⅴ期は寛政一〇年に「諸役…」四三九五貫余が計上されたため、それぞれの期間

「安」に反映されるようになった（引分方が立て替えた支出内容も「大目安」支出に含まれる）。

「諸渡滞引分方引付其外納」は寛政元年以降みられなくなり、代わって「銀米蔵儲又引分方其外納」が計上されるようになる（繰出の「諸役滞銀米…」はそのまま。「銀米蔵」や「其外」といった文言があるため〈引分方〉に含めるのは適当ではないとも考えられるが、「諸渡…納」と入れ替

内、一定して高水準を保っていたわけではなかった。天明四、寛政一〇年の「諸役…」の増加理由は不明である。

○乞筈

佐賀藩では例えば米建てで発行された藩札を「米筈」と呼ぶなど、「筈」は札、手形、といった意味で使用される。「大目安」では、例えば収入項目として「江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候ニ付跡役江乞筈前納」など

「乞筈」という文言が含まれるものがあり、それをまとめて〈乞筈〉とした（表7）。

〈乞筈〉にかかる「大目安」計上項目のうち、文政元年の「江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候ニ付、向役江之乞筈前納」（繰入）に関してのみ、その内訳が記されていた（表8）。まず銀蔵・江戸元メ方・大坂上米方の部局名のみを記した米銀高が記され、いったん集計されている。こまでは、江戸元メ方関係費のうち「大目安」会計から支出すべき分について「不足」が生じたため、銀蔵ほかから立替払いを行い、立替額を

表8 文政元年「江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候ニ付、向役江之乞筈前納」内訳

項 目	銀（貫）	米（石）
銀蔵	51	
江戸元メ方	749	
大坂上米方		7,774
小計	801	7,774
丑ノ寅大納戸役内江巳秋銀蔵ノ出方前、但江府御懸硯方調達金元利巳秋銀蔵書出前受込	304	
亥ノ子大納戸役内江入切引合詰酉秋銀蔵ノ出方前	23	
親姫様御出府方御遺料入切前酉秋銀蔵ノ乞筈を以受込前	204	
右同断江戸元メ方受込御同人方様御引越方御遺料并御持参金之由、御国許ノ仕向方、但此銀御国許ノ者同年上銀仕向無之、惣而御引越方入切取結之儀酉ノ戌銀蔵ニ而入切取結ニ相成居候ニ付而者、夫迄之内ニハ追々上銀仕送り手数相成居可申ニ付、夫迄を以向役ノ之受込手数相整置	336	
小計	867	
合計	1,668	7,774

註：銀は1貫、米は1石未満非表示。

「乞筭」にて「大目安」へ申告した、ということだろう。江戸元メ方・大坂上米方の額が大きいことも、こうした見方を裏付ける（江戸での支出に対応しやすい）。続いて「丑の寅」以降の項目が、「其外」に該当すると考えられる。各項目とも解釈が難しいが、大納戸や観姫（斉直妹）にかかる費用を銀蔵が立て替えたと理解したい。また、項目名には不足が生じた部局名が記されており、実際に立て替えた部局を指している訳ではない。

以上の通り、「乞筭」について本稿では、銀蔵など諸部局が「大目安」会計に代わり立て替えた分を申告する、手形のような機能を果たしていたと考える。前述の「乞筭前納」の場合には、「乞筭」発行部局から「大目安」会計への米銀繰入である。逆に「大目安」支出項目には「乞筭前渡」と計上され、「乞筭」発行部局への繰出となる。¹⁷⁾

〈乞筭〉は、繰入・繰出ともⅢ期から現れる。ただ当該期では、繰入では「江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付跡役江乞筭前納」が天明七年、寛政五～八年に、繰出では「諸役所負銀其外跡方銀蔵役内江向送二相成候処、依御仕組跡銀蔵之乞筭前渡」が天明二年、「御印蔵別段銀御本丸御蔵納用乞筭前渡」が天明六～八年、寛政二～四年に計上され、それぞれ額は数十～数百貫と大きい。長期間連続して計上されるような項目は無い。この時期は、まだ「乞筭」を媒介とした「大目安」会計と諸部局との米銀の出入りは定例化していなかった。しかし引分方などと同様にⅢ期から現れたことは、他の特会との関係も考えられる。

○その他

〈その他〉は、ここまでの特会に加えなかったものの総計である。各項目とも単年～数年のみの計上か、長期間計上された項目もさほど額が大きい。ないため、単独の分類項目とはせずに一括した。これも、やはりⅢ期の天

明元年から現れる。Ⅲ期の繰入が四九九貫余と多いが、これは「大坂銀方役内跡役之引送前其外納」二八三九貫余、天明二～四、六年「竹木買料余銀納」四三～七五貫余、天明七年「御側御米方御武具方江戸元メ方其外跡年御遣料残銀米納」三八一貫余など、単年もしくは短期間ではあるが、一定額ある項目が計上されたためである。特に、ここまでの分析からも注目される天明元年に、多額の繰入がなされたことは注目される。項目の性質としては、「跡役之引送」「残銀米」といった文言から、諸部局における剰余米銀が「大目安」会計に繰り入れられたことがわかる。また天明五年から、「御武具方御遣料之内米筭方納」が文政四年まで（文化一～一年除く）計上される。額は十～二十貫程度だが、このように特定用途を指定して諸部局（米筭方以外には修理方・六府方など）の資金を「大目安」に繰り入れる方式は、前述の抱夫方でもみられた。ただ長期に続くのはこの「御武具方」のみである。「大目安」からの繰出は、当該期はみられない。

以上の通り、当該期は抱夫方などの特会との新たな関係が始まったほか、Ⅰ期よりみられた銀蔵・懸硯方も定例的かつ多額となった。その変化は、ほとんどの項目でⅢ期の天明元年を起点としており、同年についての評価は後述したい。

（三）特別会計の量的拡大と安定化―Ⅵ～Ⅻ期―

○Ⅵ～Ⅷ期

・繰入

Ⅵ期の〈特会〉総額はⅤ期の二倍近くに達しているが、内訳をみると〈引分方〉と〈乞筭〉の増加によるものである。まず〈引分方〉は、「銀米蔵儲又引分方其外納」が文化三年に二千貫を超え、四・五年は千五百貫弱、六

年には七〇九九貫余に達したことが大きい。〈乞筭〉は「江戸元々方其外役内御遣料不足相立候二付跡役江乞筭前納」が増加しているが、正確には「江戸元々方大坂上米方其外役内御遣料不足相立候二付乞筭前納」と「大坂上米方」が明記されている（立替払いの性質自体に変わりないので、表7では「江戸元々方其外役内御遣料不足」と一括した¹⁸⁾。これはV期最終年の享和三年から現れて文化六年まで続き、享和三〇文化二年は千二百貫前後、文化三・四年はともに二二六七貫余、同五・六年は四百貫前後である。

V期は、〈銀蔵〉・〈引分方〉・〈乞筭〉が増加する。〈銀蔵〉は、「銀蔵役内其外両替間銀納」がVI期と比してほぼ倍増しており、文化九、一二〇一四、文政元年と一千貫を超えている。〈引分方〉は文化一二年に「銀米蔵偕又引分方其外納」が二万五七五九貫余と莫大な額が計上された。乞筭は「江戸元々方其外役内御遣料不足」が文化一二〇一四年に三千〇三千七百貫ほど計上されている。やはり前期同様〈引分方〉・〈乞筭〉の増加が大きく、特会全体額を大きく引き上げた。

V期は、〈銀蔵〉・〈乞筭〉が増加し、〈引分方〉は減少する。〈銀蔵〉は前期同様「銀蔵役内其外両替間銀納」が増加しているが、文政四年に一万三三四貫余が計上されたため、他の年は数十〇数百貫か、計上されていない年も三ヶ年あった。前述のように、文政四年は大規模な米筭整理が行われた年であり、長野氏の指摘の如くその過程で巨額の利益が生じたか、もしくは同年には米筭回収費用として一万九八四三貫余が「大目安」支出に計上されており、その財源として多額の資金が銀蔵から拠出されたとも考えられる。いずれにしろ、V期の〈銀蔵〉増加は文政四年の突出が要因であり、期間を通じて高水準にあったわけではない。〈乞筭〉は、すべての年で一千貫以上で、文政四・八年には六千貫を超えていた。〈引分方〉

は、V期の文化一二年のように突出した年が無いため、文政三〇五年は六千貫を超えている。ただ文政六年は一九八貫余と急減し、その後は千三百貫程度までしか増加していない。

・繰出

〈乞筭〉の増加が著しい。VI期の文化五年頃より〈乞筭〉繰入とほぼ同額が翌年の繰出に計上されるようになり、VII期にはそのパターンがほぼ確立する。すなわち銀蔵など諸部局による立替払いが「大目安」に申告されると、その翌年には直ちに同額が諸部局に返納されるシステムが成立したとみられる。そのため期別の〈乞筭〉繰出額は、繰入額とほぼ同額となっている。

〈銀蔵〉は、VII期に急増している。これは「銀蔵役内其外潰間銀」が文政三年に四九二三貫余、文政九年に六二一二貫余計上されたためである。兩年とも、文政四・八年に実施された米筭整理との関連が想定されるが、詳細は不明である。

そのほか〈抱夫方〉が、VII期に増加している。文政五年までは「高来郡抱夫方相掛候駅々勤雑用御合力銀筆紙墨料、偕又諸通人馬賃錢其外渡」が毎年一〇〇貫前後計上されていたが、同六年以降は「抱夫方御遣料」として二〇五〇〇貫ほどに増加した。当該期に抱夫方関係支出が増加する要因は見あたらず、「大目安」計上項目の文言から判断すると、文政五年までは抱夫支出の一部（項目名に記載されている部分）を「大目安」から支出していたが、同六年以降は全てを「大目安」から支出するようになったと考えられる。

以上がVI〇VII期における特別会計の詳細である。全体でみると当該期は各期とも数千貫繰入の方が多く、経常支出が増加したため、その対応策と

して諸部局特別会計と「大目安」会計の密着化が図られたのだろう。特に〈引分方〉と〈乞筈〉が大半を占めており、「大目安」会計は両者に依存していたことがわかる。

○Ⅸ～Ⅻ期

・繰入

Ⅸ期に入ると繰入額は激減するが、特に〈引分方〉と〈乞筈〉の減少が著しい。〈引分方〉は、「諸渡滞^⑮」が文政一一・一二年に五九一貫余、九二一貫余が計上されて以降みられなくなり、同五年から「引分方納」が現れるが、額は百貫強とさほど多くなかった。〈乞筈〉も、文政一一・一二年は千七百貫前後とⅫ期中の年度と比しても遜色ない額だが、やはり天保元年以降は途切れはしないものの数百貫程度に減少する。天保元年は斉直に代わって直正が藩主の座に就いた年であり、その影響が考えられる。

〈銀蔵〉は、様相がそれまでと大きく変化した。「両替間銀」は引き続き計上され、Ⅻ期と比べれば減少したが、六三九貫余が繰り入れられた。しかし天保元年以降、備蓄米に関わる「替米代」が消えたほか、「銀米蔵其外江諸方^⑯納」「銀米蔵渡滞并舞筈引付納」が計上されるようになった。前者の「諸方」の詳細は不明だが、諸部局の残余米銀や銀蔵の独自収入分が銀蔵を経由して「大目安」会計に繰り入れられたものと考えられる。後者の「舞筈」は「乞筈」と同義だと考えられ、「大目安」会計から銀蔵へ払うべき米銀のうち未納分を「舞筈」で申告し（未納分は、銀蔵が立替払い）、「大目安」上は銀蔵からの負債というかたちを採っている、と本稿では定義したい。両方とも毎年数百貫規模で計上され、〈銀蔵〉繰入のなかで一定の役割を果たしている。そのほか〈抱夫方〉の増加は、米価の上昇により米による計上分の銀換算額が増えたためである。

その後のⅩ～Ⅻ期では、〈懸硯方〉がⅫ期に増加している（Ⅹ期の増加は米価の上昇が要因）。これは嘉永六～安政二年に「御借銀地御物成御取納前御懸硯方^⑰被差出候」、安政三・四年に「新組足輕御切米借又御小物成出筋役料飯米其外渡方用御掛硯方^⑱被差出候」との名目で毎年およそ米九千石余が計上されたためで、「大目安」会計と懸硯方のさらなる密着化、「側」と「外向」が一体となって藩政改革が推進されたことを示している。^⑲

・繰出

Ⅸ期に至り、〈銀蔵〉・〈乞筈〉が大きく減少した一方、〈引分方〉が急増している。〈銀蔵〉は、繰入同様「替米代渡」が消えたため、〈乞筈〉は繰入の減少にあわせたものである。〈引分方〉は、やはり繰入同様「諸渡滞^⑳」が文政一二年までしか計上されず、天保元年以降は「引分方引付之内出切渡」もしくは単に「引分方渡」として計上されるようになる（表では一括している）。そして天保五年に「引分方渡」二万六七六〇貫余が計上され、Ⅸ期の数字を大きく引き上げた要因となっており、その他の年は一～三四六貫余と、Ⅸ期平均額を大きく下回っていた。〈引分方〉はⅫ期も多いが、嘉永五年に五六一一貫余が計上されたためで、その他の年はさほど多くない。

以上当該期は、特定項目が突出した場合があるものの基本的にはⅦ・Ⅷ期に比べ減少傾向にあり、特定の特別会計と「大目安」会計の関係が深まった様子は見受けられない。問題は、天保五年の莫大な引分方への繰出の評価である。前稿でも触れたように、天保五年度は佐賀城二ノ丸火災を機に、藩主直正主導の藩政改革が本格化したとされる時期である。改革に本腰を入れるにあたり、「大目安」会計から引分方に米銀を移動させ、懸硯方同様藩主の裁量により使える財源として活用したのではないかと、筆者

は考えている。すなわち佐賀藩天保改革は、それまでの藩政のなかで蓄積されていた莫大な富を活用して、国力の増強に努めた、と。未だ当該事例の詳細は不明なため、あくまで推測に過ぎないが、引分方をどう位置づけるかで、幕末佐賀藩の評価は大きく変わるだろう。

以上、「大目安」における特別会計項目の推移について、期別に検討した。その結果、天明元年以降特会項目が拡大し、そのもとで化政期に量的増加をみせ、天保期以降は縮小するものの、佐賀藩の財政運営において大きな役割を果たしたことが判明した。このように理解すると、やはり天明元年が最大の画期であったことが判明する。いったい天明元年とは、どのような年だったのだろうか。

三、〈財政〉政策の展開と特別会計

(一) 財政官僚機構の再編と特別会計

まずは次の史料を検討しよう。

御蔵方之儀、御相統方江被相附候半而は、郷内之支配扱又諸雑務之手当全行届不申、是迄は御取納方一通并会所役人柄等於御蔵方吟味相決、御相統方江も相達来候処、御相統方・御蔵方依事は其意味両篇二有之、急ニ決着不仕処方往変ニ隙取候内、手当後ニも罷成候儀有之、別而繁雜ニ相見候、右之通ニ而は此節御仕与之御趣意行届不申、諸筋之憂ニ相成候条、弥御相統方江御蔵方相附候通無之而不相叶候(後略)²⁰⁾

これは天明元年六月に佐賀藩相統方が作成した、相統方・蔵方の統合案

である。相統方は安永六年に設置され、勝手方に代わり財政運営を行つた。²¹⁾ 蔵方は、年貢など諸税の出納のほか、代官所を統括し民政を担っていた。この案は、郷方を相統方の附属とすることにより行政手続き・コストの削減を図っていると筆者は理解している。この案は認められ、九月二〇日には「御蔵方之儀御相統方江被相付候」と正式に公布され、蔵方役人は御相統方へ出勤するよう命じられた。²²⁾

蔵方については、明和九年九月の「蔵入方付而之書付」²³⁾において「相統方之儀、古格之通於蔵方可相整候」とされていた。部局としての相統方はまだ設置されていないので、この場合は「財政に関する業務」というくらの意味であろう。当時存在した勝手方や、その後の相統方との関係は不明だが、「蔵入方付而之書付」の内容をみると、前述の通り財政に関する事務的業務や民政を担うものの、いわゆる「財政政策」の立案といった政治的な権限は有していなかったとみられる。

また佐賀藩には勘定所という部局も存在したが、その職務規程に「月々現銀米請払之目安、役々々蔵方え差出候様、右十二ヶ月相揃候上、勘定所え毎年十月中相納候様申付候事」とあり、諸部局における月々の「目安」(この場合は出納実績と理解)を蔵方がまず集約し、勘定所へ提出することになっていた。また職務規程には、毎年の財政収支のおよその目安となる「十二ヶ月大割目録」について、毎年十月前に(一〇月〜翌年九月が会計年度)「我等」(請役所(藩政を統括) 当役をはじめとする家老クラスと考えられる)で最終決定し、請役所・勘定所・蔵方へ通知されることになっており、財政運営にはこの三部局が深く関わっていたとみられる。その他の規定と合わせてみると、実際の米銀出納は蔵方が担い、蔵方から提出された実績を勘定所がチェックして「大目安」など会計帳簿を作成、請役所(の

勝手方／相続方」が勘定所から上がってきた数字をもとに財政政策立案、という役割分担だったと考えられる。そのうえで天明元年の統合は、財政運営を担当した相続方に、財政の事務的業務および民政を一括して担わせるため、と理解したい。

この統合による狙いは、まずは前述の通り手続き／コストの削減、といった点があるだろう。財政支出の削減を図る当該期の政策傾向にも合致する。統合案には、その他に狙いがあるような記述はないが、ここでは特別会計と「大目安」との関係という点に、次のように関連づけたい。

天明元年九月一七日に出された諸役人リスト²⁶⁾をみると、蔵方は印蔵・船方・津方・郷方・抱夫方・郷普請方・修理方・御馳走米方・差分地方・引分方・祠堂銀方・諸整方・検者方・米会所・米管方と、実に多くの部局を管轄下に置いていた。抱夫方・引分方は前述の通り「大目安」において一定の存在感を示していた特別会計を抱えていたし、その他にも、修理方・米管方・御印蔵から臨時的に「大目安」会計へ米銀の繰入が行われていた。また銀蔵も、もともと蔵方管下である。このように、前章までの分析で天明元年から（もしくは以降）「大目安」会計との米銀繰入／出が確認できた部局の多くが、蔵方管轄下にあった。天明元年の統合が、ここまで意図していたことを示す史料は今のところ見いだせないが、統合された年から銀蔵・引分方・抱夫方といった部局の特別会計に手が入れられている以上、少なくともそうした特別会計の存在を、請役所当役など政権担当者は認識していたと考えられる。それらの部局が管理していた特別会計は、相続方のコントロール下に置かれ、財政運営に活用されるようになった。「大目安」における特別会計の最大の画期は、このような財政担当部局の改編に基づいていたと本稿では考えたい。

(二) 「国益」思想と特別会計

天明元年に限定せず、明和期頃からの藩政の流れのなかで、この問題を考えてみよう。この時期の佐賀藩政については、明和四年に作成された意見書「御仕組八ヶ条」²⁶⁾を抜きに語ることはできない。すでに多くの研究で指摘されているとおり、この意見書には、領国経済の発展を重視した「国益」思想に基づいた政策提案がちりばめられていた。²⁸⁾治茂が八代藩主に就いた明和九年以降「御仕組八ヶ条」の内容が徐々に取り入れられるが、そのなかで天明元年以降の特別会計の取扱変化は、（支配組織としての）藩内各所に蓄積されている特会米銀を「大目安」会計内で利用することにより、領国経済に打撃を与えるような、領民から藩への一方向的な米銀徴収体系の強化を回避するため、と評価できる。もちろん、その後佐賀藩でも幾度か臨時税などが実施されているが、例えば支出が増加した斉直治世期には、特別会計を最大限活用して財政運営を可能としたように、天明元年以降の体制が、領民負担を極力抑えつつ支出増に対応し得た前提となった。

さらにこの取扱変化の契機として本稿で位置づけた財政担当部局の統合も、「国益」政策のなかで考えてみたい。「財政」という文言の意味を辞書で引けば、おおよそ様々な組織・集団（国から家庭まで）の収支を管理すること、となる。²⁹⁾藩研究のなかで「財政政策」といった場合も、収入増・支出減を実現し、毎年のやり繰りを安定化させる、ということに重点が置かれていたと筆者は理解している。しかし例えば「積極財政」などというように、単に組織の収支管理だけでなく、その組織の管理下に置かれている領域の経済をコントロールする目的も「財政政策」という文言には含まれている。区別のためこちらを〈財政〉とすると、天明元年の財政担当部局の統合は、民政と財政をひとつの部局で扱うことで、〈財政〉政策を担

せるためだった、と考えられないだろうか。

その後も「国益」思想に沿った政策が進められ、天明三年には「六府方」が設置された⁽³⁰⁾。六府方には御山方・里御山方・堀方・大河内御陶器方・御牧方が置かれ、植林や干拓のほか「御潤益之筋手当」を実施することとされた。また六府方は「側」に設置されており、本来的には藩主家の家政を担う私的／領主制的な性格が強い「側」も、当該期は「国益」政策に包摂されていたことがわかる⁽³²⁾。

六府方の経費は、「側」「外向」双方から支出し、干拓などの事業費として領内に投資された。また寛政期には、六府方内に貸付方・講方が新たに設置され、領民（領国経済）と藩（財政）との双方向的な資金循環体系がより強化された⁽³⁴⁾。六府方の展開は、本稿で検討した天明元年以降の特会活用とあわせ、藩内資産を有効活用し、領国経済の維持・拡大をめざすものだった、と位置づけられよう。

おわりに

本稿における分析結果のうち、確実に事実であるといえることは、天明元年から「大目安」に多くの特別会計関連項目がみられるようになったこと（およびそれ以降の特別会計項目の推移）くらいで、この点と財政官僚機構再編との関連、および「国益」思想／政策との関連は、直接的に結びつける史料は今のところ見いだしていない。この点今後の課題として残るものの、本稿では、佐賀藩において領国経済と藩財政を一体のものと捉え、双方が利益を享受できるような政策を構想する体制の開始点として、天明元年を位置づけたい。

ただこのような筆者の見解について、いかにも「国益」に立脚した民思いの政治が構想され、その後善政が続いたかのようなイメージを筆者が抱いているように読めるかもしれない。しかし「国益」政策の内実とは、結局は領主・民間側それぞれの利益の理想的なバランスを、その時々々の政權担当者がどう設定するか、にかかっている。極論すれば、時の政權担当者が領主側の利益を最大限重視し、その実現が「国益」と判断すれば、それがそのときの「国益」政策だ、ということになる。本稿で検討した（財政）政策の確立とは、正確には「国益」実現のための財政運営を行いうる体制ができあがった、ということであり、その体制をどう使うかは、やはり時々々の政權担当者次第である。当該期には、こうした体制を作った以上相当に民間側の利益に配慮した（それが結果として領主側の利益に還元）と筆者は考えているが、そうした傾向は最長でも藩主治茂の治世の間くらいで、実際にはもっと短かったかもしれない。次の藩主斉直の時代には、民間側にかなり負担を押しつける政策が行われたと思われるし、その次の直正の時代には、領主／民間の利益という問題に加え、対外的危機意識の醸成により（国防）という課題を抱えた以上、天明前後の「国益」追求とはまた異なる思想下にあっただろう。

本稿は「大目安」の特会項目分析を手がかりとして、近世中期の佐賀藩政にまで言及したが、成果をより確かなものにするには、さらに細やかな検討が必要であろう。また斉直・直正の時代にも、政權担当者たちの「国益」をめぐる葛藤が存在したかもしれない。今後「国益」をキーワードに、近世中後期の佐賀藩政を検討していきたい。

【註】

- (1) 正式な史料名は「御物成并銀御遣方大目安」(鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託)。史料引用や財政関係の数字について、特に典拠を記していない場合はすべて「大目安」に拠る。
- (2) 伊藤昭弘「藩財政再考―萩藩を事例に」(『ヒストリア』二〇三号、二〇〇七年)、「藩財政は「窮乏」していたのか」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『藩地域の行政機構―信濃国松代藩地域の研究Ⅲ―』、二〇一一年)。
- (3) 「統 藩財政再考―佐賀藩財政に関する一試論―」(佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要)三号、二〇〇九年)。
- (4) 芝原拓自『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房、一九六五年)、長野進『幕藩制社会の財政構造』(大原新生社、一九八〇年)、藤野保「財政構造のメカニズムと危機の進行」(藤野保編『統佐賀藩の総合研究』、吉川弘文館、一九八七年)、高野信治「財政危機の進行」(『統佐賀藩の総合研究』、木原博幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)など。
- (5) 仮に一万円を現金で借り入れれば、負債は十一万円である。しかし一方で、保有資産も現金一万円の+となる。すなわち残高が生じた原因が借入に拠るとしても、残高自体は現金・債権などの資産として佐賀藩にあったことになる。
- (6) あくまで「資産」であり、「純資産」ではない。
- (7) 本稿では、同じ文言でも◇を付した場合とそうでない場合がある。付した場合、筆者が集計作業上必要に応じて設定した分類項目である。そのため例えば〈懸視方〉と懸視方は、前者は分類項目、後者は単に役所の名称としての文言である。本文中混乱を招くかもしれないが、このように分別しているとご承知いただきたい。
- (8) 前稿では、定銀を藩札とし、銀と定銀の比率を二対一・三とした木原博幸氏(前掲書)の説明に従っていた。しかし「大目安」以外の史料に拠ると、例えば佐賀藩家老倉町鍋島家の記録(『文化五年触状写』、『鍋島家文庫』三二六―一三六)に記されている、鍋島匡の講掛金出銀高控には、「百文銀」(銀一匁が銭百文の意)三貫九四一匁八分九厘Ⅱ「定銀」四貫九二七匁三分五厘とされており、計算すると「定銀」一匁は銭八十文となる。すなわち銀一匁を銭八十目と定めた公定相場のことを「定銀」としたとみられ、藩札とは別である。また前述の「百文銀」の如くその時々銀銭相場が存在し、銀と定銀の交換比率もそれに基づいて算出すべきであるが、「大目安」においては銀と定銀は等価で計算されており、本稿もそれに従った。そのため前稿と本稿では、特に定銀が頻出する天保元年以降について、算出した数字にズレが生じているが、これも前稿の結論には影響ない。
- (9) ただ前稿でも述べたように、利息が計上されていないほか、債権者との返済停止・猶予などの交渉結果がどのように反映されているのか不明なため、藩債総額の増減を「大目安」から読み取ることはできない。
- (10) 木原前掲書。
- (11) 史料中には「銀米蔵」と出てくる場合もあり、銀蔵・米蔵はほぼ一体化した部局である。そのため本文中の「銀蔵」には米蔵も含んでいる。
- (12) 長野前掲書、四四四頁。
- (13) 「泰国民様御年譜地取」天明八年、『佐賀県近世史料』第一編第八卷(佐賀県立図書館編集・発行、二〇〇〇年)、一六三―一六四頁。
- (14) 「泰国民様御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷(佐賀県立図書館編集・発行、一九九九年)、三三頁。
- (15) 「高来郡抱夫方御遺料」が「抱夫料米」とわざわざ分けて記されているのは、「高来郡」の佐賀藩領には諫早があり、長崎警備などの際、佐賀・諫早間は海路、諫早より長崎までは陸路を用いるために費用がかさむため、同郡の抱夫方が別格扱いされていたと考えられる。
- (16) 文言に「其外」とある以上、厳密には引分方以外の内容も含むと考えるべきだが、繰出の「諸役滞」と対の項目と判断し、引分方として分類している。
- (17) 「前」とつく以上、「前納」「前渡」とも「先払い」との解釈もあり得るが、「大目安」には「前」という表現は「分け前」「二人前」といった、「前」の前の部分の語句に相当する数量、という意味で使われている、と判断した。
- (18) 当該期の「大坂上米方」が、「大目安」からの支給銀米では対応できないほどの多額の支出があったとすれば、文化一一年の空米切手事件の背景として位置づけうる可能性があり、今後の課題としたい。
- (19) 当該期の藩政改革については、木原前掲書に詳しい。
- (20) 「泰国民様御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、三四―三五頁。
- (21) 柴多一雄「農村政策の展開」(『統佐賀藩の総合研究』)。
- (22) 「泰国民様御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、五二頁。

(23) 「治茂公御改正御書附」一（鳥栖市史編纂委員会『鳥栖市史資料編第三集 佐賀藩法令・佐賀藩地方文書』所収、鳥栖市役所、一九七一年）。

(24) 「十二月惣仕廻之手数定」（『鳥栖市史資料編第三集』所収）。

(25) 「泰国民様御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、四八〇四九頁。

(26) 『鍋島家文庫』三一九—二一四。

(27) 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』（吉川弘文館、一九六六年）、長野前掲書。

(28) 一方で、この意見書があった故に、いわゆる「領内アウタルキー」的政策（中井信彦『転換期幕藩制の研究』、塙書房、一九七一年）を採った藩、特に大坂市場からの自立（大坂廻米の減少など）を果たした代表的な藩として、萩藩・加賀藩などとともに佐賀藩が位置づけられてきた。近年でも吉村豊雄氏は、財政再建のため「大坂直結財政」を志向した宝暦期の熊本藩藩政改革について、大坂市場からの離脱・自立傾向を強めた佐賀・萩藩とは「逆向き」の改革だったと評価されている（吉村豊雄『藩政改革像の再構築』、『歴史評論』七十七号、二〇一〇年）。しかしながら、佐賀藩において当該期に大坂廻米の減少など「自立」を果たした事実はない（藤野前掲論文）。なお萩藩についても、当該期にはむしろ大坂との関係が強化されたことを筆者は既に指摘している（伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」、『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年）。領国と富ませる、という意味での「領内アウタルキー」的政策は佐賀・萩藩とも多く実施されたが、大坂との関係断絶という点については、そうした主張は確かに存在したものの、実際には行われていない。熊本・佐賀・萩藩は、大坂資本との強固な結びつきを前提としつつ、領国経済の維持繁栄を模索したという点において共通しており、それがむしろ近世中期藩政改革の基調だったと考えられる。

(29) 『広辞苑』第五版（岩波書店、一九九九年）「財政」の項には、「①国その他の公的な団体（特に地方団体）がその財・役務を取得し、かつこれを管理するために必要な一切の作用。収入の取得のための権力作用と、取得した財・役務の管理・経営のための管理作用とに分かれる。②団体・企業・家庭などの経済状態。金まわり。」とある。

(30) 「泰国民様御年譜地取」天明三年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、二一九頁。六府方については、池田史郎「佐賀藩六府方」（『第一経大論集』二—一〇号、一九七三年、池田史郎著作集刊行会編『佐賀藩研究論攷 池田史郎著作集』、出門堂、

二〇〇八年に収録）、長野前掲書など。

(31) 当初は御山方・里御山方・搦方のみで構想されていたが、その後大河内御陶器方・御牧方が加えられたようである。「泰国民様御年譜地取」天明三年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、二二三頁。

(32) 藤田貞一郎氏による「御救」と「国益」の対比を筆者は踏襲しており（藤田前掲書五〇七頁）、前者を領主的原理に、後者を地域的論理に基づくものと筆者なりに理解している。「側」はがんらい領主制を前提として成立していることから、本来的には地域的原理にはそぐわない組織、との認識のもと、本文のような立論を行った。

(33) 例えば天明五年「大目安」には、大河内御陶器方費用三〇貫余が計上されている。

(34) 講方について、久米邦武は千人講・万人講など富くじを管轄した部局とし（久米邦武『鍋島直正公伝』、侯爵鍋島家編纂所、一九二〇、二二年。本稿では、一九七三年に財団法人西日本文化協会が刊行した復刻版を使用した）、その後の研究も踏襲している（池田前掲論文など）。しかし千人講・万人講は、寺社修築費用調達のために興行されるもので、寺社方が管轄していた（『泰国民様御年譜地取』寛政元年、『佐賀県近世史料』第一編第八卷、二四八頁）。一方「大目安」には、寛政一二年から三年間、「諸御加入講御出銀其外渡」という支出項目が計上されている（七九〇九九貫余）。ほか註8倉町鍋島家の記録には

匡殿

一百文銀三貫四百目

右者山城殿・豊前殿・匡殿筋百文銀貳百貫目講、寅十一月拾番会半口分六府方

取納前之内、右之分匡殿屋敷出銀前

寅十二月分卯九月迄一部三朱

利銀四百四拾貳匁

元利銀三貫八百四拾貳匁

卯十月より十一月迄

利同九拾九匁八分九厘

元利百文銀三貫九百四拾壹匁八分九厘

代定銀四貫九百貳拾七匁三分五厘

右銀預り差出候様役筋分被申達候二付其通相整候、右八年賦二相成候由沙汰有之事

とあり、鍋島匡ほかが発起の講に六府方が加入していることがわかる。そして六府方の取り分のうち鍋島匡支払い分の請求書が右の史料であり、ここでは「銀預り」（借用書）を鍋島匡が発行し、年賦返済することになっている。このように、「講方」の「講」は富くじではなく、加入者間の資金融通組織である、いわゆる「頼母子講」を意味し、藩内外の講に藩―六府方が出資していたとみられる。また貸付方については、池田氏が寛政七年に設置された「御貸方役所」（家臣救済が目的）に比定されている（池田前掲論文）。ただ寛政三年「大目安」の収入項目に「御用達共江御貸附二相成候利銀納」百六貫余が計上されており、寛政七年以前から佐賀藩は、既に領内で大規模な金融活動を展開していた可能性がある。

（35）
高野前掲論文。

（佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授）

研究ノート

宮崎元立と英学

三 好 彰

はじめに

小城藩に藩医として仕えた宮崎家が京都や江戸で蘭医を学んだことは先行研究で一層明らかになったが、青年時代に幕末を迎えた元立（一八三五―一八九六）が英学に足跡を残していることはほとんど知られていない。本藩である佐賀藩が早い時期から英学に取り組んだことは良く知られているのでその影響を受けてのことであろうが支藩の小城藩も早い時期から英語を取り入れようとしていたようだ。

日本で最初に市販された英和辞書である『英和対訳袖珍辞書』⁽²⁾は文久二年（西暦一八六二）に刊行されたが、その手書き原稿（手稿）の一部が一八六〇七年初に発見された。その手稿に校正者として宮崎元立の名前が出ている。元立が英学に貢献したことを示す確固たる史料である。

小城藩日記⁽³⁾に元立と洋書調所との関わりを示す記事が出ており、さらに小城鍋島文庫に新たに発見された史料『宮崎元立洋書調所教授手伝出役について老中奉書』⁽⁴⁾はそれを裏づけているが、これらが元立の英学活動の傍証であることを他の史料をもとに明らかにするのが本稿の目的である。

一、『英和対訳袖珍辞書』と宮崎元立

（イ）『英和対訳袖珍辞書』の校正に当たった宮崎元立
発見された『英和対訳袖珍辞書』の手稿は二一枚の和紙の用箋から成るが、その中で見出し語「Cart-wheel」から始まる用箋に次のように朱書きされている。

三月廿四日

千村五郎

箕作貞太郎 謹校

宮崎元立

千村五郎と箕作貞太郎（別称貞一郎、後に麟祥と改名）は『英和対訳袖珍辞書』の序文に下記のように名前が出ているので本辞書に関わったことが知られていた。

The teachers of the School of European languages -- Messrs. Nici Sueskay, Timra Goro, Takehara Yushiro, Mitsukuri Teitsiro, etc. have

most cordially lent us their valuable aid and have done all in their power to promote the object of this work.

いゝと Nici Sueskay は西周助 (後に西周と改名) 、Takehara Yushiro は竹原勇四郎であり、千村、箕作ともに蕃書調所の教員であった。なお竹原と千村は万延元年八月に蕃書調所の英学句読教授に任ぜられており、二人は日本で最初の英語の先生である。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

この手稿の発見で宮崎元立がこの辞書の編纂に関与していたことが初めて明らかになった。そしてこの英語で書かれた序文にある etc の一人が元立だとみなしてよいが、実名を挙げずに etc としたのは元立がこの時点では正式の職員でなかったためだろう。

上述の用箋に「謹校」と書かれているので、元立を含めた三人は三月廿四日から校正を始めたと考えられるが年号が書かれていない。ところが文久元年四月一八日付の小城藩日記に次の記事がある。

宮崎元立蕃書於調子所教授被仰付候二付御請之義申来候事

ここで蕃書調子所は正しくは蕃書調所であるが、この文は元立が教授を仰せつかったことを国許に事後に報せたものとみなせる。そして冒頭に述べた用箋の記事と照らし合わせると、教授とは辞書の原稿の校正を担当したことを考えてよい。とすると用箋に書かれた三月廿四日は文久元年になる。年号がはっきり分かったことは『英和对訳袖珍辞書』の作成時期を見定める上で重要である。

さて宮崎の名前はさらに見出し語 Dab で始まる用箋と、Daisy で始まる

用箋に竹原との連名で次のように出ている。

三月廿八日

竹原 校

宮崎

これまでの研究で『英和对訳袖珍辞書』の見出し語はオランダで刊行された英蘭部と蘭英部の二部構成から成る Picard 辞書再版 (一八五七年刊)⁽⁹⁾ の英蘭部を底本⁽¹⁰⁾としてしているとされていた。見付かった手稿から辞書編纂を開始した時点では Picard 辞書の初版 (一八四三年刊)⁽⁹⁾ を基にしていたが途中で再版に切り替えたことを筆者が明らかにしたのだが、宮崎の名前の出てくる三枚の用箋はいずれも Picard 辞書再版に切り替わった後のものであることが見出し語から分かる、その一例だが最初の語 Cart-wheel は Picard 初版では Cartwheel とハイフンが入っていない。つまり元立等は辞書編纂の最初からではなく途中から参加して校正に当たったわけである。

さて一枚の用箋は左右二段組みであり各段は三〇行なので最大で六〇の見出し語が書ける。それで見出し語の語数との関係から Daisy で始まる用箋は Cart-wheel から始まる用箋から数えて五〇枚目の用箋であると算出できる。つまり三月廿四日からだと五日目なので元立等が参加してから一日で一〇枚程度の用箋をこなすペースで校正が進んでいる。

見出し語の総数は約三万五〇〇〇なので、辞書全体で六〇〇余枚の用箋が使われたことになるのだが、当時は盆と正月以外は休まなかったこの段階の校正作業は約二ヶ月掛けたと見なせる、つまり五月の末にこの段

階の校正が終わったと考えられる。

(ロ) 宮崎元立の江戸での研鑽と校正作業

小城藩日記によると元立が綾部新五郎とともに江戸へ遊学することを仰せつかったのは安政五年一〇月一五日であり、元立が小城を経ったのは一月晦日だった。明確な目的を持つてのことだったろうから、大村益次郎の鳩居堂の記録⁽¹³⁾に年号不明で「正月一九日」に宮崎元立が入門したとあるのは安政六年と見てよからう。そして安政六年二月一二日付の小城藩日記の小城惣医生書き上げの記事に「江戸詰 廿五歳 内治 宮崎元立」とあるから江戸で蘭医学を学んで居たときに蕃書調所から招請されたわけである。

元立は蘭医の家柄の出であり元々オランダ医学の知識を持っていた上に、江戸で丸二年研鑽を積んでいたので医学の知識が辞書の編纂に期待されたのは想像に難くない。ちなみに共同で校正に当たった千村は木曾の天領御樽木山支配の平右衛門の縁者（養叔父）であるが明治になって木曾五郎と改名し英語塾を開いたが明治七年に洗礼を受けてキリスト教徒となり東京第一長老教会の設立メンバーとなった⁽¹²⁾。箕作は蘭学者の家庭で育ったが明治になって法学者になった。そして竹原は江戸幕府の御細工頭支配御細工所同心五左衛門の三男であり、いずれも医学と薬学に明るくない⁽¹⁴⁾。

宮崎の名前の出ている用箋に医学関係語が五語あるので、その邦訳語が校正の前後と『英和对訳袖珍辞書』の刊本（初版）でどのように変ったかを調べたのが表1である。

元立の参加した校正でこれらの五語のいずれにも朱が入って改訳されている。そしてCassia以外の四語はこの段階の校正で修正された邦訳語が

表1 医学関係語の校正状況

見出し語 草稿前	手稿 校正前	手稿 校正後	文久2年版
Caruncle, s.	肉ノアル瘤ノ類	瘤ノ類	瘤ノ類
Cassia, s.	印度ヨリ出ル薬ノ名	薬ノ名	肉桂
Castoreum, s.	海豹ノ類	海豹ニテ製シタル薬剤	海豹ニテ製シタル薬剤
Castrate-ed-ing, v. a.	極ノナイ又思ヒガケナキ	切ル 辜丸ヲ	切ル 辜丸ヲ
Dandruf, s.	頭ノ癬痛	頭ノ疥癬	頭ノ疥癬

註 見出し語でカンマの後は品詞区分記号であり、sは名詞、v. a.は他動詞を示す。

刊本に活かされている。これは元立の立派な成果と見てよい。

(ハ) 校正終了直後の動き

宮崎元立は文久元年六月一日に伊東玄朴の象先堂に入門したと門人帳に出て⁽¹⁵⁾いる。それは上述したように蕃書調所で一働き終えた直後であった。

そして元立と一緒に校正を行った箕作貞一郎、千村五郎、竹原勇四郎は校正作業で英語の実力が評価されたのだらう、同月に揃って英学教授手傳並出役へと昇格している⁽¹⁷⁾。

(ニ) 英字書成業ノ賞典

文久元年八月二九日付で英語辞書が成業したことに章典が与えられた。それが塙氏蔵書御書付留として次のように記されている⁽¹⁷⁾。

英字書成業ノ賞典アリ此字書ヲ成スニハ堀達之助尤モ力ヲ勞スト云

これで『英和对訳袖珍辞書』の原稿が脱稿されたとみなせるが、元立等が校正を終えてから三ヶ月経っている。

なお小城藩日記の文久元年九月晦日に「宮崎元立蕃書調所より金子拝領之段、江戸より注進之事」とあるが、これは英字書成業ノ賞典の賞金と見

なせる。小城藩にとっても名誉なことだったので国許への御注進になったわけである。

ところで完成した初版の邦訳語を見ると元立等が行った校正のままではなく、その後も校正が行われたのが分かる。たとえば表1でCassiaの邦訳が手稿では「印度ヨリ出ル薬ノ名」であつたのが元立等の校正で「薬ノ名」となり、刊本ではさらに変って「肉桂」となっている。

(ホ) 帰郷

元立が江戸から帰郷した時期は不明だが、文久二年四月三日の小城藩日記に佐賀藩の医学校「好生館」への入学式の案内が元立に届いており同月一六日に入学している。元立は医学の道を忘れて居なかった。

二、洋書調所からの招聘

蕃書調所は文久二年五月に洋書調所と改称した⁽⁷⁾、開国し開港した後では蕃書という荒っぽい名称はふさわしくないためだろう。そして英学を目差す生徒が増えたために教授陣の増強に迫られた。それを示す史料が『開成所同等留 乾』にある下記であり、宮崎元立を英学教授手伝並出役に採用するように幕府に具申し⁽¹⁶⁾⁽⁸⁾ている。

一 五人扶持

御細工頭支配

銀三枚ヅツ

御細工所同心

五左衛門四男

洋書調所英学句読教授出役

竹原鎗次郎

洋書調所調役

久之助弟

同

田寺格之助

富士見

御宝蔵 番

重三郎悴

同

渡辺 一郎

一 拾人扶持

金八両ヅツ

鍋嶋加賀守家来

宮崎元立

水野大炊頭家来

田中晋

同

碓井鐘三

右者洋書調所英学教授手伝出役之儀當時式人ニ而同教授手伝並出役三人都合五人ニ而打込候手詰罷在候處御急キ翻譯物銘々多分ニ引請必至骨折候而已ならず當時諸科稽古人日々凡ソ百人程罷出候内英学之者六七十人有之其内業前上達いたし居候者は句読師之教導ニ相成兼候處翻

譯方之御用右之通り折重り夫々手分いたし候得共素より人少之儀ニ而、何分行届不申間合悪敷稽古も不仕書籍を懐中いたし其儘空敷罷歸り候者日々有之候由右ニ付引請御用廉々名前共爲取調候處別紙之通有之此上御用差操方も無之必至と差支候趣申立候間勘弁仕候處右様之儀ニ而者何分其儘ニ難差置候間猶取調候処書面六人之者共儀学業人物共宜敷御用立候者ニ御座候間出格之訳を以書面之通り先格を以御扶持方御手当共被下置英学教授手伝並出役被仰付被下置候様仕度別紙御用廉々調書相添此段申上候

以上

戊十二月

林 大学頭

林 式部少輔

田村肥後守

中川市助

ここで戊十二月は文久二年一二月のことであるが、この具申の件が小城藩に伝えられており小城藩日記の文久三年正月一三日と二三日に「宮崎元立、洋書調子所出役仰付候条西丸ヨリ懸合之事」と出ているのに符合する。¹⁶⁾そして本藩の佐賀藩は次のように要請に応えている。

末家鍋嶋加賀守家来宮崎元立儀洋書調所出役被 仰付に而茂差支之儀無之哉被 仰渡候趣承知仕候右者差支候儀無之御座候尤加賀守に茂申聞置候此段申上候 以上

松平肥前守内

四月六日

佐藤文平

四月六日に年号が書かれていないが前後の記事から文久三年とみなせる。ところで上述したように元立に四月三日付で好生館への入学案内が出ている。当時佐賀藩では医師になるには藩校好生館から免状を得る必要があった。これは明治になってからの医師免許につながるもので佐賀藩の先行性を示している。この医師免状は現実的な運用がなされていた由なので、元立の場合は江戸で修行していたことが評価されたことだろう。

さて小城藩日記の文久三年七月二六日付の記事（この記事と同文が『開成所伺等留 乾』¹⁶⁾にある）に「拾人扶持、一カ年金八両」という上記の具申文と同額の元立の手当てが書かれているので着任したのが分かる。そしてこの手当てを小城藩が支払っていたことが小城藩文庫から見つかった「宮崎元立洋書調所教授手伝出役につき老中奉書」という老中からの感謝状で確認できる。その全文は次の通りである。

御状令被見候公方様益御機嫌能被成御座恐悦旨尤候然者其方家来宮崎元立儀洋書調所教授手伝並出役被仰付勤候内御扶持方并金子被下置難有由得其意候紙面之趣各一覽之事候

恐々謹言

松平豊前守

六月廿六日

信義（花押）

鍋嶋加賀守殿

箱書きから年号は文久三年であるが当時幕府の財政が逼迫していたと伝わっている。それが元立の手当てにまで及んでいたわけである。

なお名前の上がっている六人の内で洋書調所の職員三人（竹原鎗次郎、

田寺格之助、渡辺一郎)の昇格はその後の資料で確認できるが、宮崎元立と田中晋および碓井鐘三は洋書調所の職員の記録に見当たらない。

ところで勝海舟旧蔵の『御支配明細帳』¹⁴は文久元年時点の蕃書調所の職員の明細帳であり、陣容と手当てが分かる。これによると元立と同額の「拾人扶持 金八両」なのは教授手伝の箕作秋坪(当時三六歳)である。

参考までに『英和对訳袖珍辞書』の編纂に拘った人々の手当てを書き上げる、ここで名前に続く括弧内に文久元年での数え年の年齢を記す。責任者の堀達之助(三九歳)は「一〇人扶持 金一五両」であり、西周助(三三歳)は「一五人扶持 金一〇両」なので元立よりやや高額だが、千村五郎(二八歳)は銀一四枚であり竹原勇四郎(二四歳)は銀一〇枚なので元立(二七歳)より少ない。箕作貞一郎(一六歳)は『御支配明細帳』に出ていない。

幕府の具申書は元立に英学教授手伝出役になることを要請している。そして高額の手当ては元立の英語の実力を示していて、それは『英和对訳袖珍辞書』の校正を行ったことで評価されていたためと受取れる。元立が英語をどのようにして身につけたのであろうか、それは現時点では謎である。

さて小城藩日記に英学という言葉が出てくるのは慶応年間になってからである。最初に出てくるのは綾部新五郎である。綾部が長崎に英語の稽古に出かけたのは慶応二年二月一三日であり、小城藩が西洋帆船大木丸を購入する際に稽古の成果を生かしている¹⁵。

綾部は元立と同時に江戸遊学が認められ、万延元年の遣米使節団に加わっているのだが出発前に英語を学んでいたかどうか分からない、少なくとも英語の通事は別の人であった¹⁷。元立が英語を学んだのは江戸遊学中としか思えないが、そうだとしたら小城藩として英語に取り組んだ最初だったことになる。

江戸ならば英語を学ぶ機会があっただろうが、蘭医学を学ぶ合間に英語をものにしたのであろうか、今後の研究課題である。

三、発病で辞職、そして明治維新

(イ) 発病と改名

請われて洋書調所に職を得たのだが元立は病気に罹ってしまう。九〇日の暇をもらって帰郷したと小城藩日記の元治元年三月二五日付の記事にある。病気は精神障害であり、治る見込みがないので江戸への参府ができずお役目を断ると四月一七日の記事に出ている。どうりで元立の名前が洋書調所の職員の記録に出ていないわけである。

その後も病気による神出鬼没な奇行が続き、一〇月一七日に元立に遠慮(閉門)の処分が下る、しかし十一月二八日にその遠慮は免除になっている。その後しばらくの間、小城藩日記に元立の記事が途絶えるが、慶応二年四月一日付の医師弟子差し出しの記事から元立が蘇庵と改名したのが分かる、蘇庵は宮崎家にとって先祖伝来の由緒ある名前である。

結婚すると病気が治ると思ってか慶応三年二月二九日に父親の宮崎玄益から「倅・蘇庵に牟田源太左衛門姉娘と縁組」の願いが出ている、否の達しが無いので認められたのだろう。そして同年九月一日の記事に宮崎蘇庵が患者の眼病の診断書を書いたとあるので医師としての活動ができるまでに病気が快復したようだ。

さて大政奉還で明治維新となるが、不審(心気不揃い)の筋で評定所に拘束されていた宮崎蘇庵が恩赦で拘束を解かれて自宅謹慎になったとの記事がある(慶応四年九月四日付小城藩日記目録)。病気は全快していたわ

けではなかったし、評定所に社会的に隔離されていたのだった。この後小城藩日記に元立の記事は見当たらない。

(口) 中央政府への任官

国立公文書館に元立の任官と退官を伝える次の官報がある。⁽¹⁸⁾ 名前が蘇菴となっているが、菴と庵は同義同音なので混用したようだ。

佐賀縣士族

宮崎蘇菴

旧稱 元立

天保六乙未年二月生

明治八乙亥年八月十日

一 任権中書記生

元老院

同年十二月十日

一 免本官

そして明治一三年四月の『改正官員録』に文部省六等属として宮崎蘇菴が出ており復職したのが分かる、明治一七年一〇月に四等属に昇進しているが、翌年の官員録に名前が見当たらないのでまたも退官したようだ。⁽¹⁹⁾

任官中に元立は文部省が出していた『教育雑誌』⁽²⁰⁾に下記のように三編の記事を寄稿している。

明治一四年一二月九日号 紐育学校新誌鈔 宮崎蘇菴 譯

職工教育 紐育ジョンマクモリン氏述

明治一五年五月八日号 紐育学校新誌鈔 宮崎蘇菴 譯

修身ノ訓練

明治一五年七月八日号 紐育学校新誌鈔 宮崎蘇菴 譯
學校生徒の德行

参考までに最後の記事の最初の部分を転記すると次の通りである。

ペスタロッジ氏ノ言ニ曰ク教育ノ司ル所ハ心、智、手ノ三者ニアリト之ヲ詳言スレバ則チ德育、智育及ビ體育是レナリ

原典が特定できていないが、Pestalozziをペスタロッジと英語読みしていること『紐育学校新誌』という雑誌名および記事の内容から英文を和訳したものと思なせる。そしてこの訳文は直訳調ではなく、こなれているので元立が英語に親しんでいたことが偲ばれる。

(ハ) 著書

英書から翻訳した著作は現存しないが国会図書館に元立の著書が以下のように五点ある、いずれも著者名は宮崎蘇菴である。

(a) 仏国刑法釈義 第1号、和田順吉口訳、宮崎蘇菴記、有隣堂、明治一〇年八月

(b) 童蒙修身訓 卷1、宮崎蘇菴著、機用堂、明治一五年一二月

(c) かいせいちようへいれいはやがてん まきの1、宮崎蘇菴(みやざきそあん)著、東京・石川治兵衛等出版、明治一六年

(d) かなづかひたものかがみ、宮崎蘇菴著、自費出版、明治一九年

(e) 新撰小学歴史字解、宮崎蘇菴編、東京・阪上半七出版、明治二二

年一二月

(a) はフランスの刑法を解説したものである。和田順吉が翻訳したのを元立が口述筆記したもののだが、元立がフランス語を解したかどうかは不明である。

(b) と (e) は小学生向けの教材である。文部省を退官後もその周辺に居たようである。

(c) と (d) は漢字を止めてカナ文字だけにしようとした「かなのくい」の発起人になった元立がカナで書き上げている。当時この種の活動が幾つかあって大同団結もしたが、自分の名前を宮崎蘇庵(みやざきそあん)と漢字交じりで書いているように漢字を無くすのは無理であり活動は尻すばみになった。

なお著書ではないが宮崎蘇庵が「大日本節酒会」を組織して『節酒会雑誌』という機関紙の編輯者兼出版人になっている。この会の件で福沢諭吉から宮崎蘇庵宛の書翰⁽²⁾が知られている。そして明治一九年二月号に病氣のために編集人を交替すると断っており、晩年も病氣に苦しんだようである。⁽²³⁾

(二) 台湾総統府

元立の最後の勤めは台湾総統府学務部編纂課編書掛であった。⁽²⁴⁾ 直属の部長は明治初期にアメリカに留学し西洋音楽を導入したことで知られる伊澤修二であった。そしてこの地で明治二九年八月五日に亡くなった。青山墓地に埋葬されたが墓は現存しない由なので直系の子孫は居ないようだ。⁽¹⁾

まとめ

上述のことをもとにした宮崎元立の年表を表2に掲げる。これまでいくつかの研究で別人物のように宮崎元立が語られてきたが、統合的に見ると新しい元立像が浮かび上がってきた。

元立は蘭医としては大成しなかったが、英学には足跡を残している。特に『英和对訳袖珍辞書』初版の校正を担当し、その医学関係の邦訳語に元立の業績が残っていると見てよい。そして洋書調所で英学の教授を勤め、明治になってから文部省でアメリカの教育文化を吸収することなどで英語を活かしたが、その英語力をどこで、どのようににしたのかは現時点では謎に包まれたままである。それは元立個人の問題ではなく英学の黎明期に英語に取り組んだ人々に共通のことである。それを究明することを今後の課題としたい。

元立の心の病が小城藩の日記などに見て取れるが、それは蘭学との狭間に立った若き英学徒の陰の部分だったろう。その悩みは蘭学から英学へ軸を移した多くの洋学者が抱いたはずだが、重荷に感じ過ぎたがために能力を活かしきれなかったのは本人も無念だったことだろう。

【註】

(1) 青木歳幸「小城藩蘭方医研究 ―宮崎玄益・元立、相良柳沢・柳逸―」佐賀大学地域学歴史文化研究センター紀要第二号、二〇〇八年

(2) 『英和对訳袖珍辞書』は我国で最初に市販された英和辞書である。初版は文久二年(西暦一八六二)に出た、その改正増補版が慶応二年(西暦一八六六)と三年に出

表2 宮崎元立関係年表

西暦	和暦	宮崎元立（蘇庵）年表	備考（主として『英和对訳袖珍辞書』関連）
1836	天保6年2月	誕生	
1857	安政4年1月		蕃書調所授業開始
			5月 西周助と津田眞一郎が蕃書調所出役教授手傳並
1858	安政5年10月15日	小城藩：綾部新五郎と宮崎元立に江戸遊学仰せ付け	
	安政5年11月30日	宮崎元立、江戸遊学に出発	
	年不明 正月19日	宮崎元立、大村益次郎の鳩居堂入門	
1859	安政6年2月12日	「小城惣医生書き上げ」に「江戸詰 廿五歳 内治 宮崎元立」	12月 堀達之助・翻訳方となる
1860	万延元年3月		遣米使節渡航、小城藩士の綾部新五郎が随行
			8月 竹原勇四郎千村五郎英学句讀教授出役
			12月 堀達之助教授手傳
1861	文久元年3月20日	宮崎元立『英和对訳袖珍辞書』の校正を開始	『英和对訳袖珍辞書』手稿
	文久元年4月18日	宮崎元立、蕃書調所から手伝いの要請（国許へ事後報告）	
	文久元年6月11日	伊東玄朴の象先堂に入門	6月 箕作貞一郎千村五郎竹原勇四郎英学教授手傳並出役
			字書の業成る（『英和对訳袖珍辞書』脱稿）
	文久元年9月30日	宮崎元立が蕃書調所より金子拝領の段、江戸より注進	
1862	文久2年4月16日	元立が小城藩の医学校である好生館に入学	5月20日 洋書調所と改称
			11月 『英和对訳袖珍辞書』初版刊行
	文久2年12月	洋書調所が幕府に竹原鎭次郎、田寺格之助、渡辺一郎、宮崎元立、田中晋、碓井鐘三を英学教授手伝並出役にするように具申	
1863	文久3年1月23日	宮崎元立、洋書調子所出役仰付候条西丸ヨリ懸合之事	
	文久3年6月26日	宮崎元立、洋書調所出役勤務中の扶持を小城藩が出していたことの礼状が御用番の松平豊後守より小城藩へ	9月、開成所と改称
1864	元治元年3月25日	病気のため江戸より帰郷	
	元治元年4月17日	90日の予定で帰郷していたが病気のため参府できず役目を断る	
	元治元年7月1日	病気で元立奇行のため父親の玄益が遠慮を申し出	
	元治元年10月17日	元立に逼塞の申し渡し	
	元治元年11月28日	元立の逼塞免除	
1866	慶応2年4月11日	宮崎蘇庵 医師弟子名前差し出し	1月 改正増補『英和对訳袖珍辞書』刊行
			綾部新五郎、小城藩士として初めて英語稽古のため長崎へ出発
	慶応3年9月11日	宮崎蘇庵 患者（眼病）の診断書の類	改正増補版『英和对訳袖珍辞書』刊行（全木版）
1868	慶応4年9月4日	不審（心気不揃い）の筋で評定所に拘束されていたが大赦ゆえ宮崎蘇庵を恩赦、自宅謹慎のこと	フルベッキ、致遠館（佐賀藩が長崎に建てた英学校）で教鞭
	明治8年8月10日	元老院・権中書記生 任官 蘇庵、旧称：元立	
1875	明治8年12月10日	全上、免官	
	明治10年8月	『仏国刑法釈義・第1号』和田順吉口訳、宮崎蘇庵記、有隣堂	
1877	明治13年4月	文部省六等属 宮崎蘇庵	
1880	明治14年12月19日	『教育雑誌』へ寄稿、「紐育学校新誌鈔」 職工教育 宮崎蘇庵譯	
1881	明治15年5月8日	『教育雑誌』へ寄稿、「紐育学校新誌鈔」 修身の訓練 宮崎蘇庵譯	
1882	明治15年7月8日	『教育雑誌』へ寄稿、「紐育学校新誌鈔」 修身の訓練学校生徒の德行 宮崎蘇庵譯	
	明治15年12月	『童蒙修身訓・巻1』刊行、宮崎蘇庵著、機用堂	
	明治16年	『かいせいちようへいれいはやがてん、まきの1』宮崎蘇庵（みやざきそあん）著	
1883	明治16年3月	「かなのくわい」発起人	
1884	明治17年10月	文部省四等属	
	明治17年12月24日	福沢諭吉から宮崎蘇庵宛書翰	
	明治18年8月10日	『節酒会雑誌』創刊（編輯兼出版人）	
1885	明治19年	『かなづかひたもとのかがみ』宮崎蘇庵著	
1886	明治22年12月	『新撰小学歴史字解』宮崎蘇庵編	
1889	明治29年	台湾総督府学務部編纂課編書掛	
1896	明治29年8月5日	没	

た。そして明治二年に慶応三年版が増刷された。

①堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』初版、文久二年（西暦一八六二）刊

輸入された洋紙を用いて、英語部はオランダ政府から寄贈された英国製の印刷機を用いて活版印刷され、日本語部は木版印刷である。一ページを二段構成にして小型化を計っている。二〇〇部が印刷されたと伝えられている。

②堀越亀之助編『改正増補 英和对訳袖珍辞書』、慶応二年（西暦一八六六）刊
編集責任者の堀越亀之助は初版が早い時期に売り切れになったので改版の命を自分が受けたと序文に書いている。幕府の財政上の問題もあって大掛かりな改訂が許されなかったと後年述懐しているが、原則としてページの構成を変えないで済むように工夫している。たとえば新たに見出し語を追加するために、もとあった見出し語を削除するか数行に渡っていた邦訳語の行数を減らすかしている。

本草学や量目関係の訳語の改訂に専門家である田中芳男と柳川春三の協力を得たと序文に堀越は書いているが、これにより初版よりも実用性が高まっている。

(3) インターネットで公開されている『小城鍋島文庫日記目録』と、同日記の本文から洋学関係の記事を抜粋した資料『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料へ前編Ⅴおよび後編Ⅵ（佐賀大学地域学歴史文化研究センター編）を多用した。日付で確認できるように配慮し、煩雑さを避けて本稿では小城藩日記と略称した。

(4) 佐賀大学地域学歴史文化研究センター編「佐賀大学・小城市交流事業特別展図録 海外交流と小城の洋学」、二〇〇七年

(5) 名雲純一編『英和对訳袖珍辞書原稿影印』名雲書店、二〇〇七年

『英和对訳袖珍辞書』の手稿を発見した名雲書店は、同書のカタログ『ニュースボード』第六八号で詳しく報じた。そして宮崎元立を「佐賀ノ小城藩士で万延元年（中略）遣米使節ニ随行シタ経歴ヲ持ツ」と見なしたが、文献（1）で青木氏は小城藩の記録に無いことと派遣されたのは御殿医の宮崎であることを理由に別人としているので、それを尊重する。

(6) 堀孝彦、三好彰編著『解説『英和对訳袖珍辞書』原稿 初版および再版』港の人（有）、二〇一〇年

(7) 『日本教育史資料』〔第7冊〕幕府の部 学制―他、幕府領内学校、古記録より「洋学」、文部省、明治二三年～二五年

(8) 茂住實男、「開成所と英学教師（2）」『拓殖大学論集』、一九八五年

(9) 三好彰「『英和对訳袖珍辞書』の底本の編纂者H. Picard」『日本英学史学会紀要』、二〇〇八年

Picard 辞書はオランダで刊行された英蘭・蘭英両部からなる辞書である。初版と再版のタイトルは次の通りである。

・ A new pocket dictionary of the English and Dutch Languages: remodelled and corrected from the best authorities. H. Picard, Joh. Noman. 1843

・ A new pocket dictionary of the English and Dutch Languages. 2d ed., rev. and augm. A.B. Matijes, Joh. Noman. 1857. H. Picard

(10) 杉本つとむ編『江戸時代 翻訳日本語辞典』早稲田大学出版部、一九八一年

(11) 三好彰「新発見『英和对訳袖珍辞書』の草稿および校正原稿の考察」『日本英学史学会紀要』、二〇〇七年

(12) 茂住實男、「開成所と英学教師（3）」『拓殖大学論集』、一九八七年

(13) 大村益次郎先生伝記刊行会編「大村益次郎」肇書房、一九四四年

(14) 『御支配明細帳』（勝海舟旧蔵、国会図書館蔵）、文久元年（西暦一八六二）

なお「日本科学技術史大系一」（日本科学史会編、一九六四年）の「蕃書調所出役者書き上げ」に『御支配明細帳』の要点が引用されている。

(15) 『伊東玄朴伝』玄文社、一九一六年

(16) 『開成所伺等留 乾』東京大学史料編纂所蔵

(17) 宮永孝『万延元年の遣米使節団』講談社学術文庫、二〇〇五年

(18) 公文書「佐賀県士族宮崎蘇庵任官ノ旨同県へ通知ノ件」明治八年

(19) 彦根正三編『改正官員録』博公書院、明治一三年～一七年

(20) 文部省『教育雑誌』、明治九年～一五年

(21) 清水連郎編『かなのくわい大戦争』、第一冊 明治一六年、第二冊 明治一七年

(22) 大浜郁子「研究余録 福沢諭吉と『大日本節酒会』―宮崎蘇庵宛福沢書簡について」

日本歴史学会編、吉川弘文館、二〇〇三年九月

(23) 宮崎蘇庵編『節酒会雑誌』、明治一九年二月五日号

(24) 木下邦昌著『台湾島台北附近の状況 附本島学事一班』、『国家教育』第五三号、一八九六年八月一日

（日本英学史学会・会員）

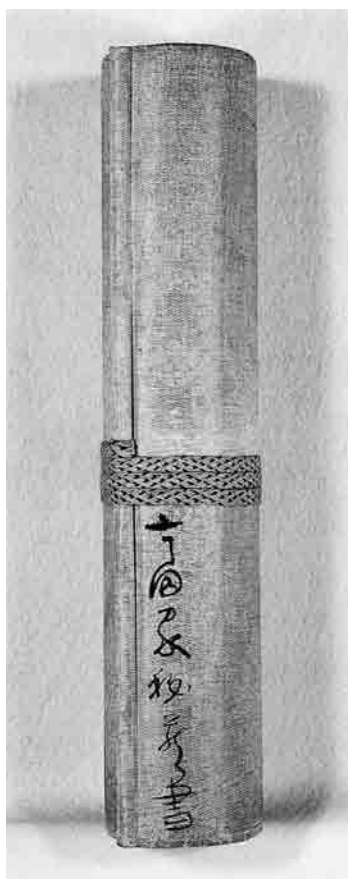
資料紹介

南里今村文書

一、解題

ここで紹介する南里今村文書は、大正・昭和に活躍した社会学・経済学の大家で歌人の高田保馬博士が、生前に所持されていた中世の文書群である。肥前国の今村氏と南里氏の家文書がまとめて一巻に成巻され、合計一八点の文書が収められている。

この文書は昭和一六年（一九四一）三月に東京帝国大学文学部史料編纂所（現東京大学史料編纂所）によって影写本（「肥前南里今村文書」）が作られ、^①同所に架蔵されている。また南北朝期の文書一二点については瀬野精一郎編『南北朝遺文 九州編』^②において活字化され、「肥前南里文書」または「肥前高田保馬所蔵文書」の名称で編年に掲載されている。これらに



より文書の存在は既に広く知られているが、戦国期の文書六点は管見の限りこれまでに活字化されることがなく、また家分けの形で文書全体が紹介されることもなかった。

所蔵者の高田保馬氏は、明治一六年（一八八三）に小城郡三日月村（現小城市三日月町）に生まれ、明治四三年（一九一〇）に京都帝国大学（現京都大学）を卒業後は、同大や九州帝国大（現九州大）・大阪大ほか数々の大学において教鞭を執り、昭和四七年（一九七二）に永眠されるまでに膨大な量の社会学・経済学の著書および歌集を発表した。^③文書は保馬氏の生家から自宅に移され、佐賀県を離れているが、氏の没後もご遺族の方々によって大切に保管され、現在に至っている。このたび許可を頂き、文書原本を調査・撮影して紹介させていただくこととなった。

現状では文書は年代順に配列されており、末尾に無年号の二点が収められている（目録参照）。この順序は影写本と全く同じなので、影写本作成当時は既に卷子の状態だったことが分かる（影写本にも「十八通巻」とあり）。成巻にあたって文書の天地が裁断されたと見られ、料紙の縦の寸法が一号文書から一二号文書までは二七・六〇二七・八cm、一三号文書から一八号文書までは二五・九〇二六・一cmと非常に均一に揃えられている。中でも料紙が大きい一号文書から一二号文書までは、文字の際近くまで切り詰められている部分が多い。破損箇所は既に影写本の段階で多数認めら

大塚俊司

南里今村文書目録

No	年 月 日	西暦	文 書 名	紙質	形態	寸 法	刊 本	備 考
1	建武5・8・11	1338	今村高秀注進状	楮紙	縦紙	27.8×36.7	南九1・1228	某証判あり
2	暦応2・7・15	1339	今村高広注進状	楮紙	縦紙	27.8×37.8	南九2・1365	某証判あり
3	暦応2・7・18	1339	今村高広注進状	楮紙	縦紙	27.8×31.3	南九2・1367	一色道猷証判あり
4	暦応3・10・13	1340	今村高広軍忠状	楮紙	縦紙	27.7×35.1	南九2・1584	某（佐竹義尚カ）証判あり
5	康永2・4・19	1343	一色道猷（範氏）書下	楮紙	縦紙	27.7×38.4	南九2・1924	
6	康永2・7・23	1343	今村高広軍忠状	楮紙	縦紙	27.7×35.6	南九2・1943	某証判あり
7	貞和3・5・11	1347	一色道猷（範氏）書下	楮紙	縦紙	27.7×34.9	南九2・2324	
8	貞和4・1・12	1348	今村高弘着到状	楮紙	縦紙	27.7×38.4	南九3・2431	某証判あり
9	観応2・□・3	1351	今村利広軍忠状	楮紙	縦紙	27.6×30.4	南九3・3290	千葉胤泰証判あり
10	観応2・12・20	1351	一色道猷（範氏）書下	楮紙	縦紙	27.7×35.8	南九3・3288	
11	観応2・12・20	1351	一色道猷（範氏）書下	楮紙	縦紙	27.7×38.4	南九3・3289	
12	明德4・7・26	1393	鑑尼季高加冠状	楮紙	縦紙	27.6×39.5	南九6・6279	
13	享禄5・2・25	1532	千葉胤勝書下	楮紙	縦紙	26.0×32.2		
14	「享禄5」・2・25	1532	千葉胤勝書状	楮紙	縦紙	26.0×35.0		
15	享禄5・2・25	1532	千葉胤勝書下	楮紙	縦紙	26.1×34.6		
16	「天文2」・4・25	1533	千葉胤勝書状	楮紙	縦紙	26.0×37.1		
17	（年未詳）10・20		千葉胤勝書状	楮紙	縦紙	26.0×38.0		
18	（年未詳）12・3		千葉胤勝書状	楮紙	縦紙	25.9×37.6		

〔凡例〕

No：成巻されている順序に従って、文書番号を付けている。

年月日：元号年・月・日。（ ）内は比定年次、「□」内は異筆。□は欠損箇所。

寸法：縦×横の長さ。単位はcm。

刊本：活字が掲載されている刊本の略称と巻・文書番号。「南九」は『南北朝遺文 九州編』の略。

れるが、影写本と原本を比較してみると大きな違いは見られず、影写本作成から現在までの間は傷みがあり進んでいないと言えるだろう。

南里今村文書は、南北朝期と戦国期の文書の二つに大きく分かれている。南北朝期については、建武五年（一三三八）から観応二年（一三五二）までの一一点（一号～一十一号）が今村氏の家文書で、観応二年から四〇年以上を隔てた明德四年（一三九三）の一点（一二号）だけが南里氏の家文書である。そして戦国期の文書（二三号～一八号）はすべて南里氏の家文書である。

今村氏の本拠や名字の地については、今のところ明確ではない。今村という地名は、佐賀郡に今村（近世には今古賀村とも称され、現佐賀市大和町久留間に小字名「今古賀」が残る）があり、鎌倉末期（一四世紀前半）には史料上で確認できる。^④一八世紀前半に編纂・執筆された「北肥戦誌（九州治乱記）」^⑤には、建武五年二月二十五日付で一色道猷が今村孫三郎（高広）に充てた文書が掲載され、その充所の下には「肥前小城郡今村の住人なり。」と注記されている。つまり著者の馬渡俊継は今村氏を小城郡在住と見なしているが、これは佐賀郡今村（今古賀村）が小城郡と境を接する位置にあり、当時は小城藩領だった事実から小城郡と誤解したのでだろうか。「櫛田神社文書」元亨三年（一三二三）一〇月二十五日付鎮西下知状^⑥によると、神崎庄一分地頭として今村次郎入道妙観の子息覚祐の名が見られ、瀬野精一郎氏はこれを御家人と推定している。^⑦神崎庄一分地頭職は蒙古合戦の勲功賞として配分されたものと考えられ、ここを今村氏の居所と判断することはできない。

一方、南里氏の本拠および名字の地については、佐賀郡川副庄南里（現佐賀市川副町南里）が挙げられる。「高城寺文書」貞和二年（一三四六）六

月一三日付源有家契状^⑧によると、源有家は高城寺に対し、寺領の佐賀郡川副庄三分一方のうち南里新々田の年貢所当米の納入を約しているが、有家は南里を開発した功により給地を与えられていた。この文書の端裏書には「南里源次郎状」とあるので、源有家＝南里源次郎とされている。^⑨南里源次郎の名は「南里文書」建武三年（一三三六）□月一〇日付一色道猷軍勢催促状^⑩に見え、当時実在したことが確認できる。また一二号文書には「南里藤兵衛尉高家」の名が記されており、偏諱「家」が共通して見られる。これらの点から、源有家が南里氏である可能性は高いだろう。^{補註}

今村・南里両氏の家文書が、どのような経緯で一つになり高田家の所蔵となったのか、現時点では明らかではない。ところで南里今村文書と一緒に、高田家に伝えられた文書群も保管されている。文書は束ねて一つの冊子に綴じられ、表紙が付けられている。その中には近世文書も数点含まれているが、大部分は近代とりわけ明治初頭から中頃にかけての高田清人氏（保馬氏の父）に関するものである。この清人氏が明治五年（一八七二）に作成した由緒書によると、高田家の先祖は今村氏および南里氏とされており、その根拠として文書を今でも所持していることが明記されている。また高田守人氏（清人氏の父または兄か）が明治三年（一八七〇）に記した由緒書でも、同じく文書を前提として、南里氏を先祖としている。つまり高田家は、少なくとも明治以前から南里今村文書を所蔵していたことが分かる。

もちろん清人氏・守人氏が述べている通りに、同家が今村氏・南里氏と血筋がつながっている可能性もある。家系図など系譜関係を伝えるものが発見されていないので結論には至らないが、近世末までに高田家と今村家・南里家との間に何らかの結びつき（例えば婚姻など）があり、それに

伴って文書が移動した可能性も想定できる。この問題については、今後調査を続けていく必要があるだろう。

二、文書の内容

次に文書の内容について、個別に若干の解説と検討を加えてみる。

一号文書は、今村高秀が建武五年（一三三八）に博多警固番役を勤仕した後提出した注進状である。上部の欠損が大きく、各行で一～三字分ほど失われている。高秀が番役勤仕に就いた日は欠損により「閏七月十」までしか判明しないが、次行の欠損部は小さく一字分程度しかないので、閏七月一〇日と判断しておく。因みにこの文書とほとんど同内容の龍造寺実善の注進状^⑪では、勤仕の期間は閏七月一日から八月一〇日までとある。証判に用いられている花押は二号文書の証判にも見られ、誰の花押であるかは判明しない。^⑫

二号・三号文書は、ともに今村高広（前掲の高秀が高広に改名か）が番役勤仕の際に提出した注進状である。双方とも高広の署名の右脇に同一と思われる裏花押があるが、卷子のため裏側から見ることはできない。なお『南北朝遺文 九州編』では、これら二点は案文として扱われており、一方で影写本の巻頭にある文書目録では案文とはされず、正文と評価されていたと見られる。実際に調査した限りでは、これらを案文とする積極的理由は見出せなかったもので、ひとまず正文として扱っておきたい。

四号文書は、暦応三年（一三四〇）に鎮西管領一色道猷を大将とする幕府方が、菊池武敏ら南朝方と筑後国内において合戦を繰り広げた際、道猷に従って転戦した今村高弘が提出した軍忠状である。ここでは実名が「高

弘」と記されており、高広から改名したと考えられる。同年四月五日、道猷は肥前国の深堀孫太郎入道に、筑後国凶徒退治のため佐竹義尚率いる軍勢の派遣を伝え、出陣を催促している。¹³ 四号文書によると一色道猷の軍勢は七月二十九日に発向し、上妻郡豊福原（現八女市豊福）や竹野郡竹野庄（現久留米市田主丸町竹野）ほか所々で南朝方と合戦し、九月下旬には御井郡赤司城（現久留米市北野町赤司）に在陣していたことが分かる。なお同時に従軍していた武雄社女大宮司代藤原通幸も軍功を注進しており、おおよそ同内容が記されている。¹⁴

五号・六号文書は、康永二年（一三四三）に南朝方の菊池武茂らが筑後国竹井城（現久留米市北野町吉木）に立て籠もり、一色道猷が軍勢を發してこれを攻めた際の記事である。五号文書で一色道猷は今村高弘に出陣を催促しており、同文の文書が龍造寺又七・同彦三郎にも出されている。¹⁵ 参陣した龍造寺氏ら諸氏の軍忠状によると、五月一日・同晦日に合戦が行われ、七月二日の夜には城が落ちた様子がうかがえる。なお六号文書の証判の花押は、形が少し扁平だが一号・二号文書の証判と同じである。

七号文書では貞和三年（一三四七）五月一日、南朝方の兵船が筑前国宗像郡大島・小島（現宗像市大島・地島）に來襲したのに対抗し、一色道猷が出陣を命じている。これと同じ文面の文書が深堀三郎五郎・同弥五郎・龍造寺又七にも發せられている。¹⁷

八号文書では貞和四年（一三四八）正月に、一色道猷が南朝方と見られる肥前国養父郡凶徒を退治すべく発向した際、今村高弘が参陣したことを示している。この文書の日付の一日前に龍造寺家忠が参陣して着到状を提出しており、¹⁸ ここでは凶徒について「養父郡牛原□□以下輩」と記されている。道猷の子直氏が龍造寺孫三郎に与えた感状によると、凶徒は正月二

日に養父郡を發し博多に向かつて攻め寄せている。

九号文書は、観応二年（一三五二）に足利直冬方の下松浦一族らが肥前国小城郡に攻め寄せ、幕府方の千葉胤泰らとの間に合戦が行われた際の史料である。この時に参加したのは今村利広で、前出の高弘が再び改名したか、あるいは高弘の後嗣か定かではない。記述によると、敵方は同年八月に晴氣山（現小城市小城町晴氣）に陣取り、その後は小城郡から神崎郡にかけて各地で合戦を繰り返したことが具体的に読み取れる。しかしこの文書は、欠損により何月に出されたか分からず、合戦が行われた月が明らかではない。また戦場となった地名の箇所にも欠損がある。さらに文中に「今月十五日」と記されているが、文書の日付は三日なので齟齬がある。これらの点については、今後も検討を重ねる必要があるだろう。証判の花押については、これまで誰のものか指摘されていないが、「頂妙寺文書」の正平二〇年（一三六五）八月二日付千葉胤泰書下に用いられている花押と同一であり、胤泰の花押と判断できる。

一〇号・一一号文書も、九号と同じ観応二年の合戦に関する史料である。

一〇号文書では今村利広の忠節に対して一色道猷が恩賞として知行を給与している。与えられた所領は「跡」とあるように闕所地で占められており、敵方の領地を道猷が闕所地として処分したものと推察される。一一号文書は一〇号文書とセットで發給されており、道猷が利広の軍忠を賞している。ここでは「千葉次郎胤泰所注申候也」とあり、千葉胤泰が利広の忠節を道猷に注進したことが分かる。九号文書で胤泰が証判を据えて利広の軍忠を承認し、その旨を道猷に上申するという一連の流れが読み取れる。ところで一一号文書と同日付で、一色範光の發給とされる同様の記述の文書が「松浦家文書」にも見られるが、これについては吉原弘道氏の考察に²¹

よって偽文書と判断されている。

一二号文書は、鑑尼季高が南里氏の元服において加冠を執り行い、「藤兵衛尉高家」の名前を与えたことを記している。管見の限りこの文書は、肥前国内の領主が発給した加冠状の中では最も古い事例と言える。鑑尼氏は佐賀郡に本拠を置く国衙の在庁官人で、この時点では千葉氏に従属しつつある。⁽²³⁾ また、季高は肥前国鎮守である河上社の大官司だった。⁽²⁴⁾

一三号・一四号・一五号文書では、千葉胤勝が南里但馬守に知行を安堵している。一四号は書下ではなく書状だが、一三号・一五号と同日に発給されたと見て差し支えないだろう。安堵されている所領は小城郡内、および佐賀郡内の小城郡との郡境に近い場所に確認され、南里氏の存立基盤を知る上で貴重な手掛かりとなる。⁽²⁵⁾

一六号文書では、小城郡東郷（現小城市小城町畑田付近から同牛津町勝付近にかけての地域か）において敵に同心して居所を離れる者が出た件について記されている。これに関連する史料は未確認につき詳細は不明だが、千葉胤勝はこの者の所領を闕所として南里但馬守に与えている。

一七号・一八号文書は、大内氏の北部九州出兵に関わる内容である。一八号文書には、千葉胤勝が筑前国早良郡の入部村（現福岡市早良区東入部・西入部）に滞在している旨が記されていて注目される。胤勝は大永六年（一五二六）の五月までに天満宮満盛院領の早良郡戸栗・重富（現福岡市西区飯盛付近・同早良区重留）のうち八〇町地を「御堪忍料」として大内義興から与えられており、それ以前に筑前に亡命していたことが読み取れる。また享祿三年（一五三〇）の九月には満盛院が大内氏に「胤勝事就肥前退国」、すなわち胤勝が肥前に退去したことを理由に戸栗・重富の領地の返還を訴えているので、この時点で胤勝は復帰を果たしていたと考えら

れる。大内氏は同年七月に軍勢を肥前に派遣して少貳資元を攻めたとされており、胤勝もこれに乗じて肥前に入国したと推察される。一八号文書では胤勝がまだ亡命先の入部村にあり、来春の合戦を期していることから、発給年次は享祿二年の可能性が高いだろう。一七号文書の年次については天文元年（一五三二）、大内義隆の軍勢が九州に渡海し、年末から翌二年にかけて少貳氏・大友氏と合戦を繰り返した際に発給されたと推定しておきたい。⁽²⁶⁾

【註】

- (1) 影写本の奥書による。
- (2) 全七巻、東京堂出版、一九八〇・一〜一九九二・九。
- (3) 高田保馬氏の経歴や業績等については、高田保馬博士追想録刊行会編『高田保馬博士の生涯と学説』（創文社、一九八一・二）に詳しい。
- (4) 「河上神社文書」文保二年二月一〇日付河上宮免田坪々領主交名注文案（『佐賀県史料集成 古文書編（以下、佐賀と略す）』一、三四頁）・「同」元亨四年五月一六日付鎮西下知状（『同』一、一九一頁）。これらによると、今村は山田東郷川原村に属し、当時は国分三郎五郎入道善行が領していた。
- (5) 『北肥戦誌（九州治乱記）』（青潮社、一九九五・二）。三八頁。
- (6) 『佐賀』五、一八九頁。
- (7) 「肥前国における鎌倉御家人」（同著『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、一九七五・二）。
- (8) 『佐賀』三、二五六頁。
- (9) 前掲註（8）での人物比定をはじめ、諸書において共通の見解となっている。
- (10) 『南北朝遺文 九州編』一、六〇九号。
- (11) 「龍造寺家文書」建武五年八月日付龍造寺実善着到状（『佐賀』三、四三頁）。なお博多警固番役については、佐伯弘次「南北朝時代の博多警固番役」（『史淵』一四六、二〇〇九・三）を参照。
- (12) この花押は東京大学史料編纂所編『花押かがみ六 南北朝時代二』（同、二〇〇

- 四・三)に掲載されており(二二三頁)、花押の主体は「某」とされている。
- (13)「深堀家文書」一色道猷軍勢催促状(『佐賀』四、一四四頁)。
- (14)「武雄神社文書」暦応三年一〇月一日付武雄社女大宮司代藤原通幸着到状(『佐賀』二、一五一頁)。ただし道猷発向の日は七月二五日とされており、また道猷が一〇月一四日に博多に「御帰津」したという記述も見られる。
- (15)「龍造寺家文書」康永二年四月九日付一色道猷軍勢催促状(『佐賀』三、二六頁)。同年同月一日付一色道猷軍勢催促状(『同』三、五九頁)。
- (16)「龍造寺家文書」康永二年七月五日付龍造寺家平軍忠状(『佐賀』三、五〇頁)ほか。
- (17)「深堀家文書」貞和三年五月一日付一色道猷軍勢催促状(『佐賀』四、一七頁)。同年月日付一色道猷軍勢催促状(『同』四、一七四頁)・「龍造寺家文書」同年月日付一色道猷軍勢催促状(『同』三、二七頁)。
- (18)「龍造寺家文書」貞和四年正月一日付龍造寺家忠軍忠状(『佐賀』三、二二頁)。
- (19)「龍造寺家文書」貞和四年正月一〇日付一色直氏感状(『佐賀』三、五〇頁)。
- (20)頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類 一』(大塚工藝社、一九八六・一〇)七〇頁の写真版を参照。なおこの文書と九号文書の間には、約一四年の隔たりがある。両者の花押を比較すると、左下部に下ろされた線および右下部の楕円の、下への張り出しの大きさに差が見られる。しかし基本的な形状は同じと言える。
- (21)観応二年二月二〇日付一色範光感状写(瀬野精一郎編『松浦党関係史料集』三、一一頁)。
- (22)「平戸松浦氏による文書群の形成過程について」(『古文書研究』六四、二〇〇七・一〇)。
- (23)鑑尼氏については、宮島敬一「中世後期における国人領主と地方寺社―肥前千葉氏と「公権」の構造―」(所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ―転換期を歩く―』吉川弘文館、二〇〇〇・三)を参照。
- (24)「実相院文書」至徳二年二月三日付河上社遷宮用途注文(『佐賀』一、二八二頁)。
- (25)天文一三年二月晦日付「高城寺領南里年貢納并算用帳」(『佐賀』二五、三一八頁)・天正一六年九月吉日付「春日山高城寺領指出」(『同』二五、三五五頁)によると、南里に知行を持つ者の中に南里氏の名は確認できない。
- (26)「満盛院文書」大永六年(異筆)五月二一日付大内氏奉行人連署書状(『大宰府・

太宰府天満宮史料』一四、二七六頁)。千葉胤勝の筑前亡命・復歸については、三村講介「大内氏の半済制」(『古文書研究』五六、二〇〇二・一一)を参照。

(27)「満盛院文書」享祿三年(異筆)九月一四日付大内氏奉行人連署書状(『大宰府・太宰府天満宮史料』一四、三一九頁)。

(28)この時の合戦については「歴代鎮西志」ほか近世の編纂資料では多く記述が見られるが、同時代史料では確認できない(『大宰府・太宰府天満宮史料』一四、三〇六頁)。

(29)『大宰府・太宰府天満宮史料』一四、三三四頁。

(補註)鍋島文庫所蔵「肥前古鐘銘屏風」によると、佐賀郡川副庄南里の正定寺に存在した洪鐘の追銘(天文二年六月吉日付)に、願主として南里有如の名が見られる(坪井良平「肥前古鐘銘屏風」について)(同著『歴史考古学の研究』ビジネス教育出版社、一九八四・一〇)。戦国期の事例だが、南里の地と南里氏の結びつきを明瞭に示している。

【付記】本稿は、千葉氏研究プロジェクトの研究成果の一部である。

(佐賀大学地域学歴史文化研究センター教務補佐員)

【凡例】

一、文書の掲載は成巻されている順序に従っている。

一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部にそれ以外(正字・異体字・変体仮名等)も使用している。

一、行ごとの文字数は変更せず、また闕字・平出なども残した。

一、本文には、読点「、」および並列点「・」を付けた。

一、傍注は、欠損部や文字の誤脱等の校訂には「〔 〕」、その他には「()」を用いた。

一、欠損部は、□□□で示した。

一、各文書の右下端に墨書されている文書番号(後筆)は翻刻しない。

〔高田家秘藏之書〕

(一) 今村高秀注進状

〔博多〕
警固番役事、

〔任憑〕
仰下之旨、肥前国今

〔村孫〕〔三九〕
二郎高秀自閏七月十

日
迄于八月十日、令勤仕候畢、

〔以此旨〕
可有御披露候、恐惶謹言、

〔建〕
武五年八月十一日 豊嶋高秀

〔進上〕
御奉行所

〔証判〕
「承了、(花押)」

(二) 今村高広注進状

肥前国今村孫三郎高広任被

仰下候之旨、御侍番役事、自

今月十二日迄于同十五日、三日三夜

之間令勤仕候畢、以此旨可有

〔御覽方〕
披露候、恐惶謹言、

曆応二年七月十五日 豊嶋高広

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、(花押)」

(三) 今村高広注進状

博多警固事、任被仰下候

之旨、肥前国今村孫三郎高広

自去月廿八日迄于今月十八日、令

勤仕候畢、恐惶謹言、

曆応二年七月十八日 豊嶋高広

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、(花押)」

(四) 今村高弘軍忠状

為筑後国凶徒〔等退治方〕大将軍去

七月廿九日御発向之間、惣肥前国今村

孫三郎高弘〔最〕前馳〔参〕御共仕、豊福原

并竹野庄已下於所々抽軍忠訖、就中

自同九月廿四日属当御手、籠赤司城

令致宿直警固之忠勤候畢、然早

下給御判、可備後代〔之〕亀鏡候、以此旨

可有御披露候、恐惶謹言、

曆応三季十月十三日

〔証判〕
「承了、(花押)」

(五) 一色道猷〔範氏〕書下

筑後国凶徒蜂起事、

為対治所発向也、不日

可被馳参、仍執達如件、

康永二年四月十九日 沙弥〔一色道猷〕(花押)

今村孫三郎殿(高弘)

(六) 今村高弘軍忠狀

大將軍筑後国竹井城御発向之(山本郡)

間、肥前国今村孫三郎高弘属御手、

任被仰下候旨、大手矢倉番役三日

三夜令勤仕候畢、然預御一見狀、

為備龜鏡、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

康永二年七月廿三日 豊嶋高弘(今村)上

進上 御奉行所

〔承了、(花押)〕(証判)

(七) 一色道猷(範氏)書下

凶賊船数十艘昨日十日

寄来筑前国宗像大嶋・(宗像郡)

小嶋之由、大宮司子息三郎

馳申候間、所発向也、不廻

時刻可被馳参、仍執達如件、

貞和三年五月十一日 沙弥(一色道猷)(花押)

今村孫三郎殿(高弘)

(八) 今村高弘着到狀

為肥前国養父郡凶徒対治 大將

御発向之間、同国今村孫三郎高弘為
抽軍忠馳参候訖、以此旨可有御披露
候、恐惶謹言、

貞和四年正月十二日 豊嶋高弘(今村)

進上 御奉行所

〔承了、(証判)

藤原(花押)〕

(九) 今村利広軍忠狀

〔肥前〕
□□国御家人今村孫三郎利広申

軍忠事、

□□広自最初為御方致軍忠之上、(右利方)

今年八月晴氣山仁下松浦以下御敵等取陣之
刻、御合戦毎度抽軍忠了、今月十五日於(小城)

一□河原・吉田河原・当御城水手以下所々(丈方)
(小城方)

致合戦、至于同廿五日日猥御陣、同廿九日
□崎御出之時、御共仕了、此等次第御中(神方)
(原)(神崎郡)

人々悉見知之上者、給御証判、欲備

龜鏡、仍言上如件、

觀心二年□月三日

〔承了、(花押)〕(千葉胤泰)

〔肥前〕

一色道猷(範氏)書下

(一〇) 一色道猷(範氏)書下

肥前国小城郡内津留国

分八郎跡田地四町・同郡内時津四

郎跡牟田江里田地壹町・同国神(神)

崎庄内豊富孫太郎跡田地拾(崎部)

町・同庄内砥上九郎跡田地五町地

頭職事、為勲功之賞所宛

行也、早守先例可致沙汰、仍

執達如件、

觀応二年十二月廿日 (色道猷) 沙弥(花押)

今村孫三郎殿 (利広)

(一一) 一色道猷(範氏) 書下

直冬以下凶徒退治事、

下松浦一族等寄来肥前国

小城之時、抽忠節之由、千葉次郎(小城郡)

胤泰所注申候也、軍忠尤神妙、

可有恩賞、仍執達如件、

觀応二年十二月廿日 (色道猷) 沙弥(花押)

今村孫三郎殿 (利広)

(一二) 鎰尼季高加冠狀

加冠名字事、

南里藤兵衛尉高家

明德二年七月廿六日

(鎰尼季高) 信濃守(花押)

(一三) 千葉胤勝書下

肥前国小城郡之内

福田分一町五段・江口分

貳町五段之事、任

先判之旨宛行之狀如件、

享祿五年

貳月廿五日 (千葉) 胤勝(花押)

南里但馬守殿

(一四) 千葉胤勝書狀

〔(端裏捺封ウワ書) 墨引〕 南里但馬守殿 胤勝

萩野五十五町之事、大聖寺(萩佐賀郡)

千年分三町相副、右五十

五町之内三分壹之事、任

先判之旨知行肝要候、弥

馳走頼入候、恐々謹言、

二月廿五日 (千葉) 胤勝(花押)

(奥裏書) 〔享祿五年二月廿五日〕

(一五) 千葉胤勝書下

肥前国小城郡之内垂井分

十九町・金原分十五町・友田

拾貳丁・長門分十町、右之

田數之事、任先例之旨、
宛行之狀如件、

享祿五年
二月廿五日
胤勝（千葉）（花押）

南里但馬守殿

(一六) 千葉胤勝書狀

「(墨引) 南里但馬守殿 胤勝」

今度於東鄉敵令同心

他出之仁相拘之宇佐分

之事、至彼社家衆以純熟

可相拘之事肝要候、為以後

用捻候、恐々謹言、

卯月廿五日
胤勝（千葉）（花押）

「天文二年」

〔天文二年〕
(奥裏書)

(二七) 千葉胤勝書狀

「墨引」
（端裏捻封ウツ書）
深河主馬亮殿
音無新五郎殿
南里但馬守殿
寄合御中
胤勝

猶々先日長々辛勞之至候、

重々馳走憑入候、

防州衆渡海候、然者急度可

被相動之由候之条、当手之衆

申付可馳走之間、早々上着

肝要候、委細猶兩人可申候之条、
閣筆候、恐々謹言、

十月廿日
胤勝（千葉）（花押）

(二八) 千葉胤勝書狀

「(墨引) 南里但馬守殿 胤勝」

（小城郡・佐賀郡力）
小佐辺珍しき到来候者、注進

肝要候、

就防州入魂、(筑前国)於早良郡入部村

在留候、為心得候、來春者弓矢

可為必定之由候、其覺悟

專一候、仍為礼一兩所へ使

之儀申付候、寒中乍

辛勞可有馳走候、委細

胤冬（鑑尼）可申渡候、恐々謹言、

十二月三日
胤勝（千葉）（花押）

肥前國今村外三郎高廣任役
作下候之旨御侍番役事目
二月十二日迄二月十五日三夜
之間令勤仕候事此旨可也
被蒙恩惶謹

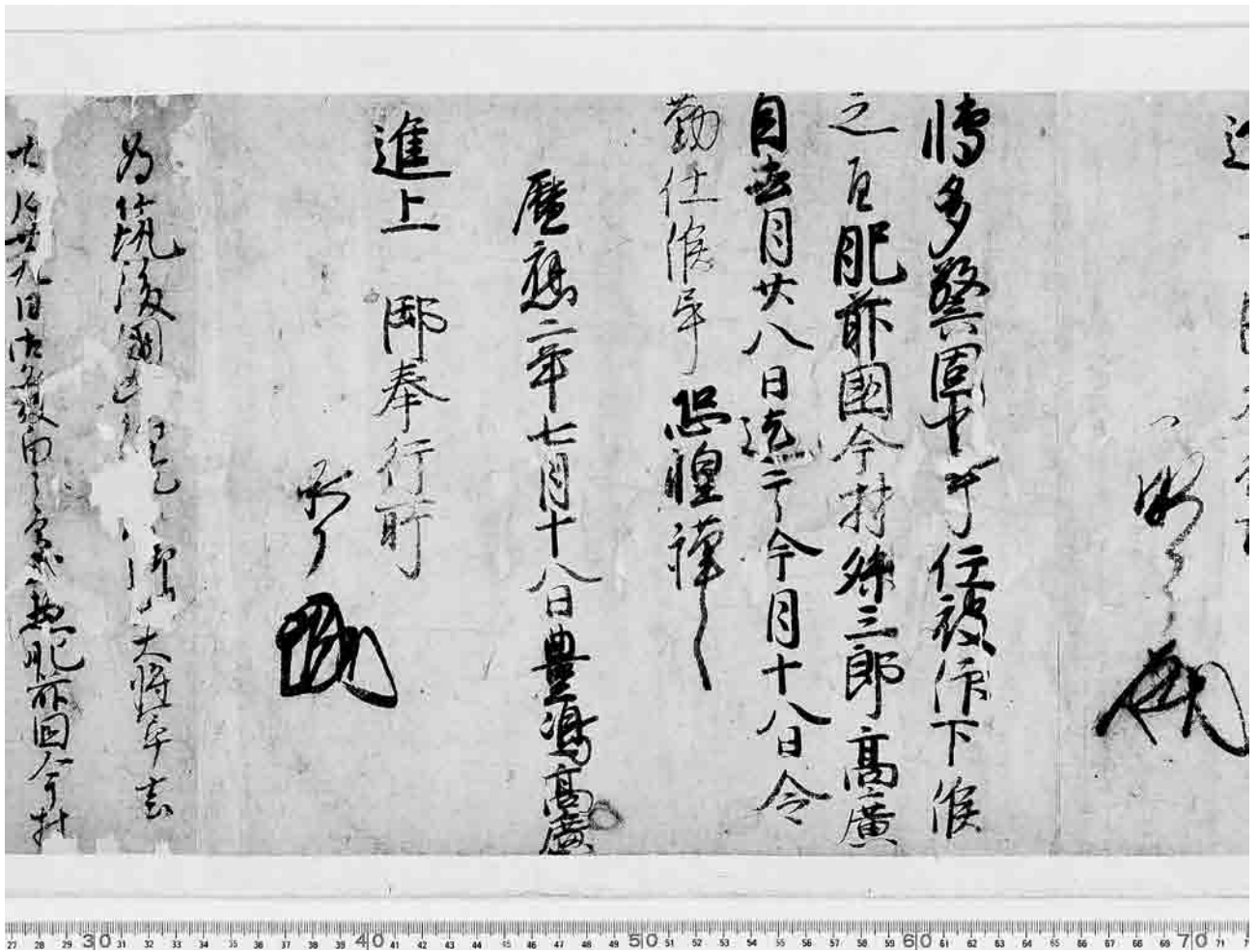
應永三年七月十五日豐島高廣

進上郎奉行所

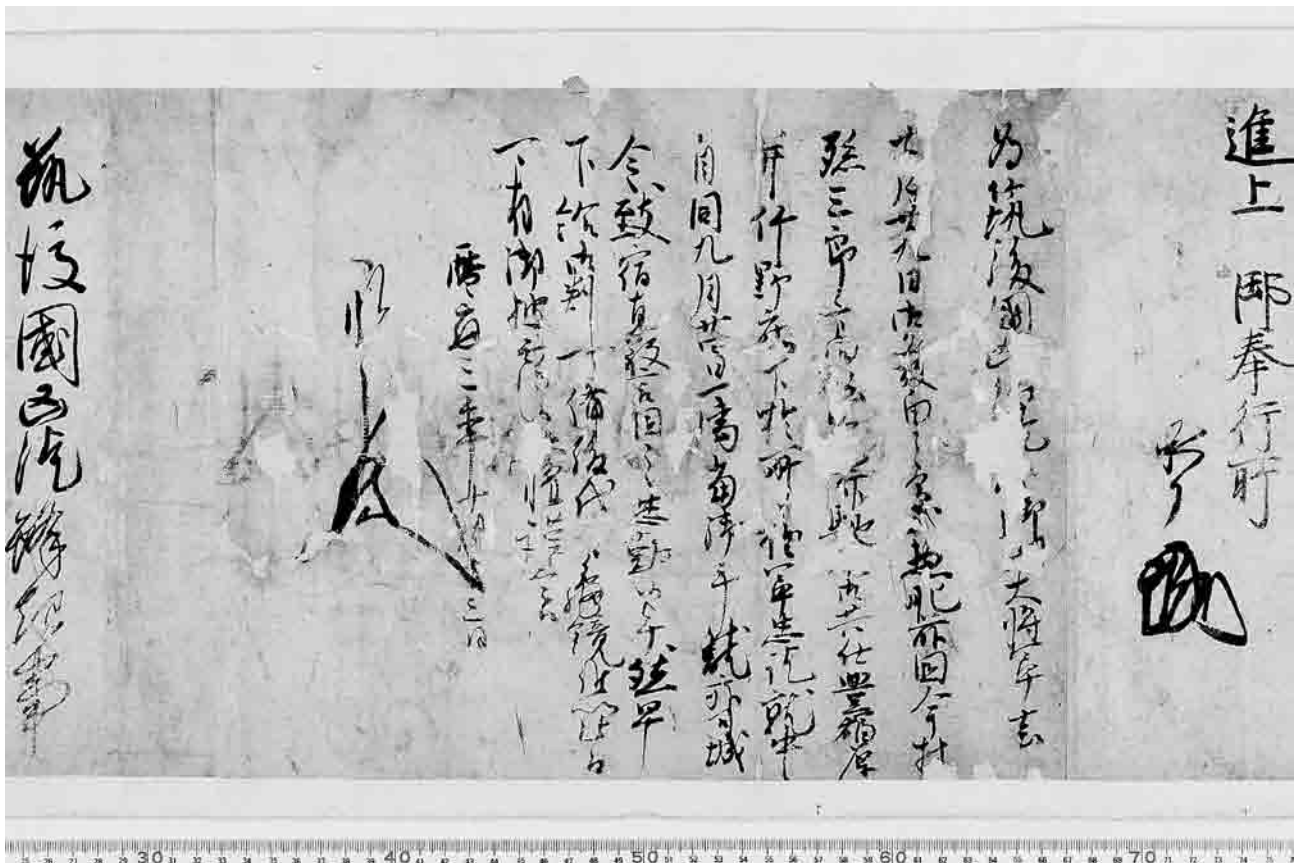
水 祝

情多懇固中下任被作下候

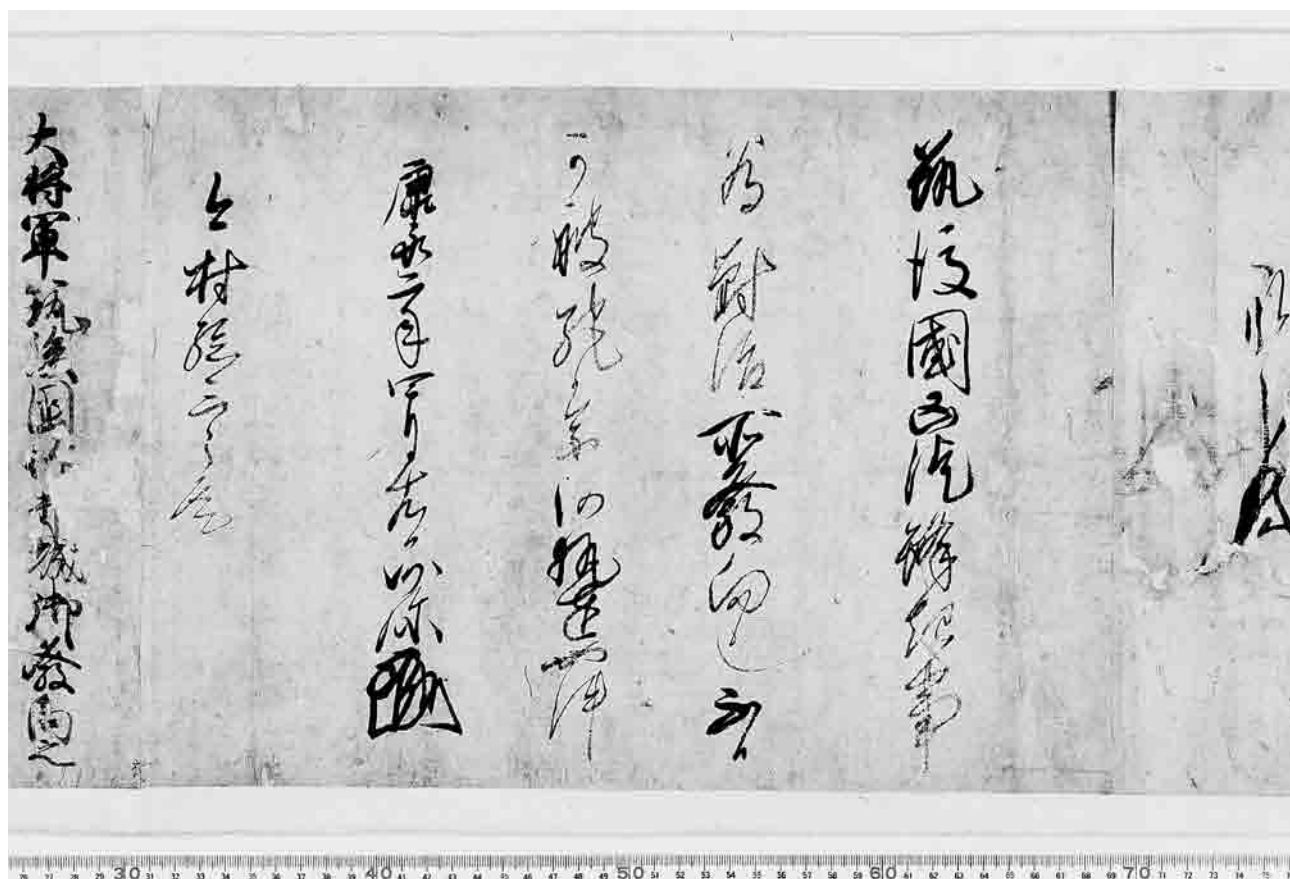
(2) 今村高広注進状



(3) 今村高広進狀



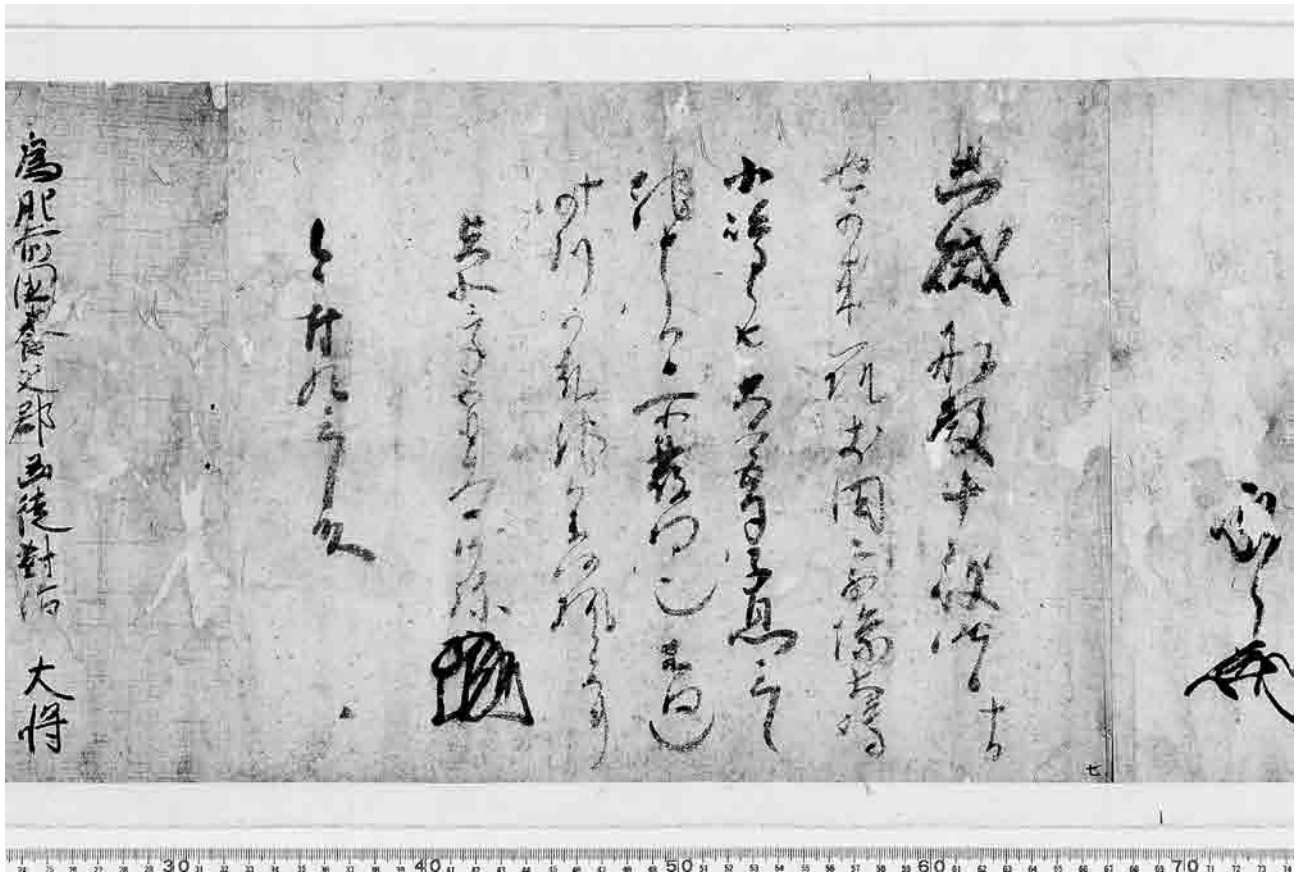
(4) 今村高弘軍忠狀



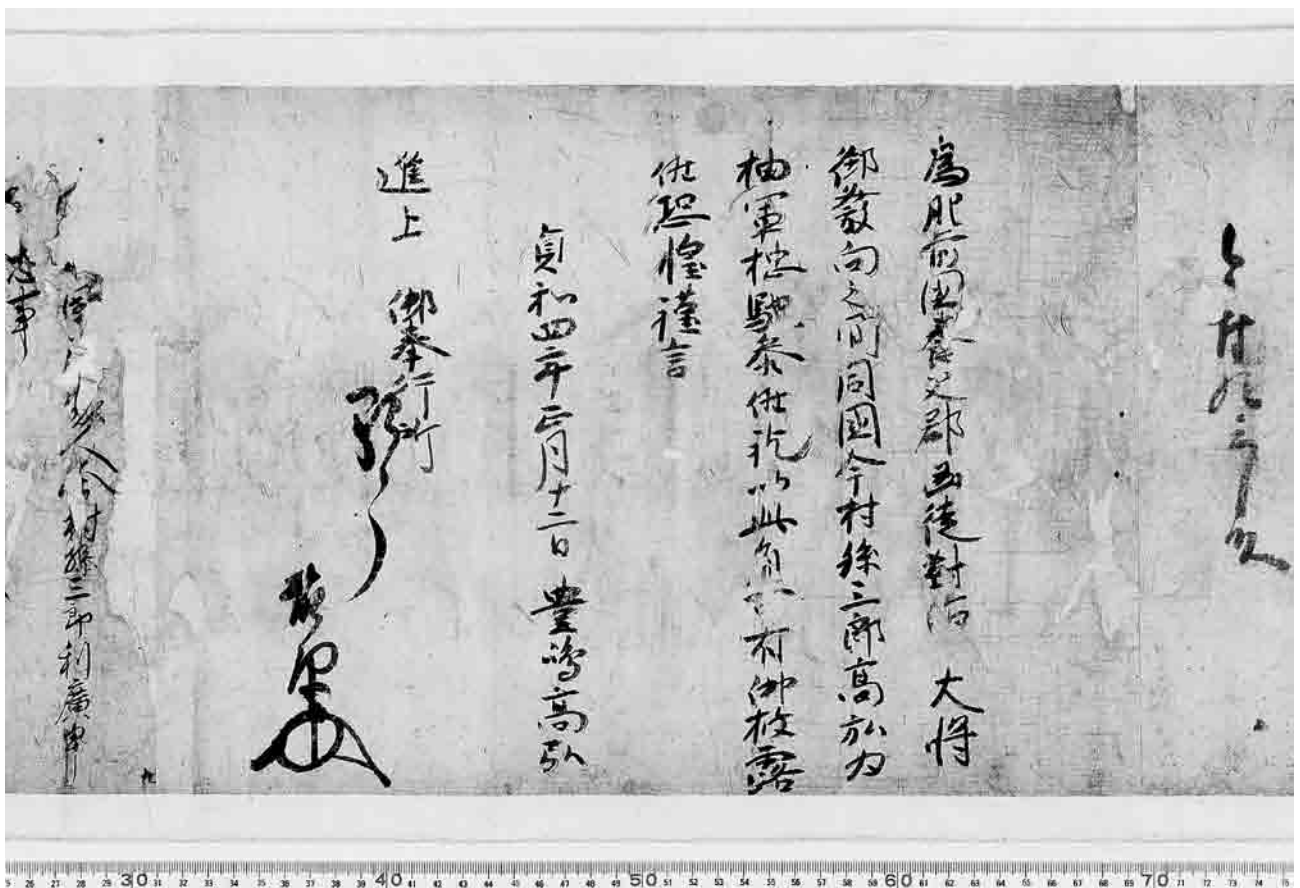
(5) 一色道猷(範氏)書下



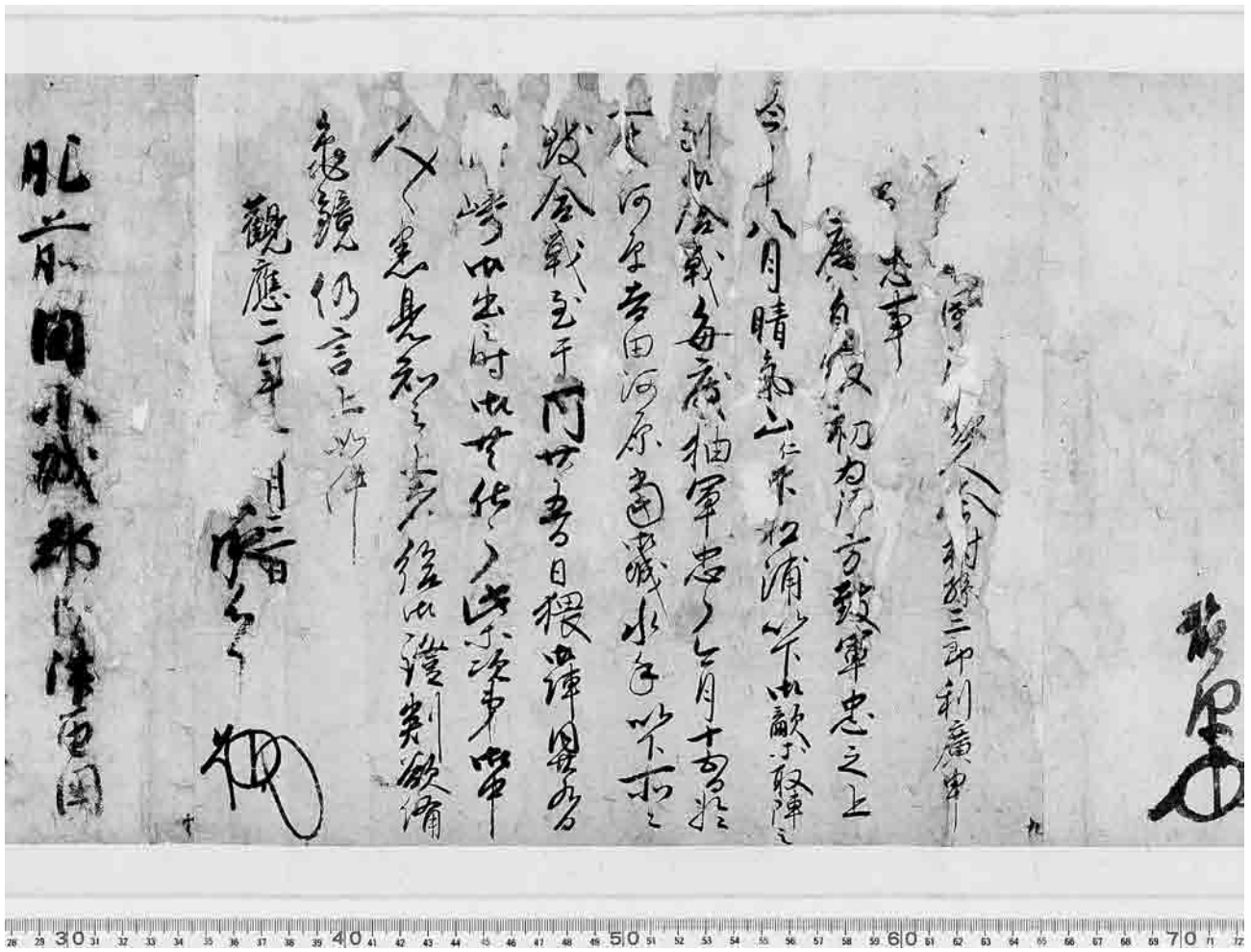
(6) 今村高弘軍忠狀



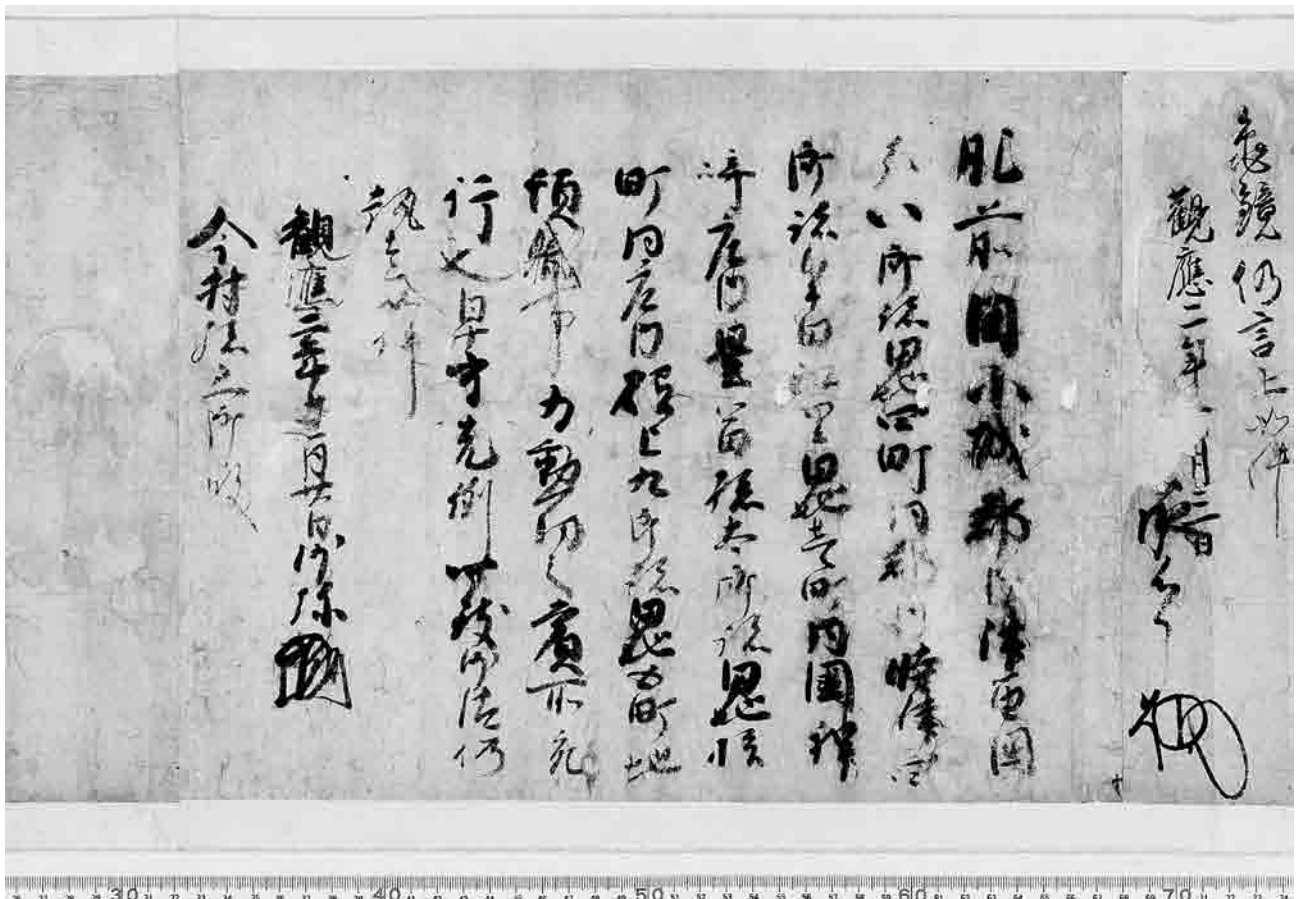
(7) 一色道猷（範氏）書下



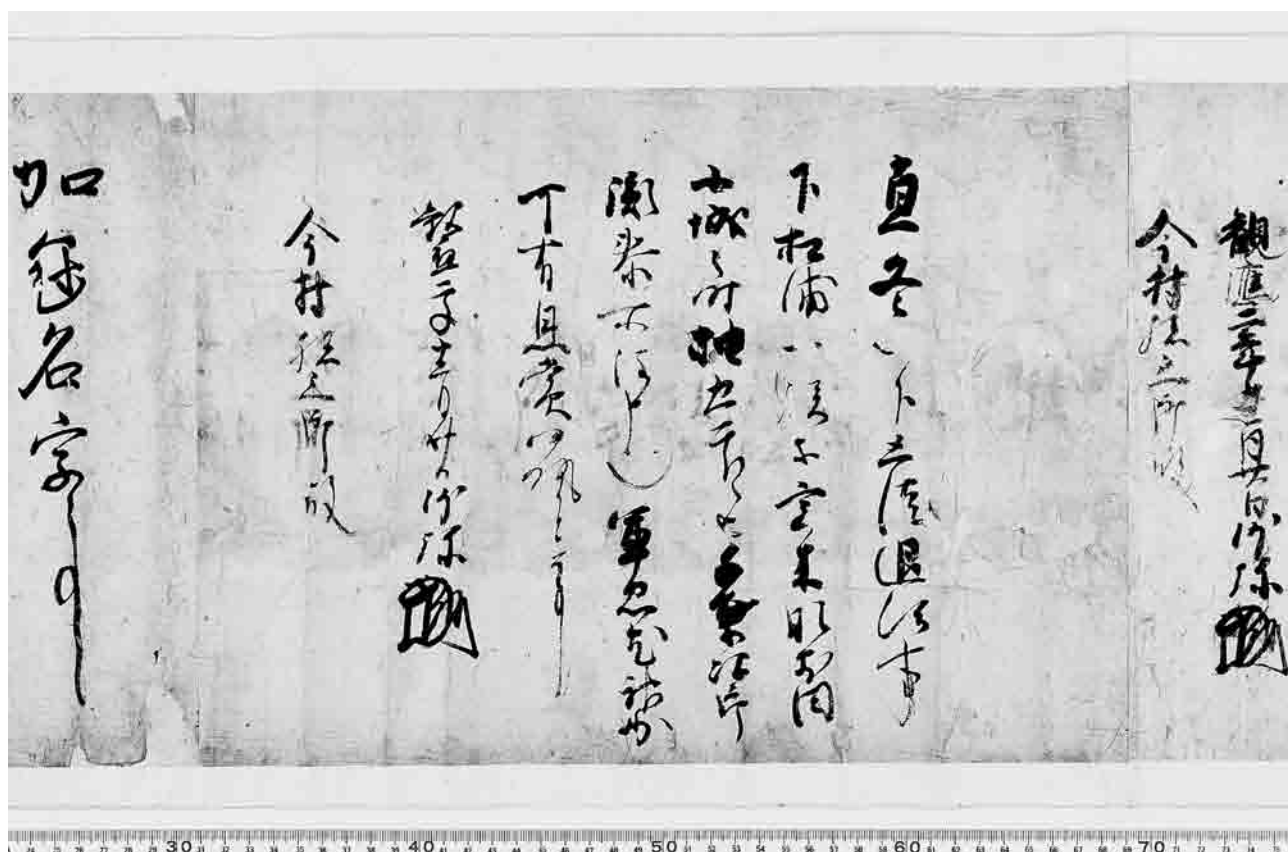
(8) 今村高弘着到状



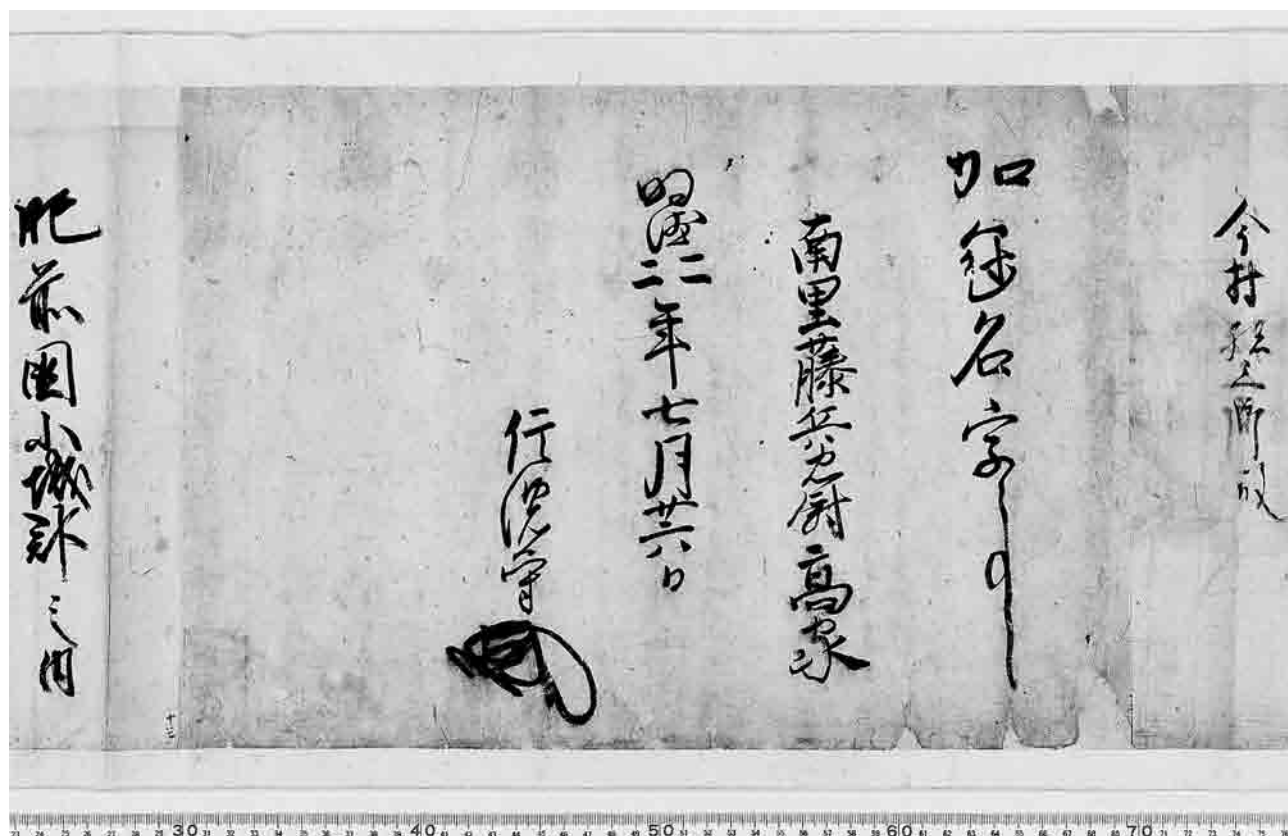
(9) 今村利広軍忠状



(10) 一色道猷（範氏）書下



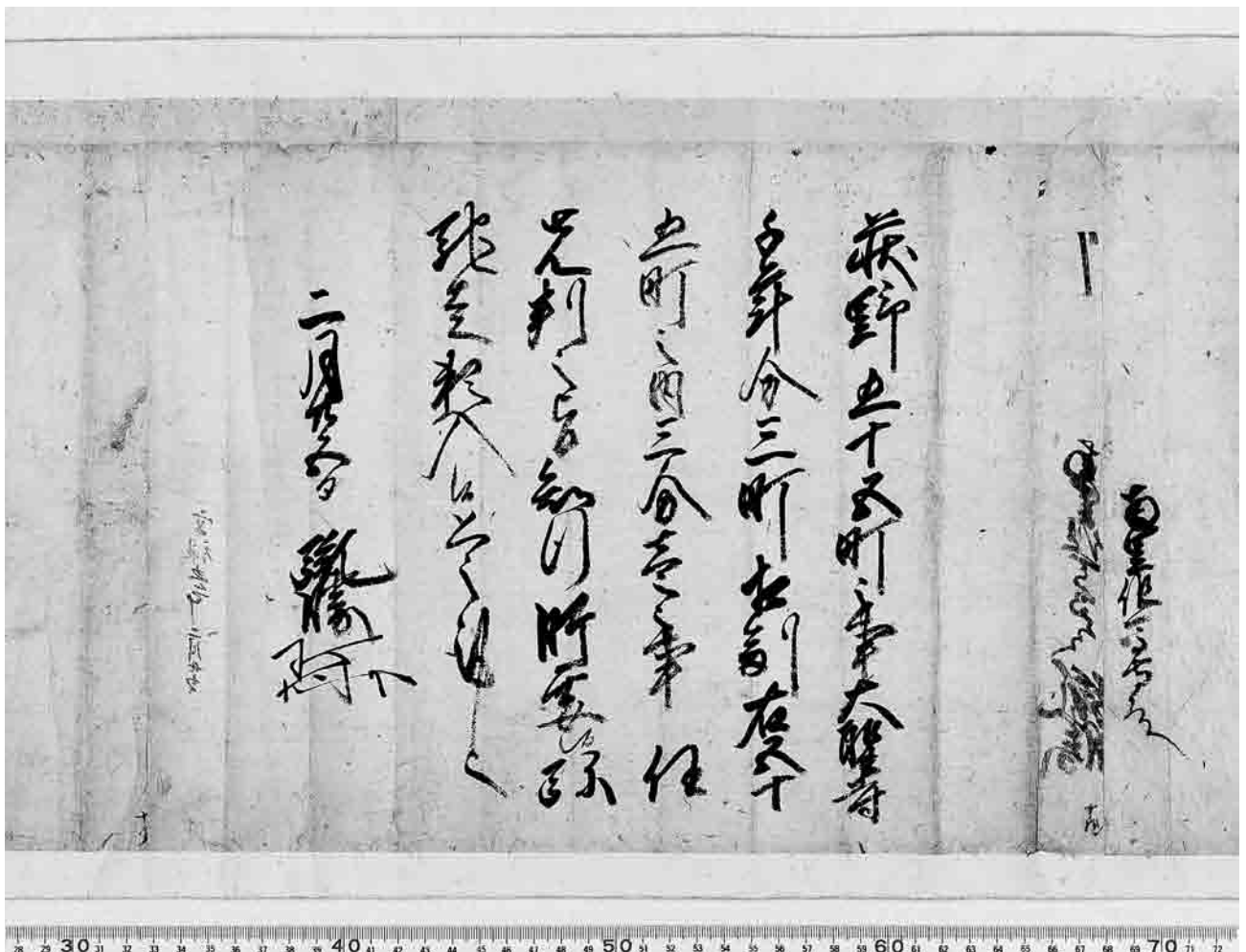
(11) 一色道猷（範氏）書下



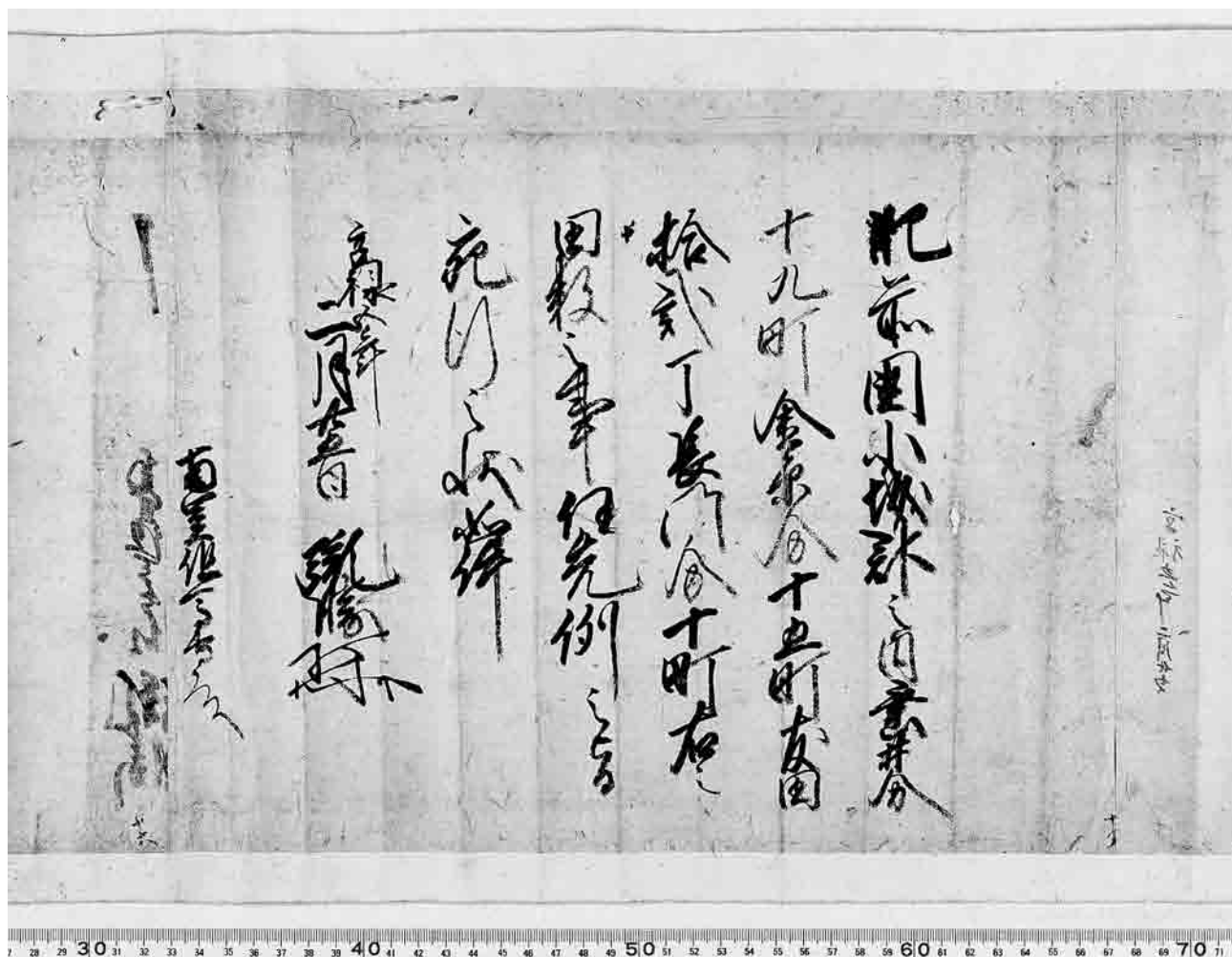
(12) 鑑尼季高加冠状



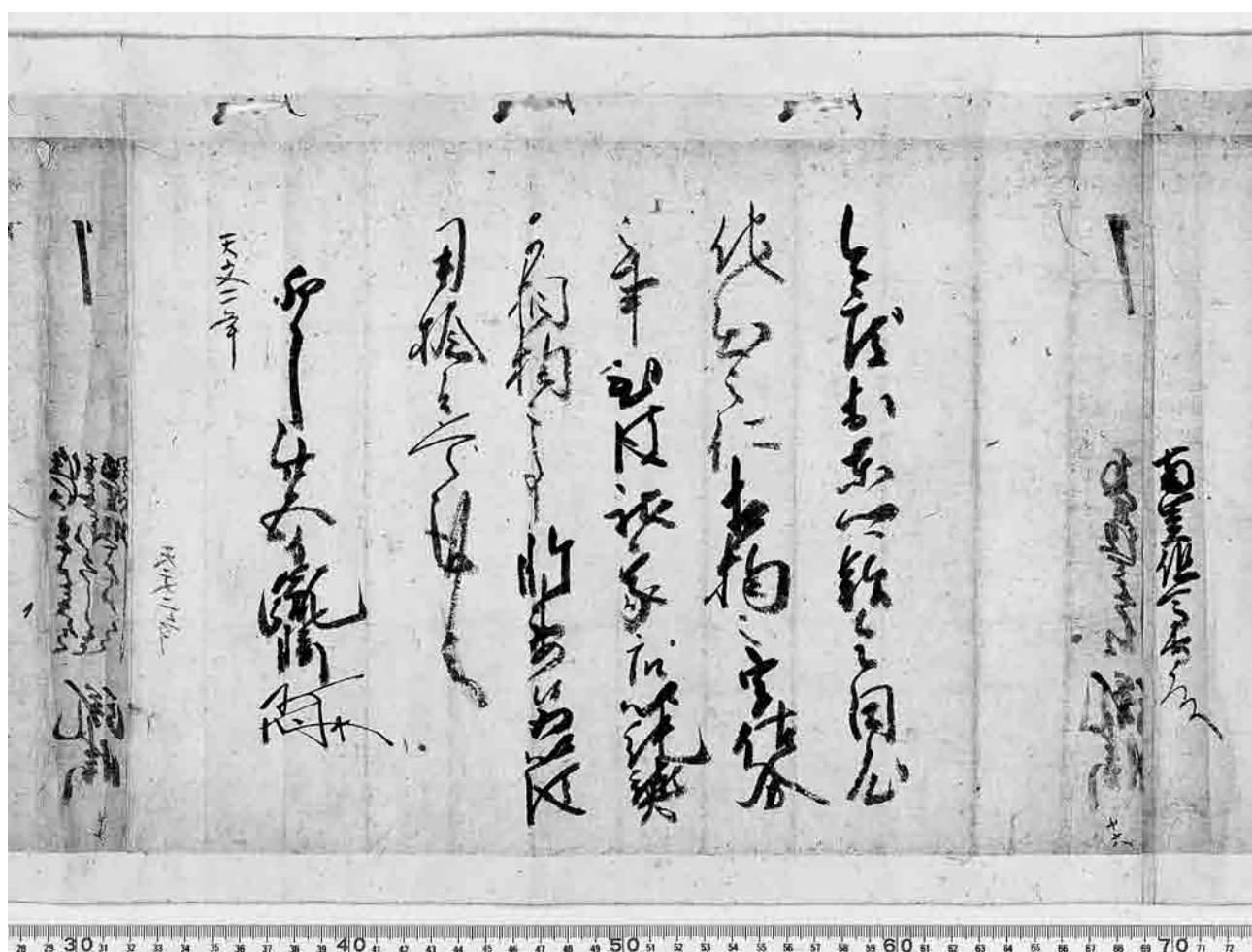
(13) 千葉胤勝書下



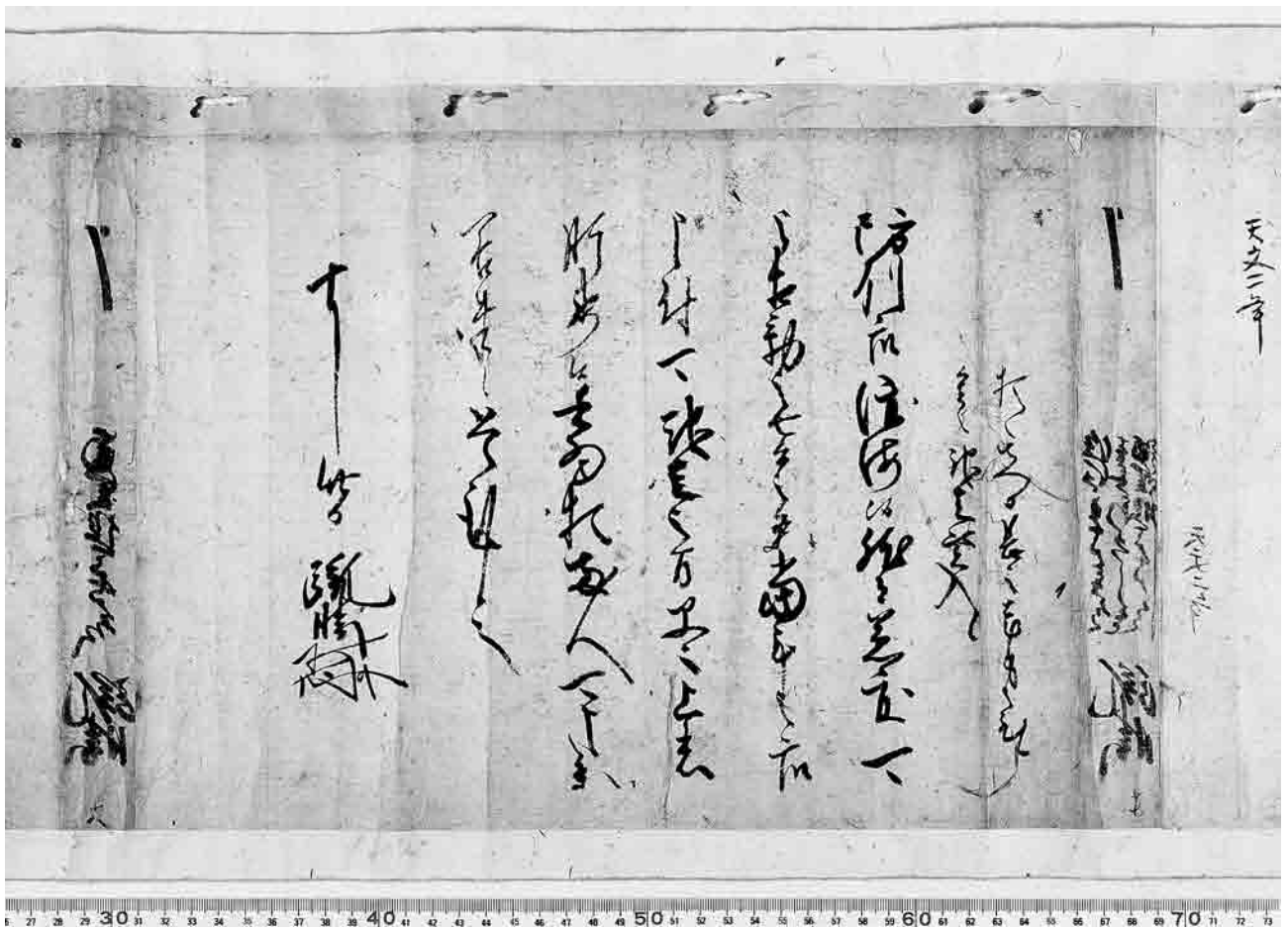
(14) 千葉胤勝書状



(15) 千葉胤勝書下



(16) 千葉胤勝書状



(17) 千葉胤勝書状



(18) 千葉胤勝書状

調査報告

佐賀市長・石丸勝一と北川家資料について

串 間 聖 剛

一、はじめに

石丸勝一《いしまる・かついち、嘉永四年（一八五二）～大正十一年（一九二二）》は、明治時代に第二代（一八九二～一八九六）、第五代（一八九九～一九〇五）、第六代（一九〇六～一九〇九）の佐賀市長を務めた人物である。資産家・実業家でもあり、佐賀市教育会会頭や神埼実業銀行取締役等多くの肩書きを持ち、政治家としてだけではなく、教育・経済界においても明治・大正期に活躍した人物といえる。しかしながら、これまで石丸勝一については、『佐賀市史』『佐賀市議会史』、中林梧竹の研究の中でその名が散見されるのみであり詳細は明らかにされていない。

佐賀県立図書館では、平成十九年度より「図書館先進県づくりステップアップ事業」の一環として未整理資料の整理を進めており、佐賀大学地域学歴史文化研究センターと連携し、石丸勝一に関する資料群「北川家資料」の目録作成の為の整理を実施した。前回は、整理の進捗状況及び資料の概要について報告を行ったが、本稿では、その後の調査結果により判明した石丸勝一の経歴及び、資料の構造について報告を行うこととする。

二、石丸勝一の経歴

本項では石丸勝一の経歴を、活動内容により七期に分類した。まずは後の活躍の基礎となった佐賀市長就任以前の活動として「出自・誕生から青年期まで」、「青年期から萩の乱による投獄まで」、「釈放後から佐賀新聞社創立まで」の三期を、次に政治家として延べ二十年にわたって務めた佐賀市長時代を三期、最後に市長退任後に活発となった実業家・文化人としての活動及び晩年について述べることにする。

（一）出自・誕生から青年期まで

石丸勝一は、佐賀藩足輕・石丸善助と妻・モンの次男として、嘉永四年（一八五二）一月十一日に佐賀城下道祖元町に生まれている。父親の善助は、明治七年（一八七四）の戸籍届によると士族・石丸久兵衛の養子であり、実父は道祖元町平民・松尾弥右衛門である。弥右衛門は松浦郡桃川村（現・佐賀県伊万里市）の生まれであり、二十才の頃より佐賀へ出てきて奉公人をしていたが、大病を患い貧家になったとされている。そのため善助は十一才より商売を始め、三十一才の時に石丸家の養子となっている。家督相続後は、煙草屋の経営²の他、反射炉用の白炭廻送などを行っており、

石丸家は善助の商売により財を蓄えたのではないかと考えられる。

このような環境の中、勝一は安政四年（一八五七）に七才で城下向町の宮富塾に入学、慶応元年（一八六五）には草場船山の塾へ、次いで慶応三年（一八六七）には獨行小路古賀竹堂の塾・高尾宿重松春香の塾に通うなど、学問の研鑽を積んでいる。さらに維新後の明治四十六年（一八七三）には、肥後・日向の間を遊歴しており、その後の活動の基礎となる経験を得たと思われる。

（二）青年期から萩の乱による投獄まで

明治七年（一八七四）二月、江藤新平・島義勇らを中心にして起こった佐賀戦争では、征韓党・憂国党の佐賀士族約一万人が参戦しているが、勝一もこれに加わっていた。ただし、多くの士族とともに「無構」（無罪）となっている^③。同年九月には、父・善助の死去により二十四才で石丸家の家督を相続し、同郷の先輩である副島種臣・大木喬任に従い京阪・東京の間を遊歴し、各県士族と交わり国事に奔走している。

この時期、勝一は征韓論の思想をもっていたようである。同郷の士族・家永恭種^④は、明治七年十二月に司法省を辞職すると、翌明治八年（一八七五）に起こった江華島事件を受けて朝鮮出兵を提唱した。この時、山口県萩の佐世一清^⑤らが家永を訪ねてきており、その会談に勝一も同席している。佐世は朝鮮出兵の建白書が失敗した場合の決起を説いたが、家永・勝一ら佐賀士族はその話に乗ることは無かった。しかし、明治九年（一八七六）に萩の乱が起けるとその関係を疑われ、家永らと共に長崎桜町監獄に投獄されることとなった。無関係であることが認められ、ようやく保釈となったのは翌年の春のことであり、正式に無罪が確定したのは西南戦争後

であった。その後、勝一は佐賀の産業発展に尽力していくこととなる。

（三）釈放後から佐賀新聞社創立まで

萩の乱による投獄と同年の明治九年（一八七六）、勝一は「松風社」という佐賀の法律研究団体に参加している。そこで法律研究の傍ら社務に従事している。また、勝一は秩禄処分により家禄を失った士族を救済する「士族授産事業」にも関わっている。明治十五年（一八八二）には、政府に請願していた起業資金十一万円の貸与が許可され、佐賀に於ける士族授産結社「授産社」を設立、同社の幹事となっている。授産社は主に佐賀郡及び小城郡・西松浦郡の沿岸埋築事業を経営し成功を収めたようである。現在、佐賀市東与賀に残る「授産社塙」は、その名のとおり明治二十年（一八八七）に授産社によって造成された塙のひとつである。

授産社設立の翌年、明治十六年（一八八三）には、家永・友人の江副靖臣^⑥と共に活版会社「尚友社」を設立、さらに翌年には、江副・西村萬次郎・野中萬太郎らと発起人となり、尚友社内には「佐賀新聞社」を創立した。勝一は副社長兼印刷人となり、官庁関係記事の充実や読者の投稿欄設置などの新しい企画を次々に採り入れている。また、木版刷りの絵画入小説を連載するなど大衆相手の新聞作りを行い、発行部数を急速に伸ばすことに成功している。

（四）佐賀市助役・市長（第一期）時代

明治二十一年（一八八八）に市制・町村制が公布されると、翌年の実施に向けて全国で合併など新制度に対する議論が行われた。佐賀においては「町制派」と「市制派」との間に論争が起こり、紆余曲折を経て、勝一・家

表 1 石丸勝一年表（※年齢はかぞえ年）

年 月 日	西暦	年齢	出 来 事
嘉永4年1月11日	1851	1歳	佐賀藩世継・石丸善助、モンの次男として道相元町に生まれる〔弘化2年・徳著到〕〔履歴書〕
安政4年春	1857	7歳	向田宮高熱に入学する〔履歴書〕
慶応1年春	1865	15歳	草場相山の塾に通学（～慶応2年まで）〔履歴書〕
慶応3年春	1867	17歳	獨行小路吉貫竹堂の塾・高尾宿重松春谷の塾に通学（～明治2年まで）〔履歴書〕
明治3年	1871	21歳	肥後・日向の面を遊歴する（～明治6年まで）〔履歴書〕
明治7年	1874	24歳	佐賀の乱に参加する。処罰は「無懲」〔田村貞雄 秋月の乱における他地域士族との連携〕
明治7年9月	1874	24歳	石丸家の路式を相続する〔履歴書〕
明治7年	1874	24歳	同郷先輩の訓島、大木に従い、京阪・東京の間を遊歴し、各県の志士と交わり国事に奔走する（～明治8年まで）〔履歴書〕
明治8年	1875	25歳	江華島事件後の朝鮮出兵を提唱した家永恭輔と森藩士・佐世一・清らとの会議に同席〔田村貞雄 秋月の乱における他地域士族との連携〕
明治9年	1876	26歳	秋月の乱、秋月の乱で機嫌を曇り、長崎、法律研究の傍ら社務に従事する〔履歴書〕
明治9年冬	1876	26歳	法月研究団体「佐賀松風社」に入社し、法律研究の傍ら社務に従事する〔履歴書〕
明治10年春	1877	27歳	家永恭輔らとともに保釈され佐賀に戻る、西郷従中終戦後継に無罪宣告を受ける〔履歴書〕
明治15年	1882	32歳	政府より士族授産の起業資金の恩貸を受け授産社を設立、同社幹事となり、佐賀郡・小城郡・西松浦郡の治民興業事業を行う〔履歴書〕
明治16年	1883	33歳	先輩・家永恭輔、友人・江副清臣とともに佐賀市内において活版会社「南友社」を創立し主幹となる〔履歴書〕
明治17年6月	1884	34歳	西村清次郎、江副清臣、野中篤太郎らとともに発起人となり佐賀新聞社を創設、副主幹となる〔佐賀市史第三巻〕
明治17年11月14日	1884	34歳	佐賀新聞紙上においてせつな記事を書き、見玉公蔵とともに佐賀新聞裁判所で罰金10円に処せられる〔佐賀県近代史年表〕
明治20年6月21日	1887	37歳	熊本で開かれた九州鉄道四県委員会に県委員（石丸勝―他、他、村岡致遠、伊丹文右衛門ら15名）として出席〔佐賀近代史年表〕
明治20年6月22日	1887	37歳	熊本で開かれた九州改進黨集合会取材（佐賀近代史年表）
明治20年7月26日	1887	37歳	福地貞夫とともに、家永恭輔前佐賀部長の復任請願委員となる〔佐賀近代史年表〕
明治20年8月1日	1887	37歳	家永前佐賀部長復任請願委員として福地貞夫とともに上京〔佐賀近代史年表〕
明治22年2月30日	1889	39歳	佐賀市助役就任、年俸240円〔佐賀市史第四巻〕
明治22年5月4日	1890	40歳	授産社の役員選挙により常議員（石丸勝―他10名）に選出される〔佐賀近代史年表〕
明治22年頃	1891	41歳	助役として佐賀市水道計画に携わる（佐賀市史下巻）
明治22年4月3日	1891	41歳	助役として副佐賀部長とともに小倉招魂祭に出席〔佐賀県近代史年表〕
明治23年2月26日	1892	42歳	佐賀市助役就任、勤続年数2年9ヶ月〔佐賀市史第四巻〕
明治23年6月3日	1892	42歳	佐賀市長就任（二期目）年俸500円〔佐賀市史第四巻〕
明治23年6月23日	1892	42歳	榊山資雄佐賀県知事とともに田城内の倉木文辰の墓参を視察〔佐賀近代史年表〕
明治23年6月3日	1893	43歳	北白川宮を水師留守、龍岡警部長とともに詰番まで市迎える〔佐賀近代史年表〕
明治23年6月	1893	43歳	日本赤十字社総会に佐賀県総代として出席のため上京〔佐賀近代史年表〕
明治23年6月	1893	43歳	商法施行条例第三十五条により破産管財人を命ぜられる〔履歴書〕
明治23年9月	1893	43歳	貧兒救済設立を計画する〔佐賀近代史年表〕
明治23年5月	1894	44歳	京都市の選部大務委員嘱託に任命される（佐賀近代史年表）
明治23年2月24日	1895	45歳	役員改選により佐賀市教育会会頭に就任〔佐賀県近代史年表〕
明治23年8月20日	1895	45歳	県よりコシラの機疫官に任命される〔佐賀近代史年表〕
明治23年12月	1895	45歳	佐賀市内の武芸者に大日本武徳会への加入を呼びかける〔佐賀県近代史年表〕
明治23年12月13日	1895	45歳	市吏員の鶴島孝付金横領事件により佐賀市議会に辞表を提出する〔佐賀県近代史年表〕
明治23年頃	1896	46歳	佐賀諸新聞に馬車鉄道布設を提案、反対論により中止〔武雄市史中巻〕
明治23年2月	1896	46歳	佐賀市長退任（二期目）勤続年数4年〔佐賀市史第四巻〕
明治23年2月25日	1896	46歳	順正寺において佐賀への鉄道敷設の趣旨を説明〔諸富町史〕
明治23年3月	1896	46歳	明治27・28年事件（日清戦争）の功により金100円を下賜される〔履歴書〕
明治23年3月4日	1896	46歳	佐賀鉄道会社創立委員（石丸勝―他、伊丹弥太郎、深川文十ら8人）に決まる〔牛津町史〕
明治23年3月10日	1896	46歳	佐賀郡市有志より県議候補として推薦される〔佐賀近代史年表〕
明治23年6月	1896	46歳	商法施行条例第三十五条により再び破産管財人を命ぜられる〔履歴書〕
明治30年7月	1897	47歳	台湾鉄道会社創立委員長の嘱託により渡台し、同社台北事務所所長職務となる〔履歴書〕

年 月 日	西暦	年齢	出 来 事
明治30年8月24日	1897	47歳	娘・さちが急性腸カタルにより死亡（秀島徳一書簡）
明治31年2月	1898	48歳	鐵路失脚・梨園・予算編成など終了し、東京に帰る報告を行う〔履歴書〕
明治31年3月	1898	48歳	任務終了により台湾鉄道会社台北事務所所長職務を辞任〔履歴書〕
明治31年4月17日	1898	48歳	佐賀市一級議員に当選〔佐賀市史上巻〕
明治32年6月	1899	49歳	商法施行条例第三十五条により三度破産管財人を命ぜられる〔履歴書〕
明治32年10月26日	1899	49歳	佐賀市長就任（二期目）年俸600円〔佐賀市史第四巻〕
明治33年頃	1900	50歳	佐賀市長退任とともに、大龍開付の佐賀市地所株式会社からの原野買戻を申渡す〔川副町史〕
明治33年12月	1900	50歳	日本赤十字社特別社員に列せられる〔履歴書〕
明治33年	1902	52歳	成慶女学校商議員就任〔佐賀市史下巻〕
明治33年11月	1903	53歳	佐賀会館に佐賀市立商業学校設立につき県費補助の請願書を提出〔佐賀市史第三巻〕
明治33年12月2日	1903	53歳	幸田方次郎、中野致明とともに大阪電気会社の池田牧師を招いて電気理論の経済性についての講演会を開く〔佐賀県百年〕
明治33年10月25日	1905	55歳	佐賀市長就任（二期目）勤続年数6年〔佐賀市史第四巻〕
明治33年2月14日	1906	56歳	佐賀市長就任（三期目）年俸1000円〔佐賀市史第四巻〕
明治33年3月11日	1906	56歳	第12回九州州紳輸入県連合共進会において祝辞を述べらる〔佐賀市史第三巻〕
明治33年4月1日	1906	56歳	明治37・38年事件（日露戦争）の功により勲六等単光旭日章及び金400円を受け賜る〔履歴書〕
明治33年4月23日	1906	56歳	佐賀商業学校開校により市長として管理者になる。〔佐賀県教育史第四巻〕
明治33年冬	1906	56歳	佐賀県庁（第五十五通廊）設置につき請願及び陳情のため上京、志望を遂げ連隊設置に関して敬地寄付となる〔履歴書〕
明治33年	1907	57歳	浄土真宗順正寺において、中林梧竹・住職熊谷広清・市会議員相浦守次郎等と梧竹翁揮毫会の相談をする〔故中林梧竹翁略年譜〕
明治40年4月18日	1907	57歳	石丸一家（勝一・倉子・秀子、中林梧竹・熊谷夫妻等8人と小城公園を遊歴し、星巖寺にて支那料理を食べる〔故中林梧竹翁略年譜〕
明治40年4月23日	1907	57歳	役員改選により佐賀市教育会会頭に就任〔佐賀県教育史第二巻〕
明治40年6月15日	1907	57歳	中林梧竹の招請・鶴島堂建立地を発見後、松岡公園内天山閣にて午宴を共にする〔故中林梧竹翁略年譜〕
明治40年9月15日	1907	57歳	佐賀市長退任（三期目）勤続年数3年8ヶ月〔佐賀市史第四巻〕
明治42年4月	1909	59歳	中林梧竹が皇后陛下より下賜された香箱の保管方法について、梧竹・熊谷広清とともに佐賀県知事村岡良夫を訪問し相談〔故中林梧竹翁略年譜〕
明治42年10月	1909	59歳	佐賀市長退任（三期目）勤続年数3年8ヶ月〔佐賀市史第四巻〕
明治43年1月12日	1910	60歳	帝國海軍協合理事長より帝國義勇艦隊建設佐賀県地方委員としての尽力に対し感謝状が贈られる〔履歴書〕
明治43年3月	1910	60歳	東京に滞在、友人・武富善吉より御路における商店及び銀行業務の整理を依頼される〔履歴書〕
明治43年4月上旬	1910	60歳	武富善吉の商店及び銀行において整理事務に従事する〔履歴書〕
明治43年9月4日	1910	60歳	佐賀米穀取引所株主総会において理事に当選し、互選の結果理事長となる〔履歴書〕
明治44年	1911	61歳	肥前野の野において奉行せらる大演習に際し、佐賀県より天覧に併し奉る刀剣書画の鑑定を命ぜられる〔履歴書〕
大正2年2月15日	1913	63歳	佐賀米穀取引所理事長を辞任〔履歴書〕
大正2年4月27日	1913	63歳	十間親善遊覧会に梧竹楊柳につき看護人預いの作で訪問、翌月に確約を得る〔故中林梧竹翁略年譜〕
大正2年7月13日	1913	63歳	中林梧竹より、百円借用の申込みを受ける〔梧竹葉開〕
大正2年7月2日	1913	63歳	午後3時より、付き添い3名を随へて中林梧竹が石丸邸を訪問〔故中林梧竹翁略年譜〕
大正3年春	1914	64歳	東京及び北海道の間を遊歴し、美業に従事する（～大正6年春まで）〔履歴書〕
大正3年	1914	64歳	徳小淵吉らとともに中林梧竹の墓碑を建立〔三日町史下巻〕
大正5年3月	1916	66歳	二代佐賀四番館長伊東平蔵とともに中林梧竹の墓参人となる〔佐賀市史第四巻〕
大正5年1月	1916	66歳	地所株式会社常務取締役就任〔佐賀市史第四巻〕
大正7年11月	1918	68歳	慈行庵商店株式会社設立を賛助し、創立総会において監査役となる〔履歴書〕
大正8年4月	1919	69歳	博多商業株式会社設立を賛助し、創立総会において監査役となる〔履歴書〕
大正8年7月	1919	69歳	株式会社神島実業銀行株主総会において監査役に選ばれ就任する〔履歴書〕
大正9年	1920	70歳	娘・秀子、甥の梧竹小善太（株・松子長男）と結婚
大正10年4月	1921	71歳	株式会社神島実業銀行臨時株主総会において取締役選に選ばれ就任する〔履歴書〕
大正10年	1921	71歳	鶴島侯爵薨去に際し、春日御墓所に御遺髪を埋葬することを懇請〔履歴書〕
大正11年8月21日	1922	72歳	死去〔吊辞〕

永・江副らが中心となった「市制派」が勝利を収め、明治二十二年（一八八九）に市制施行となった。初代市長には石丸源作が就任し、勝一は初代助役に選出されている。助役時代の勝一が携わった事業としては、佐賀市の水道計画があげられる。内務省に技師を派遣してもらい設計まで行ったが、豊富な河水を飲料水としていた市民から水道実現を望む声は少なく、結果としては見送りととなっている。その後、六代市長在任時の明治四十一年（一九〇八）にも川上川の推量調査と設計を行ったが任期途中の辞職より計画は頓挫しており、ようやく完成したのは大正五年（一九一六）のことであった。

二年九ヶ月にわたり佐賀市の助役を務めた勝一は石丸源作初代市長の健康上の理由による辞職に伴い、第二代佐賀市長に就任することとなった。このとき勝一は四十二才、最も働き盛りの時期である。在任中は貧児寮設立の計画を推進し、コレラ流行時には検疫官として事態の収束に努めた。しかし、在任四年目の明治二十八年（一八九五）に市吏員による鍋島家寄付金横領事件が起こり、その責任をとって市議会に辞表を提出、翌明治二十九年（一八九六）二月に志半ばでの辞任となった。

（五）市長（第一期）退任後、市長（第二期）時代

市長を辞任した勝一は、明治三十年（一八九七）、台湾鉄道会社の囑託により、この二年前に日本領となったばかりの台湾に渡るようになった。台湾鉄道会社は台湾縦貫鉄道の建設を目的として華族・資産家の発起により計画された会社であり、勝一は台北事務所詰総務として線路実測・製図・予算編成の任にあたった。渡台中に娘のさちが急性腸カタルにより死亡するという不幸にも見舞われたが任務を遂行し、明治三十一年（一八九八）

に調査結果の報告を終えて帰国の途に着いている。

帰国後は佐賀市会議員に当選し、翌明治三十二年（一八九九）に四十八才で再び第五代佐賀市長に就任している。在任中は成美女学校の商議員に就任、佐賀県会に佐賀市立商業学校設立の県費補助請願を提出するなど、商業教育の振興に尽力しており、これは明治三十九年（一九〇六）、佐賀商業学校の開校という形で結実している。

（六）市長（第三期）と退任

勝一の佐賀市長二期目は、明治三十八年（一九〇五）十月をもって六年間の任期満了となった。これにより後任市長推薦のための佐賀市会が開かれたが、後任選びは勝一を押す江副を中心とする「旧議員派」と、横尾純喬を押す新人議員が中心の「進歩派」「実業派」との間で対立が起こり混乱を極めた。勝一はこの間四ヶ月にわたり野にあったが、佐賀市会議員選挙



石丸勝一肖像写真（「佐賀県官民肖像録」より）

を経て「旧議員派」が勝利を収め、明治三十九年（一九〇六）二月に第六代・三期目の佐賀市長に就任することとなった。

勝一は市長に就任すると、その年の冬には佐賀兵営設置の請願及び陳情の為に上京し、設置決定を獲得している。また任期中に佐賀市教育会会頭にも就任しており佐賀の教育発展を推進した。そして明治四十二年（一九〇九）に勤続年数三年八月で市長を退任、三期延べ十二年間の市長生活を終えた。この時五十九才であった。

(七) 市長退任後から晩年まで

市長を退任し、既に還暦間近の勝一であったが彼の場合はすぐに隠居とはいかなかった。退任翌年の明治四十三年（一九一〇）三月には、友人の武富善吉^⑦に釧路における商店及び銀行の整理業務を依頼されている。武富は佐賀出身で明治初期に北海道に移住して開拓に貢献した人物であり、明治四十年（一九〇七）に釧路銀行を設立している。釧路での約一ヶ月の滞在の後、五月には任務を終えて佐賀に戻ったが、休む間もなく同年九月には佐賀米穀取引所理事長に就任し、その後二年半の間その職にあった。

このように、勝一の実業家としての活動は晩年に活発になっている。判明しているだけでも、大正七年（一九一八）に地所株式会社取締役・窓乃梅酒造株式会社監査役、大正八年（一九一九）に博多窯業株式会社監査役、大正十年（一九二一）に神埼実業銀行取締役^⑧に就任しており、まさに「生涯現役」であった。

さらに勝一の政治家・実業家だけではなく、文化人としての側面も見逃すことはできない。特に刀剣書画には造詣が深く、明治四十四年（一九一〇）に佐賀で行われた陸軍大演習では佐賀県より天覧に供する刀剣書画の

鑑定を命じられている。また、佐賀出身で「明治の三筆」と謳われた中林梧竹^⑨とも交流があり、佐賀市の願正寺において揮毫会などを主催している。梧竹とは私的交流も深く、家族を伴ったの食事や梧竹帰郷の際の世話を行っている。梧竹死去の際には葬儀委員長を務め、翌年の大正三年（一九一四）には徳広源吉と共に梧竹の墓碑を建立している。

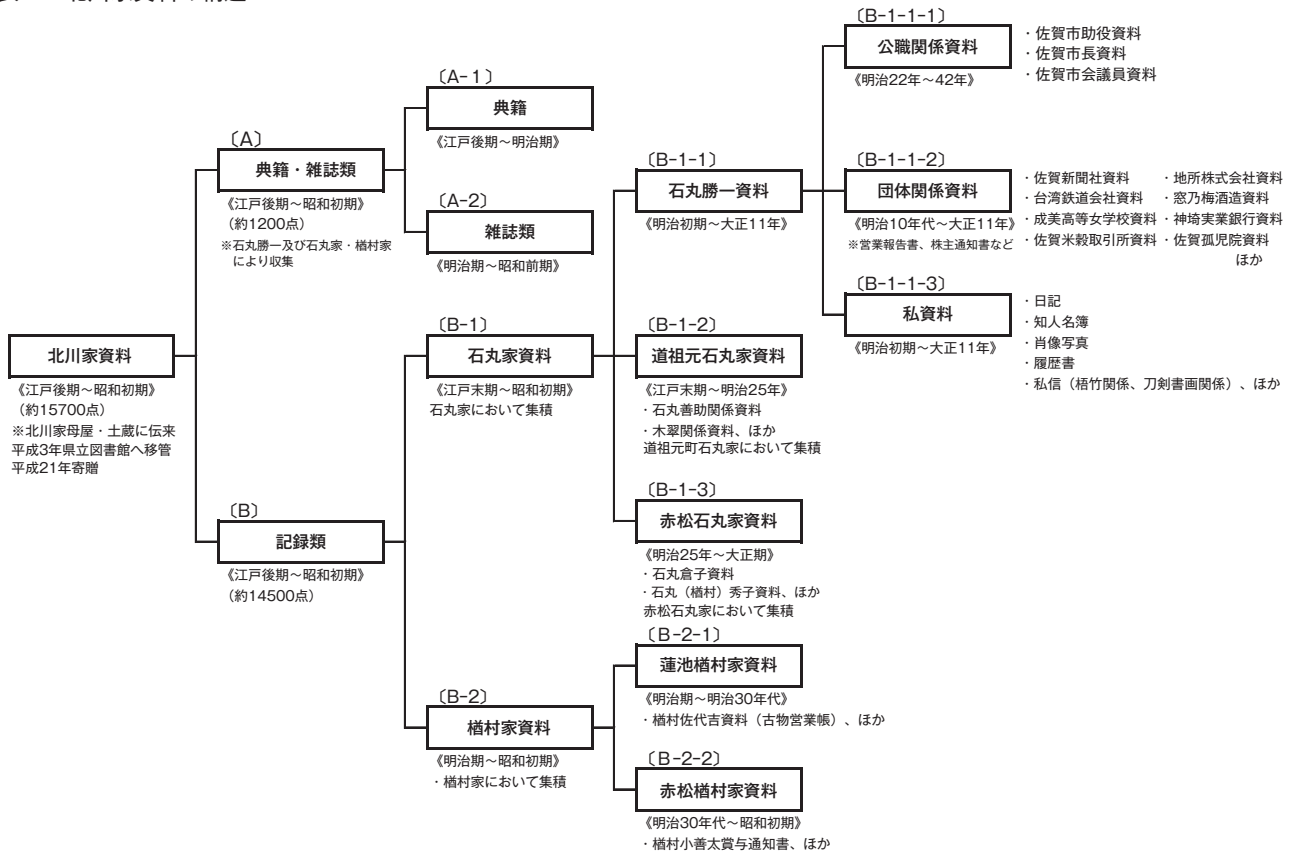
大正九年（一九二〇）、勝一は七十才となり古希を迎えた。この年に娘の秀子と甥の樗村小善太が結婚している。年老いてからの娘の結婚に安堵したのか、二年後の大正十一年（一九二二）八月、勝一はついに死の床につき、八月二十一日に死去した。最期まで家族に自分の死後の手続きについて指示を行っていたという。葬儀では、衆議院議員の副島義一が弔辞を読み、「先進ノ模範ヲ失ヘル吾人後進者ハ実ニ最慕ト悲哀ノ情ニ咽ハサルヲ得サルナリ」とその死を惜しんだ。幕末から明治・大正を生きた七十二年の生涯であった。

三、北川家資料について

(一) 資料の概要

前項で見たように、石丸勝一は佐賀・東京・台湾・釧路などを舞台に政治家・実業家・文化人として様々な活動を行った。勝一の死後はその活動に関わる多くの資料が残されたが、北川家資料は、これに石丸家・樗村家の資料を加えた江戸後期から昭和期にわたる約一万五千七百点の膨大な資料群である。資料は後に北川家となる樗村家の土蔵・母屋において長く伝来していたが、平成三年（一九九二）に台風の被害のため保存が困難となり、同年十月と翌四年（一九九三）十月の二回に分けて佐賀県立図書館へ

表2 北川家資料の構造



移管された。全体の概要については、前回紹介したので詳しくは述べないが、木箱・ダンボール箱など四十箱に収納されていた。⁹⁾ これまでに調査の手が入っていなかったこともあり、全体的に当時の保存状況がよく残されており、特に書類類については、勝一自身が生前に整理したままの状態で見られている。これにより、年代・内容が不明の資料であってもある程度の推定が可能となっている。

(二) 資料の構造

北川家資料の構造については、その性質の違いから大きく二つに分けることができる。伝来の過程で収集された典籍・雑誌類〔A〕と旧蔵者の諸活動により作成・収受された記録類〔B〕である。さらに〔B〕は、発生契機の違いから「石丸家資料」と「榎村家資料」に分類することができる。以下、項目ごとの説明を行うこととする。

〔A〕典籍・雑誌類

北川家資料の典籍・雑誌類は江戸後期から昭和期までの約一千二百点で構成されている。その内容は歴史・宗教・美術など多岐にわたる。「典籍」では江戸期に出版された資料が多く、石丸善助以前に収集された資料も見られるが、大部分は勝一によって収集されたものと考えられる。前回紹介した『續五明題和歌集』、『小學句讀口義詳解十三卷』、『泰嚴公譜』のような貴重資料が多く含まれている。「雑誌類」には、勝一が造詣の深かった書画刀剣に関する書籍、仏教に関する雑誌などがある。その他、勝一死後の昭和期の書籍が約六十点存在するが、これは榎村家において収集されたものであると考えられる。

〔B〕記録類

〔B-1〕石丸家資料

石丸家資料は、北川家資料のうち石丸家において作成・収受された資料であり、北川家資料の大部分を占める。点数は約一万四千点で「石丸勝一資料」、「赤松石丸家資料」、「道祖元石丸家資料」に分類することができる。

〔B-1-1〕石丸勝一資料

石丸勝一資料は、勝一の青年期にあたる明治初年から死去する大正十一年（一九二二）にわたる石丸勝一個人の諸活動により作成・収受された資料である。大きく「公職関係資料」、「団体関係資料」、「私資料」に分類することができる。

「公職関係資料」は、勝一が佐賀市助役・佐賀市長・佐賀市会議員の公職にあった時代の資料である。助役に就任した明治二十二年（一八八九）から三期目市長を退任した明治四十二年（一九〇九）までの二十年間に作成・収受されている。主なものでは、佐賀市の予算書、市長任命証、市会議員・県会議員・国会議員よりの書簡、市長就退任時に全国市長から届いた祝状などがあり、当時の佐賀市政を知ることができる資料が多く含まれている。

「団体関係資料」は、勝一が所属した団体に関する資料である。明治九年（一八七六）の「松風社」への入社を皮切りに、佐賀新聞社や多くの銀行・株式会社において幹部や役員を務めている。多くは株主総会案内状や株式配当通知書・営業報告書などであるが、中には金銭収納簿や資産書など団体の経営に関する資料も残されている。

「私資料」は勝一の私生活において作成・収受された資料であり、日記・知人名簿・私信などである。日記は佐賀市長に就任した明治二十五年（一

八九二）から死去する大正十一年（一九二二）のうち、約二十年分が残されている。その日の天気、起床・就寝時間、来訪者と訪問先などが詳細に記録されており、勝一の動向を詳しく知ることができる。また、私信は家族・親戚とのやり取りや趣味に関するものなど多彩である。中でも中林梧竹の書簡は二十一通残されており、内容から勝一と梧竹の親密な交流の様子を知ることができる。^⑩

〔B-1-2〕道祖元石丸家資料

石丸家は明治二十五年（一八九二）、佐賀市長就任の年に佐賀市道祖元町から同市赤松町に転居しているが、この資料は転居前の道祖元町石丸家において作成・収受されたものである。転居時に選別がなされており数は少ないが重要な資料が多く含まれている。内容としては大きく「石丸善助関係資料」と「木翠関係資料」に分類することができる。

「石丸善助関係資料」は、勝一の父・善助に関する資料である。石丸家の由緒に関するものと、善助の商売に関わる証文や覚などからなり、幕末から明治初期の資料が多い。

「木翠関係資料」は、幕末の石丸家の人物「木翠」に関する資料である。主に俳諧関係の資料からなっており、「木翠」は俳号であると考えられる。木翠が石丸家のどの人物であるかは不詳であるが、若くして亡くなった勝一の兄・平太郎である可能性が高い。^⑪ 木翠は須古（現・佐賀県白石町）出身の俳人・太平窟木人の弟子であり、資料には木人や同門の俳人から送られた俳諧、句集が多く含まれている。佐賀の俳壇を知る上で貴重な資料であるといえる。

〔B-1-3〕赤松石丸家資料

赤松石丸家資料は、佐賀市赤松町の石丸家に居住していた勝一の妻・倉

子と娘・秀子に関する資料である。石丸倉子は慶応三年（一八六七）の生まれであり、勝一とは十六歳の年齢差がある。勝一との結婚時期については現在のところ不明である。倉子は市長夫人として愛国婦人会などの佐賀支部役員を務めており、それらの活動に関する書類が多くみられる。

〔B-2〕 榎村家資料

榎村家資料は、「蓮池榎村家資料」と「赤松榎村家資料」に分類することができる。榎村家は勝一の妹・松子と娘・秀子が嫁いだ家であり、後に北川家となった家である。榎村佐代吉時代の明治三十年代までは神埼郡蓮池村にあった。佐代吉の長男・小善太（秀子の夫）は銀行員として川崎銀行・東洋拓殖銀行などに勤務し、後に赤松の榎村家に居住している。「蓮池榎村家資料」には、佐代吉の時代に榎村家が営んでいた古物商に関する営業帳や榎村家宛の書簡などが残されている。「赤松榎村家資料」には、榎村小善太の給与・賞与の通知状などが残されており、小善太の経歴を知ることができる。点数はごく僅かであるが、これは平成三年（一九九三）当時には移管の対象にならなかった為であると考えられる。

四、おわりに

以上、本稿では前回に引き続き、佐賀県立図書館の北川家資料整理により判明した石丸勝一の経歴及び、資料の構造について報告を行った。石丸勝一の経歴では、勝一の佐賀市長としての経歴のほか、青年期の活動、実業家・文化人としての側面までを七期に分けて紹介を行った。また、資料の構造については、発生の契機・内容・伝来形態などを基に分類を行った結果、幾つかの異なる性質をもった資料が存在していることが判明した。

今後、佐賀県立図書館により目録が整備される予定である。

最後に、佐賀大学地域学歴史文化研究センターの伊藤昭弘准教授には調査において御助言と御指導を賜った。また、図書館サポーターである大石知巳、永松亨、山本美子、箕輪薫、平川由佳理・塩山十百実各氏には資料の解説・整理において御協力を頂いた。ここに記してお礼申し上げます。

【註】

- 〔1〕 佐々木盛行「元佐賀市長・石丸勝一と願正寺住職・熊谷広洛」〔『中林梧竹』西日本文化協会、一九九一年〕三〇五～三〇九頁
- 〔2〕 『嘉永七年寅三月 道祖元町電帳』に「煙草屋其外 四十四才石丸善助」との記述が確認できる。三好不二雄・三好嘉子編『佐賀城下電帳』（九州大学出版会、一九九〇年）九一九頁に翻刻掲載されている。
- 〔3〕 田村貞雄「秋月の乱における他地域士族との連携」〔『福岡県地域史研究』第二十四号、二〇〇七年〕の「二 佐賀士族と萩の前原との事前協議」において、具体的経緯が述べられている。
- 〔4〕 弘化元年（明治二十三年）。佐賀藩士として戊辰戦争に参加し、佐賀県参事、水戸裁判所長などを歴任した。佐賀の乱後に帰郷し松風社を起こして民間の振興に努めた。
- 〔5〕 嘉永五年（明治九年）。前原一誠の三弟、萩藩校明倫館に学び松下村塾で経史を講じたといわれている。萩の乱に加わり斬罪となった。
- 〔6〕 嘉永四年（大正四年）。佐賀郡諸富村大堂生まれ。市会議員、県会議員を経て、明治四十五年に衆議院議員となる。その他、起業社、佐世保新聞社などを経営した。
- 〔7〕 天保十年（明治四十四年）。武富平作の甥。半官半民の商社「広業商会」を設立し、中国向けに昆布輸出を行った。後に釧路銀行を創設した。
- 〔8〕 文政十年（大正二年）。号は梧竹。少年の頃から書を好み、若くして江戸に出て、山内雪秀や市河米庵の門に学んだ。明治十五年、清国に留学。同三十年に北京大学翰林院の額を書く。晩年は、三日月村に「梧竹村莊」を営み多くの書を残す。
- 〔9〕 拙稿「北川家資料調査について」〔佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要〕第四号、二〇一〇年

(10) 野口禎子「新発見の中林梧竹書簡の紹介」(『小城市立歴史資料館・小城市立中林梧竹記念館調査研究報告書』第四集、二〇一〇年)

(11) 石丸平太郎は嘉永七年の『道祖元町竈帳』では「十二歳」で記載があるが、明治七年の「戸籍届」では名前が見られない。木翠の追善句集「木々の葉」が出版された明治三年には二十六歳であり、若くして亡くなった石丸家の人物としては最も適当である。

(12) 池田賢士郎『評伝 鶴田淡雪』評伝鶴田淡雪刊行会、二〇〇九年)「Ⅲ淡雪と俳句(一) 6長瓢とたむさく」一〇〇～一〇三頁

(佐賀県立図書館資料課郷土調査担当)

調査報告

石橋家資料について

本 田 佳 奈
川久保 美 紗

はじめに

佐賀県立図書館では平成二〇年から二二年にかけて石橋家資料の整理をおこなった。幕末期に活躍した石橋三右衛門長賢（一八〇八〜七九）の遺した記録類は、幕末佐賀藩海軍伝習所と有田皿山窯業の実態を伝える好史料として一部の研究者には知られてきたものの、所蔵資料の全体像については不明であった^①。今回の調査では上記資料を含む三八七点以上の所蔵資料の調査・整理・仮目録作成をおこない、その全体像を明らかにすることを目的とした。

これらの整理作業には佐賀大学地域学歴史文化研究センターの協力を得た。なお資料公開については傷みや虫損といった保存状態を考慮し、原本の閲覧は現段階において行わない予定である。

一、所蔵調査と整理の過程

佐賀県立図書館は平成二〇年一〇月と同二一年五月に石橋家における資料の保管状況を調査・確認した。保管状況は表1のとおりである。保管場所は母屋の一階と二階、離れの倉庫の三ヶ所であった。資料を入れた段

ボール箱、書箱、鎧櫃、木箱、長持などの容器一・二点が確認された。段ボール箱以外すべて江戸時代のものと考えられる。高さが一メートル弱の書箱（箱4・5）や幅一・四メートルの長持などは大変な重量がある。明治初年、石橋家は佐賀城下から現在の居住地である杵島郡白石町へ転居しているが、資料の移動には相当な労力が必要だったにちがいない。先祖伝来の資料を大切にしていた石橋家の人々の思いが偲ばれる。

母屋一階には三右衛門に関する文書類、母屋二階には漢籍・和書など、離れの倉庫には江戸時代の書状類、明治末〜大正時代にかけての海運業資料や学童記録類が集中している。

白石町に居を移して以来、石橋家による資料の整理のほかに三右衛門に関する外部からの資料調査が度々おこなわれ、現在のような保管状況となったと考えられる。

なかでも鎧櫃（箱9・10）の底の敷紙は昭和一〇年の福岡日日新聞である。このころ、当主の長次氏によって整理がおこなわれたのではないだろうか。また長持（箱11）は上層部が明治期の杵島郡行政資料、下層部が江戸期の漢籍となっており、こちらもまた資料の再整理がおこなわれた形跡がある。

佐賀県立図書館ではこれらの容器ごとに仮題名と主たる収蔵資料を記した調査票を付して撮影し、平成二一年六月に図書館へ搬入した。館内では

表 1 石橋家における資料の保管状況

場 所		箱	収納器	サイズ (mm)	収容点数	形 態	概 要
母屋	縁側	1	ダンボール箱	400×280×140	240	書状	初代三右衛門跡目相続資料 二代目三右衛門皿山代官資料
		2	ダンボール箱	280×400×300	250	日記類・書状	二代目三右衛門資料（日記・御門出入他） 明治期資料（日記・海運業）
	仏間	3	床間の引戸棚	150×135×262	30	卷子	行列・料理献立・厨子・調度品・什器等
	2階納戸	4	書箱	255×308×955	70	書籍	『小学句解』『論語』『歴史網鑑補』
		5	書箱	427×305×928	190	書籍	『日本外史』『勝茂公御年譜』『焼残反故』
		6	書箱	442×320×732	200	書籍	刊本・和本
		7	書箱	225×290×731	70	書籍・新聞	『日本外史字類大全』『日本地誌略』 新聞記事スクラップ
		8	書箱	430×370×225	50	書籍・書類	明治期学校・土地売買（地所質入・永代売渡証、書入証）
倉庫	2階	9	鎧櫃	370×370×500	110	書状・書類	明治期海運業関係（電報・計算書・修繕見積書）
		10	鎧櫃	380×420×510	1500	書状・書類	書状・覚・領収書ほか
		11	長持	590×500×1480	270	書籍・書類	刊本（蘭学、本草学、浄瑠璃）・明治期杵島郡行政（調書、議案、決算書）
		12	木箱	150×350×235	130	書類	明治期学習記録（小学校～女学校）

以下の作業をおこなった。

① 容器ごとに概要調査表を作成し、容器に収納された資料の「かたまり」ごとに枝番号を付した。枝番号を付した「かたまり」は、上層から一点ずつ番号を付し、資料の形態・大きさ・日付・内容などのデータを入力し、仮目録を作成した。データ入力済の資料は一点ごとに整理用紙袋に入れ、保存用段ボール箱に収納した。

② 刊本類は虫食いによる損傷が著しく、虫干し作業をおこなった。また継ぎ目のはがれた書状類は継ぎ

直しをおこなった。

二、石橋家について―二人の三右衛門を軸として

石橋家はどのような出自を持ち、どのような変遷を経て現在に至るのだろうか。『清和源氏石橋家族譜』『石橋三右衛門長賢御厚恩書』『系図』などの資料や現在の当主一弘氏への聞き取り調査から明らかにしてみたい⁽²⁾（図 1 参照）。まず石橋家の出自を示す資料として挙げられるのが、『清和源氏石橋家族譜』（以下『族譜』）である。清和天皇を頂点に明暦年間までの二七代の当主の名前と根拠地や歴史的背景が記された系図となっている。成立年と作成者は不明であるが、最後の当主万九郎については若くして急逝した旨やその職歴、碑銘などが詳細に記されている。おそらくは万九郎の父である三右衛門長賢が嫡男の死後に『族譜』を作成したと考えられる。

この三右衛門長賢の曾孫が、「はじめに」で紹介した幕末期に活躍する三右衛門長江である。本稿では両者が混同しないよう、初代三右衛門、二代目三右衛門と表記したい。

『族譜』によると、石橋家は古くは足利太郎家氏の血筋を受けており、南北朝動乱期の当主和義から初めて石橋姓を名乗るようになった。和義は南朝の足利忠冬に属して転戦の末、肥後守俊之に従って西下し、佐賀に定住化したとされる。佐賀での明確な記録は寛文年間の平野村（現在の佐賀市大和町）に始まる。この地で石橋家は清兵衛、兵右衛門、清左衛門の三代に渡って居住しており、清左衛門は菩提寺の好昌院に堂宇と仁王像を奉納し、田畑を寄進している。当時の石橋家はある程度の余財を有する家へと成長していたことが窺える⁽³⁾。その後清左衛門は佐賀城下へと転居している。

年	当主	居住地
貞和年中 (1345～50)	和義・宣義親子 ↓ この間不明 ↓	関東から肥前国へ移住 ↓
寛文年間 (1661～72)	清兵衛 兵右衛門 清左衛門 二右衛門 	佐賀郡平野村（現佐賀市大和町南部） ↓ 佐嘉城下へ転居 ↓
明和 5（1768）	初代三右衛門 万九郎（早世） 三平 四郎右衛門 	佐賀城下唐人町（現佐賀市天神町）から 中佐賀郷愛敬嶋村（現佐賀市愛敬町）へ転居 川原小路（現佐賀市川原町）へ転居 ↓
天保13（1842）	二代三右衛門 	松原小路（現佐賀市松原一・二丁目）へ転居
明治 9（1876）	チヨウアイ 長藹	竜王村字深浦（現鹿島市白石町）へ転居
明治20（1887）	 長次 一弘	松原小路の屋敷を売却 現在にいたる

『清和源氏石橋家族譜』『系譜』そのほか石橋家資料より作成

図1 石橋家系図と居住地の変遷

この清左衛門の孫に当たるのが先出の初代三右衛門である。初代三右衛門は『族譜』のほかに平野村時代の話や自身の半生をまとめた年譜『石橋長賢御高恩書』（以下『御高恩書』）を遺している。これによると、初代三右衛門は一五才の御初見以来三〇余年、御絵図方御境目方に勤めた。深堀・三重・大村領境や千栗境川筋境、高木郡東神代と諫早領土黒村の境、

長崎戸町・西泊番所境など、他藩との境界線の明示化を目的とした絵図の作成に従事した。やがて境目方下役から下目付役へ、さらには三九才で附役へと昇進すると、同時に侍格と切米二〇石を扶持された。また五九才で足輕組頭となり、晩年には切米四〇石を扶持されるまでに出世した。喧嘩沙汰が頻発し、緊張度の高い領界問題を抱える御絵図方御境目方において

て、初代三右衛門はその重責に値するに優れた人物だったのではないだろうか。(年表1参照)。

初代三右衛門の名跡を受けつぎ、さらに石橋家の家格を上げたのが曾孫に当たる二代目三右衛門長江である。長崎御番所、三重津海軍所、有田皿山代官職を経て切米四二石を拝領し、三四才のときに足輕組頭から手明組頭へと昇格した(年表2参照)。二人の三右衛門が出世するに従って、石橋家の屋敷は唐人町から中佐賀郡愛敬嶋村、川原小路、松原小路と、より城に近い上級武士の居住地へ移動している(図1参照)。

明治維新後、石橋家は藩の払下げ地である竜王村字深浦へ移転し、現在にいたっている^⑤。

三、資料紹介

整理の結果、資料の総点数は三八七七点であった。また資料には上野家資料が混在していたことが判明した。これは二代目三右衛門の二男助作が上野家の養子となったことが関係している。維新後、石橋長藹^{ちやうあい}(兄)と上野助作(弟)は家族とともに竜王村の払い下げ地へ入植した。現在の当主一弘氏は、後年上野家が転出した際に、書籍類を預かったことを父長次氏より伝え聞いている。主な資料の内容は以下のとおりである。

1. 江戸中期～幕末期資料(約一七二〇点)

(1) 初代三右衛門長賢資料(約七〇点)

先に述べた『族譜』は佐賀城下以前の石橋家の来歴を示す唯一の資料である。また『御高恩書』には早世した父二右衛門から二才で家督を継ぎ、

親族や継父の援助によって成人した過程が記録されている。江戸時代中期における藩士の家督相続のありかたを示す資料といえよう。また弘道館の役職にあった息子万九郎が急逝した際、その碑銘を作成したのは弘道館教授である古賀精里だった(『族譜』)。

(2) 二代目三右衛門長江資料(約一六四二点)

「はじめに」でも述べたように、幕末期の三重津海軍伝習所や皿山窯業の実態を伝える資料が知られていたが、三右衛門はそれ以外にもさまざまな役職にあり、佐賀・長崎・江戸・大坂といった地で役職にあたったことが確認された。

① 長崎御番所関係(嘉永元～文治元年)

『長崎御番所詰日記』(嘉永元年一～十一月までの公務日誌)『御非番方来状控』(安政二年卯三月)『御非番方御達書其他控』(卯三月)など。そのほか年代不明だが滞船中のフランス・イギリス船や白帆船に関する書状・口達覚など三〇点。

② 大阪詰時代(安政三～四年)

『大坂紀行』(安政三～四年の日記)など。

③ 三重津海軍訓練所時代(安政六年)

『口達録』『御屋敷御門出入刻限控帳』など。

④ 江戸御屋敷詰時代(文久元～二年)

『桜田御屋敷御門出入調写』(文久元年頃)『御門出入控』(文久二年一～二月)など。

⑤ 第一次長州戦争(元治元年)

軍令の書写など。

年表 1 初代三右衛門長賢

年	西 暦	年 齢	職務の事柄・昇進・昇格
享保15	1730	1	佐賀郡唐人町に生まれる。名は清次郎
ㄥ 16	1731	2	父二右衛門死去
寛保 2	1742	13	半元服
ㄥ 3	1743	14	前髪を取り、名を清左衛門長賢と改める
延享 1	1744	15	藩主宗教へ初御目見
ㄥ 3	1746	17	御絵図方御境目方下役を仰せ付けられる
ㄥ 4	1747	18	深堀・三重・大村領境目の論所地において「海上出入藻取ノ筋双方百姓大争論」がおこる。問題解決のため大村藩家老へ使者が派遣され、清左衛門は見習いとして随行する
ㄥ 5	1748	19	大川筋の「荒籠水刷」について、佐賀・久留米・田代の大庄屋ら證文を取り交わす
寛延 3	1750	20	①深堀・三重・大村論所の取り合いが起こる ②御絵図方御境目方役内下目付を仰せ付けられる
宝暦 1	1751	22	組年寄役を仰せ付けられ、一斗御加増される
ㄥ 2	1752	23	深堀・三重・大村領境目の論所地において、海山の境界線を決定する
ㄥ 4	1754	25	藤津郡・大村領境の一本松倒木の件を決着する
ㄥ 5	1755	26	①日田代官が千栗境川を通航する際に立ち会う ②平戸領境目役近藤丈右衛門が佐賀城下へ罷り越す
ㄥ 6	1756	27	久留米城下において番船から度々発砲され、通船差留となる
ㄥ 8	1758	29	①高木郡東神代と諫早領土黒村境目の出入の場所を和談の末に差し分ける ②日田代官が千栗川境大川を通航する際、久留米側が境の杭木を抜く事件が起こる ③千栗川筋を絵師古賀字十と共に密々に歩き、絵図作成のための調査をする
ㄥ 9	1759	30	①千栗川筋絵図を完成し、差上げる ②御城御境川取合がおこる ③佐賀郡川副郷大詫村と柳川領大野崎村の境木を植え立てる ④御境目方下目付を仰せ付けられる ④役米 3 石、飯米 3 石 6 斗を宛て行われる ⑤手明鐘に召し成される
ㄥ 11	1761	32	切米 7 石となる
明和 1	1764	35	長崎両番所の境目に杭木を立て、御番所絵図を作成の上深堀長崎請役所長崎御仕組所へ納める
ㄥ 2	1765	36	長崎両番所絵図作成の功により切米を 3 石加増される
ㄥ 5	1766	39	①中佐賀郷愛敬嶋村へ引き移る ②三右衛門と改称する ③侍に召し成され、切米20石を拝領する ④御絵図方御境目方役に仰せ付けられる
ㄥ 6	1767	40	①深堀石村境において双方百姓の間で騒動が起こり、解決として絵図、證文、奥書を交換する ②御上下を拝領する
ㄥ 7	1770	41	御料にて深堀の論所において取り合いが起こる
ㄥ 8	1771	42	千栗川筋久留米領より仕向の儀に付度々検分をおこなう
ㄥ 9	1772	43	川原小路へ引き移る

『石橋長賢御厚恩書』より作成

年表 2 二代目三右衛門長江

年	西 暦	年 齢	職務の事柄・昇進・昇格
文化 5	1808	1	生まれる
天保13	1842	34	足軽組頭となる 周防組に所属する
嘉永 1	1848	40	長崎御番所詰
文治 1	1864	46	
安政 3	1856	48	切米42石（内役米 7 石）を拝領する
ㄥ 4	1857	49	大坂詰となる
ㄥ 6	1859	51	手明鐘組頭となる 長崎警備
文久 1	1861	53	江戸桜田御屋敷詰
ㄥ 2	1862	54	
元治 1	1864	56	第一次長州戦争に従軍
慶応 2	1866	58	有田皿山代官
ㄥ 4	1868	60	
明治初年			松原小路から杵島郡竜王村へ転居
明治 9	1876	68	病氣療養のため竜王村から精（しらげ）へ転居
ㄥ 12	1879	71	卒去

『系図』『屋敷御帳控』そのほか石橋家資料より作成

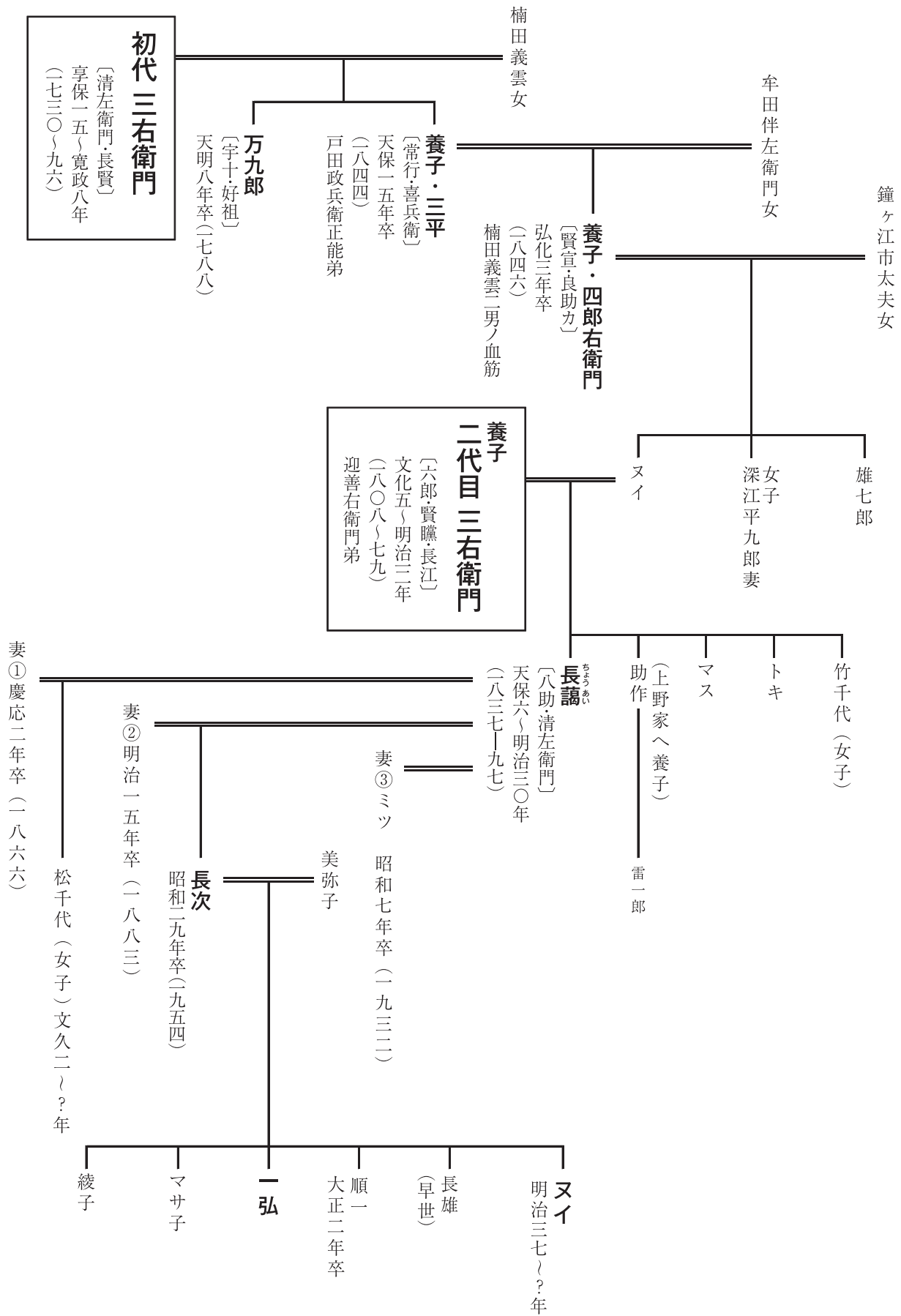


図2 石橋家系図

⑥ 有田皿山代官（慶応二、四年）

『御厨軍右衛門書状』『三之丸御小姓頭書状』など。

⑦ 日記、家族・知人との私信その他

草場佩川の書状や、佩川が讃を添えた三右衛門の漢詩などがあり、両者に交流があったことを示している。なお江戸桜田・溜池御屋敷、長崎御番所、三重津海軍所といった明確な地名に欠けているものの、御門出入りに関係すると思われる資料が約七〇点確認された。

2. 明治、昭和初期資料（約五一〇点）

① 杵島郡内の行政資料・土地売買資料

② 海運業資料（幸光丸・寿丸事務長記録類）

③ 家政資料（明治三、二八年までの日記書類、学童・女学校記録、徴税記録など）

3. 典籍（約六〇〇点）

書籍は資料全体の六分の一を占めている。『直茂公御年譜』『勝茂公御年譜』といった佐賀藩士としての基礎的教養から歴史・儒学・武術・礼法・漢詩・和歌・俳諧と、中流武士階級の家にふさわしい幅の広い文化教養本が揃っている。二代目三右衛門が江戸日本橋や大阪で書籍を購入した記録も残っており、代々に渡って書籍の集積に努めたものと考えられる。なお石橋家蔵書印は一九点、上野家蔵書印は二五点確認された。主な書籍名は以下のとおりである。

① 漢籍・和漢籍・和本

【佐賀藩士の基礎教養】

『直茂公御年譜』『勝茂公御年譜』『御壁書』『鍋島茂里』『葉隠』

【幕末の史書・思想書】

『日本外史』『頼山陽輿地封建二略論』

【歴史物語・軍記物】

『真書太閤記』『真田三代実録』『櫻井之書』『焼残反故』『英彦山由来大略』『諫早実録』『大和物語』

【儒学・兵法書】

A. 朱子学……『晦庵先生朱文公文集卷』『近思録』『孔子家語』『集義和書』
B. 孫子……『孫子』『孫子抄』

C. 熊沢蕃山……『備前国執政太夫熊澤先生傳』『集義和書』『集義外書』
【武術・礼法】

『古今鍛冶備考』『宝蔵院流十文字鍔口伝書』『会席主客心得大概』『茶道便蒙抄』『料理物語』

【漢詩・和歌・俳諧】

『日本名家詩』『日本名家詩抄』『名所和歌集拔書』『花供養』『辛酉集』『詞歌集』『詩法入門』

【実用書】

『一覽博識卷』『錦囊智術全書拔書』『諸家系図帳』

② 本草学・医学関係

『医療手引草』『誠求集』『本草薬名備考』『合類医学入門』など。

医学館に関する書状（断簡のため年代不明）や薬の煎じ方法に関する書状のほか、「医特意耳思慮精則得之」と記された一言書があることから、医療に従事した人物がいたと考えられる。

おわりに

石橋家は関東武士の出自という由緒を以って佐賀郡平野村にその礎を置き、佐賀城下へ移った後は本藩に仕える中級役人としての家格を築いた。その核となったのが絵図方に勤めた初代三右衛門と有田皿山代官を勤めた二代目三右衛門であった。明治維新の版籍奉還以後、石橋家は払い下げ地である竜王村において、三右衛門の子孫たちによって海運会社や満州鉄道関連会社での勤務という新しい時代を築いた。今回の三八〇〇点余りの資料調査によって、これまで不明であった石橋家の成立と変遷を含む全体像が明らかとなった。とりわけ二代目三右衛門の関係資料は一六〇〇点を超える。皿山代官そのほかの職務に関連する書状・日記・手覚類に記載された人名・役所名・内容の分析を行うことで、幕末維新期の難局を乗り切るべく現場で格闘した中級役人たちの実務解明の一助となるだろう。

また石橋家の知的財産とも言えるべき六〇〇点もの典籍が確認された。石橋家は藩校弘道館の古賀精里や草場佩川といった佐賀藩一級 of 知識人と交流があったことも確認されており、これらの典籍は一つの藩士の家に育まれた知的環境を探り得る好資料群である。これらの佐賀藩の歴史、家の歴史を語る貴重な資料群を大切に保管してこられた石橋家の方々へ敬意を表すとともに、本館の調査に御協力してくださった石橋一弘夫妻に感謝申し上げます。なおこの調査は本館の資料課郷土調査担当職員である石橋道秀、野口禎子、串間聖剛、川久保美紗、本田佳奈を中心におこなったものである。

謝 辞

佐賀大学地域学歴史文化研究センターの伊藤昭弘准教授には資料解説に御協力をいただいた。また図書館サポーターである永松亨、山本美子、箕輪薫、平川由佳理各氏には資料解説や煩雑な整理作業において多大な御助力をいただいた。末尾ながら深くお礼を申し上げる次第である。

(1) 石橋家資料のうち三重津海軍伝習所に関する『海軍伝習付着到』『日記』『口達録』など一七点は佐野常民記念館(佐賀市川副町)に寄贈されている。また多久島澄子『英人モリスと経輪舎(四)』(『からすんまくら』平成七年三月)には安政六年『口達録』『外出録』が引用され、石丸虎五郎他四名が電流丸での訓練とともに夜は通詞から英語を学んでいた事例を紹介している。

有田皿山窯業の資料については前山博「石橋代官資料について」(『鍋島藩とその周辺』伊万里市郷土研究会編 昭和五〇年)や『有明町史』(有明町教育委員会 昭和四四年 一七一〜一七三頁)などに紹介されている。

(2) 『清和源氏石橋家族譜』については、本館への寄贈は受けていない。『系図』は佐賀県立図書館鍋島家文庫(鍋211-12)。

(3) 瑠璃光山好昌院。臨済宗南禅寺派。『天和町史』 八四〇頁。

(4) 唐人町は現在の佐賀市唐人一〜二丁目、中佐賀郷愛敬嶋村は佐賀市愛敬町川原小路、松原小路は同市松原一〜二丁目にあたる(『佐賀県の地名』平凡社 昭和五五年 一七六・一八〇・一八四頁)。

(5) 竜王村は現在の杵島郡白石町の一部。

(佐賀県立図書館資料課郷土調査担当嘱託)

業務日誌（二〇〇九年十二月～二〇一〇年一月）

二〇〇九年

二月

一八日 第三回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 佐賀大学附属図書館）

高崎洋三（医学部・センター長）「佐賀の生んだ大関」

白石良夫（文化教育学部・センター併任教授）「諏訪神社所蔵の国学資料について」

二〇日 佐賀大学公開講座（センター企画、佐賀県立佐賀城本丸歴史館との連携事業）「佐賀学のススメⅡ」1

伊藤昭弘（センター専任准教授）「近世の佐賀藩」

二二日 山本家文書調査ワークショップ 69

二月

二二日

公開講座3

青木歳幸（センター専任教授）「近世佐賀の医学」

二六日

『史料保存とアーカイブズ』講演会・シンポジウム』刊行

二八日

『佐賀大学地域学歴史文化研究センター』第四号刊行

三月

一日

第五回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 佐賀大学附属図書館）

重藤輝行（文化教育学部・センター併任講師）「肥前西部地域における前期・中期古墳の埋葬施設―古墳データベースを素材として―」

鬼嶋 淳（文化教育学部・センター併任講師）「朝鮮戦争下における日赤佐賀支部看護婦（師）の動員」

二〇一〇年

一月

一〇日

一五日 第三回センター運営委員会

青木歳幸・野口朋隆（センター非常勤博士研究員）・田久保佳寛（小城市教育委員会）編『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料（後編）』刊行

二四日

公開講座2

長野 暹（佐賀大学名誉教授・センター特命教授）「幕末

二二日

佐賀の科学技術」

世界遺産シンポジウム「日本の近代化は佐賀から始まった」（センター・佐賀県・佐賀市・佐賀県教育委員会・佐賀市教育委員会共催、於 アバンセ）

二二日

第四回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 佐賀大学附属図書館）

生馬寛信（文化教育学部・センター併任教授）「他国者が

三二日

見た幕末佐賀藩の教育」

第四回センター運営委員会（メール会議）

高崎洋三センター長退任

亀井 森教務補佐員退職

四月

一日 半田 駿（農学部教授）センター長就任

二八日 第一回センター運営委員会

五月

一二日 特別展「黄檗文化と鹿島藩」（「黄檗文化と鹿島藩」実行委員会主催、センター・鹿島市・鹿島市教育委員会・祐徳稲荷神社・普明寺・福源寺後援）開催（〓六月二日、於 祐徳博物館）

特別展「黄檗文化と鹿島藩」記念講演会（於 祐徳稲荷神社参集殿）

一五五 特別展「黄檗文化と鹿島藩」記念講演会（於 祐徳稲荷神社参集殿）

錦織亮介（北九州大学名誉教授）「鹿島の黄檗寺院と美術」

井上敏幸（佐賀大学名誉教授・センター特命教授）「黄檗僧と鹿島藩の人々」

一八日 センター外部評価委員会ヒアリング

二四日 第一回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 文化教育学部二号館社会科学演習室）

青木歳幸「曲直瀬家門人帳と肥前門人―近世前期医学における佐賀の先進性への問題提起」

野口朋隆「龍造寺氏から鍋島氏への政権交代―佐賀藩研究における「特殊性」をめぐって―」

二八日 第二回センター運営委員会

六月

一八日 第二回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 文化

教育学部二号館社会科学演習室）

山崎 功（文化教育学部准教授）「人物からみた近代佐賀のアジア関与―近代日本Ⅱアジア関係史の視点から」

伊藤昭弘「武藤信邦一代大略記」について」

七月

二〇日 センター評価委員会／外部評価委員会編『佐賀大学地域学歴史文化研究センター外部評価報告書』刊行

二三日 第三回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 文化教育学部二号館社会科学演習室）

重藤輝行「肥前における前方後円墳等首長墓の動向（二）

―古墳時代の地域社会―」

石川亮太（経済学部・センター併任准教授）「二〇世紀初頭、佐賀地域と朝鮮半島―経済関係を中心に」

九月

四日 第三回地域学シンポジウム「地域学と歴史文化遺産―地域と大学―」（センター・佐賀学創成プロジェクト共催、於 理工学部六号館都市工学科大講義室）

基調講演

村上 隆（京都国立博物館保存修理指導室長・センター特命教授）「地域と歴史文化遺産―世界遺産石見銀山遺跡から考える」

報告

報告

伊藤昭弘「地域学歴史文化研究センターの事業と歴史文化遺産」

シンポジウム

「地域歴史文化遺産の保存と活用―地域と大学―」

一〇月

九日

第一回古文書講座中級編（センター・佐賀県立図書館共催、
於 佐賀県立図書館）

一五日

第四回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 附属
図書館）

Zonia Mitchell（文化教育学部准教授）「The Life and
Legacy of Guido Fridolin Verbeck : Reflections on a
Research Journey」

白石良夫「佐賀藩和学年表の構想」

二二日

特別展「小城の教育と地域社会」（センター・小城市教育委
員会共催）開場式（於 小城市立歴史資料館）

特別展図録『小城の教育と地域社会』刊行

二三日

特別展開催（〰十一月二一日）

特別展記念講演会1（於 小城市立歴史資料館）
生馬寛信（佐賀大学名誉教授・センター特命教授）「佐賀

県の教育と小城」

三〇日

特別展記念講演会2（於 小城市立歴史資料館）
野口朋隆「小城藩日記からみる興讓館教育の様相」

十一月

四日

六日

一三日

第三回センター運営委員会

第二回古文書講座中級編

特別展記念講演3（於 小城市立歴史資料館）

高山節也（二松学舎大学教授）「小城鍋島文庫漢籍からみ
る興讓館の教育」

一五日

第五回「佐賀学」創成プロジェクト公開研究会（於 附属
図書館）

山本長次（経済学部准教授）「戦間期における佐賀経済と
中央の大資本との関係」

中尾友香梨「歴史に埋もれた名医―徳永雨卿」

投稿規定

※現段階（二〇一一年一月七日）で、第六号の刊行については未定です。
投稿を検討される方は、まずセンターへお問い合わせください。

- (1) 『佐賀大学地域学歴史文化研究センター紀要』へ投稿できる原稿の内容は、佐賀の地域的特性と普遍性を解明しうるもの及び地域学創出に関わる問題提起等とします。
- (2) 投稿原稿の枚数は、いずれも和文で左記を基準とします。なお、分割掲載可の場合の上限も同様とします。
論文（四〇〇字詰原稿用紙八〇枚以内、図・表・註を含む）、研究ノート（四〇〇字詰め原稿用紙三〇枚程度）。史料紹介、史料翻刻は別途考慮する。
- (3) 論文及び研究ノートを投稿の際は、必ず和文要旨（八〇〇字以内）及び英文タイトル、ローマ字著者名をつけてください。
- (4) 投稿する者は、論文等を指定の締め切り（二〇一一年度は七月三十一日）までに投稿することができます。
- (5) 投稿された原稿の採否は、本センター教員と所外の委託された研究者による編集委員会で審査し、可能な限り三ヶ月以内に結果をお知らせします。
- (6) 投稿される原稿は未発表のものに限ります。定期刊行物（学術雑誌、大学・研究所紀要など）等に投稿中の論文は本誌に投稿できません。但し、学会発表抄録や科研費の研究報告書などはその限りではありません。
- (7) 投稿原稿は、執筆要項の留意事項にそって作成した原稿の正本一部と副本（コピー）二部を本センターに提出してください。採択後、その電子データファイルを電子媒体（CD、フロッピー等）で提出お願いします。

します。なお副本は返却しませんのでご了承ください（審査のため）。

- (8) 掲載原稿の転載は、原則として一年間はご遠慮ください。また、転載にあたっては、必ず本センターの承諾を得てください。
- (9) 投稿者は、本紀要に掲載された論文等が、本センターのホームページ（<http://www.chikigakusaga-u.ac.jp/>）及び附属図書館、総合情報基盤センターほか、各種論文データベースで公開されることを承諾したものとします。

執筆の留意事項

- 一、本文は、A4版縦組、一頁二四行×三三字二段組、一五八四字としています。図表の頁数換算もこれにもとづいて行ってください。
 - 二、原稿は一ます一字で、縦書・楷書で投稿してください。ワープロ原稿の場合は四〇字×三〇行、縦書でお願いします。
 - 三、文献・数字の表記は、各分野での習慣もありますが、基本的には次のようにしてください。
 - (1) 本文は「である」調、講演記録は「ですます」調を原則としています。
 - (2) 本文への引用論文・個々史料名は「」、刊本・史料集は『、和年号に対する西暦・歴史地名の現市町村名などは〇、外国文献の場合はイタリックで表記します。
 - (3) 注記は、本文中該当箇所に(1)などと傍注し、論文末尾に列記します。
 - (4) 原則として漢数字の〇、一、二を用い、十・百・千は用いません。但し、桁数が大きい万・億は使用し、一二億三四五六万七八九〇人というように使用します。
 - (5) 表・図においては、横書き、算用数字を原則とします。
- 四、基本的な表記については、既刊号の各文を参考にしてください。

研 究

築地反射炉跡での電磁気探査

半田 駿・平山明日香・中田文雄・吉田雄司・板井秀典

要約：幕末に佐賀藩が建築した築地反射炉跡の位置を明らかにするために、その存在が有力視されている日新小学校敷地内で、地中レーダ、高周波CSMT、VLF-MTの電磁波探査、電気探査、及び磁気探査を実施した。直線上に連なる強い反射波形が地中レーダ探査から得られ、発掘からその一部は水路跡であることが明らかになった。また、磁気探査から4か所で遺物または遺構の可能性が強いことが分かった。これは、反射炉遺構では磁気探査が有効であることを示唆するものである。

1. はじめに

江戸時代末期（幕末）に佐賀藩は高性能な大砲鑄造を目的として、反射炉の建設を計画した。1850年、日本で最初に建設されたのが築地反射炉であり、3年後、その技術を基にして次の多布施反射炉が、多布施川沿いの伊勢町に造られた（例えば；長野，2000）。多布施反射炉跡の概略位置は、大正時代の発掘により明らかなのに対して、築地反射炉跡は同長瀬町の日新小学校近くにあるといわれているものの、正確な位置はまだ不明である。

我々は多布施反射炉跡地で、大正期の発掘で撤去された反射炉の遺構の一部がまだ残っていないかを確認するため、地中レーダ探査を実施した（半田・中田，2008）。その結果、反射炉跡地であると思われる、やや弱い連続した広がりを持つ反射波が検出された。これは反射炉跡の締め固められた層であると推定される。また探査域内から、後世の反射炉のスケッチとほぼ合致する、直線上に位置する水路跡と思える強い反射波も検出された。

ところで、北部九州の近代化産業遺産群を世界遺産に登録しようという運動が進んでいる。佐賀県でのこの候補になる遺跡は、三重津海軍所、精錬方、及び上述の多布施、築地反射炉である。特に両反射炉は、世界遺産選定の大きな要素の一つである、西洋の技術が在来のそれとどう関わり合って、変貌していったのかを示す格好の対象であり、この点から日本最初の反射炉であるにもかかわらず、位置が不明である築地反射炉跡の所在確認が強く求められている。そこで、ここでも多布施反射炉と同様に地中レーダ探査を計画した。また、同時に高周波CSMT、VLF-MT探査を実施したところ、極端な低比抵抗域が検出された。これらの原因を特定するため、磁気探査及び小規模電気探査も実施した。本論文ではこれらの結果について述べる。

2. 探 査 地 点

図1に探査地点、及び多布施反射炉跡の位置を示す。多布施反射炉が多布施川流域にあるのと同様、ここでも天祐寺川が近くを大きく蛇行して流れており、当時の反射炉建設にとって河川の存在が重要であったことが

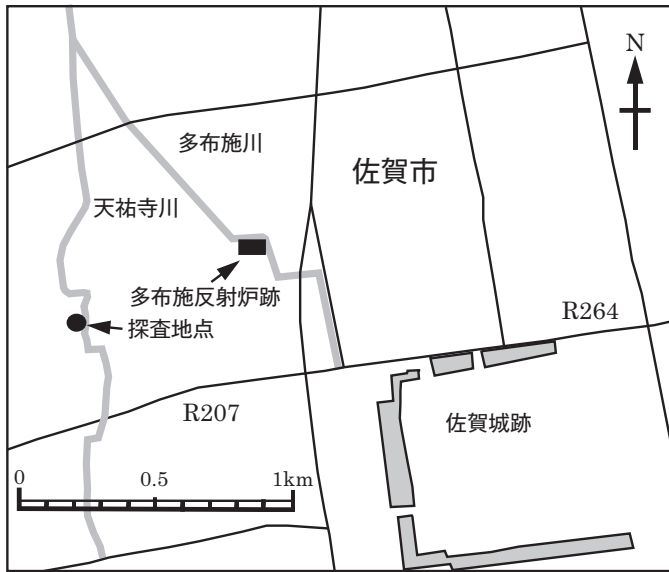


図1 調査地点

が容易であることから、図の区域を調査域とした。

推測される。図2に、築地反射炉跡があると考えられている日新小学校の校舎配置図を示す。築地反射炉も多布施反射炉同様、後世の建築物配置図及び見取り図があり、それには中央部に細い水路が描かれている。一般に水路は長いことと、当時の地表から掘り込んでいるため、後世の建物の建造等でも破壊されず一部は残っている可能性が高く、調査で検出される可能性が高い。図2のように学校の北東部に天祐寺川からの水路があり、現在は北に迂回しているが以前は直線上に学校内を通っていたこと、ここが現在駐車場となっており比較的調査

3. 調査結果

3.1 地中レーダ

地中レーダ調査は、2008年12月13日に図2で示す調査域の北部で実施した。レーダ調査測線（図3）は南北測線を基本とし、測線間隔は2mとした。ただし遺跡が存在する可能性が高いと思われる中央部（測線番号

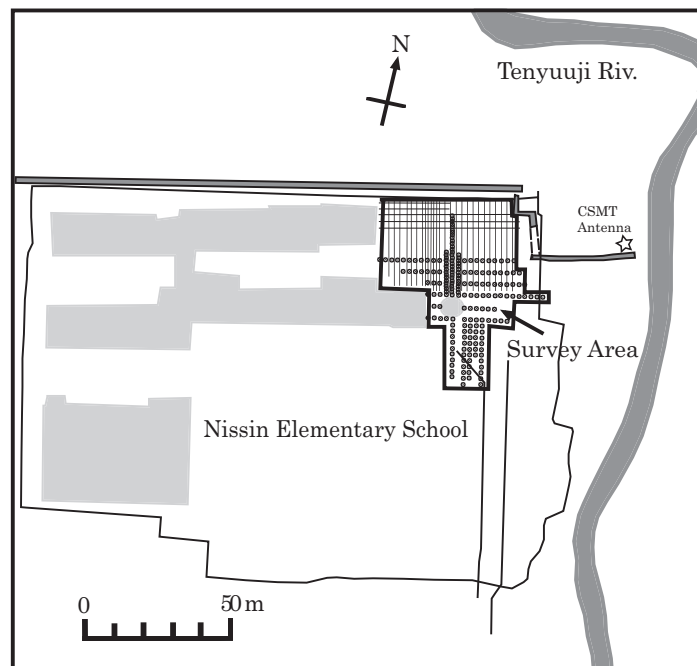


図2 築地反射炉跡があるとされる日新小学校の校舎配置及び調査域、やや濃い部分は水路を示す。細線部は地中レーダ調査域。黒丸は磁気調査測点。星印はCSMT調査用アンテナ設置点

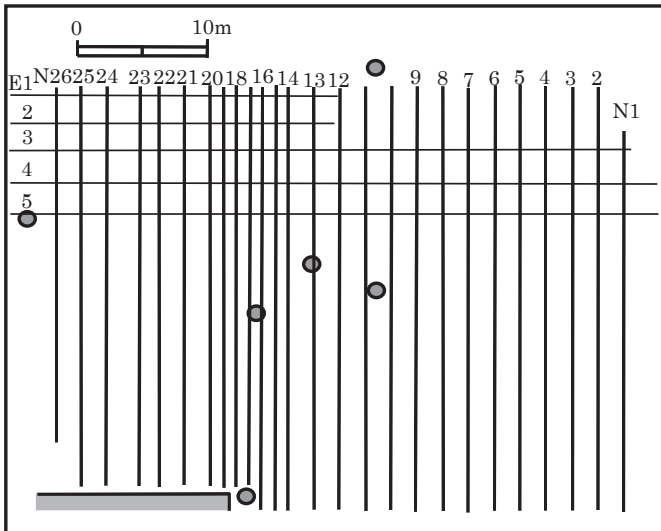


図3 レーダ探査測線及び測線番号。黒丸は電線、排水溝等のマンホールの位置。左下の影の部分は校舎

N14～20) では1m 間隔とした。測線長の合計は831mである。使用した機器は光電製作所製 GPR-10C 型機、中心周波数は350MHzであり、その他の実施要領は多布施反射炉跡の探査と同じである (半田・中田, 2008)。

図4にN3、20、24の3測線でのレーダ画像を示す。各画像の縦軸は比誘電率を10とした時の深度であり、横軸は水平距離で、原点はN1～16測線の南端である。図には示さなかった測線も含めて、ほぼ全ての画像中央部である15m付近に強い反射波が見られる。また、ここを境として北では反射面最深部は約1mであるのに対し、南側では約2m程度と深くなる。図

5は、このレーダ画像での反射波の最下部から反射基盤深度を推定したものである。ただし、強い反射の場合は、多重反射により見かけ上深部からの反射波が現れる。図はこれらを考慮していないので、必ずしも基盤深度を示すのではなく、強い反射物体の存在あるいは基盤深度の目安を示すと考えるべきであるが、この図からも、探査北域が浅く南で深くなることが分かる。また、上記15m付近の強い反射は天祐寺川からの水路の延長上にあり、東西に連続していることから、少なくともその一部は水路と考えられる。

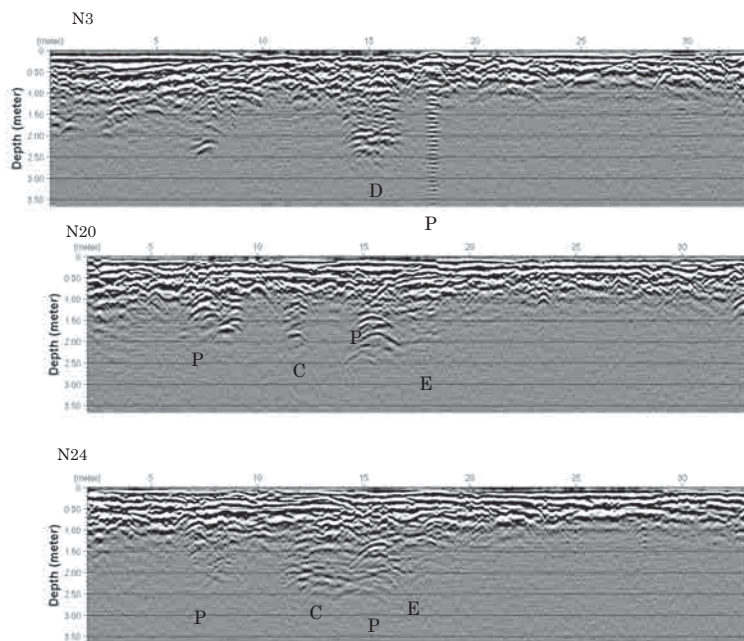


図4 3測線でのレーダ反射図。縦軸は深度、横軸の目盛りは南端から測った距離 (m)。C, D, Eは遺跡、遺構の可能性のある反応。Pはマンホール、埋設管

3.2 MT探査

地中レーダ探査と同時に、VLF-MT探査 (テラテクニカ製、使用周波数は、えびの局からの22.2kHz) 及び高周波 CSMT探査 (板井ほか, 2005) を実施した。図6にVLF-MT測定点を四角で、高周波CSMT測線を太線で示す。VLF-MT探査での電場成分の電極間隔と方向は、測定点を中心として東西10mである。高周波CSMTの送信点は、図2の星印で示した。測点間隔、電極間隔はどちらも2mで、電極は南北方向 (送信方向に直角) とした。使用周波数は、2k～150kHzである。なお、VLF-MT測点名の後の括弧内の数値は、得られた見

掛比抵抗値 (Ω m) である。

図7は高周波CSMT探査のCS1測線での見掛比抵抗疑似断面である。図では、見掛比抵抗値(対数値で表示)は、寒色系で低く、赤色になるほど高くなる疑似カラーで示した。縦軸は周波数であり、横軸は水平距離である。CSMT探査では周波数が低くなるほど電波は深部まで到達するため、この図は縦軸に周波数を用いているが、上記の理由から擬似的に深度を示していることになる。レーダ探査結果から水路と推定される場所付近

では、やや高比抵抗値となっているが、特に顕著なのは、測線の南側に青色で示される見掛比抵抗の低い領域(10Ω m以下、図では対数なので1以下)が存在することである。この低比抵抗域は、図6の濃い太線で示すように、CS2及びCS4測線でも見られる。VLF-MT観測でも、V11測点で 1.3Ω mと低い値が得られることから、その存在は確かであると思える。この低比抵抗は、探査域が反射炉跡地である可能性を考えると、金属類を含む層の存在を示唆すると考えるのが自然である。

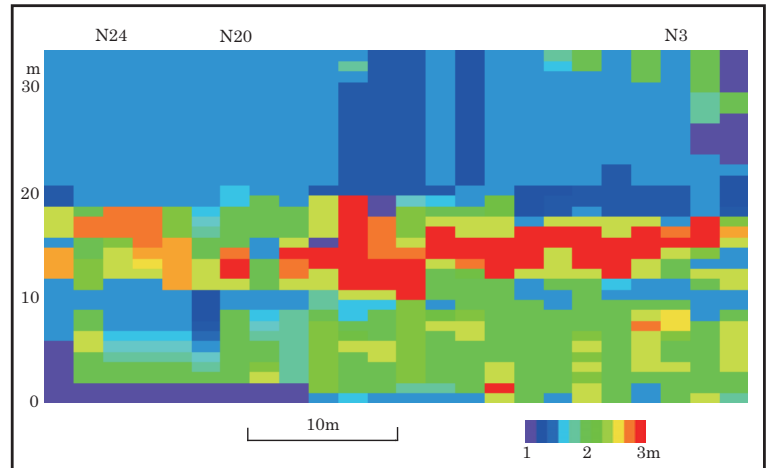


図5 レーダ反射波の最下部から推定した反射基盤深度分布。ただし、反射波の最下部をトレースしたため、必ずしも基盤深度そのものではない

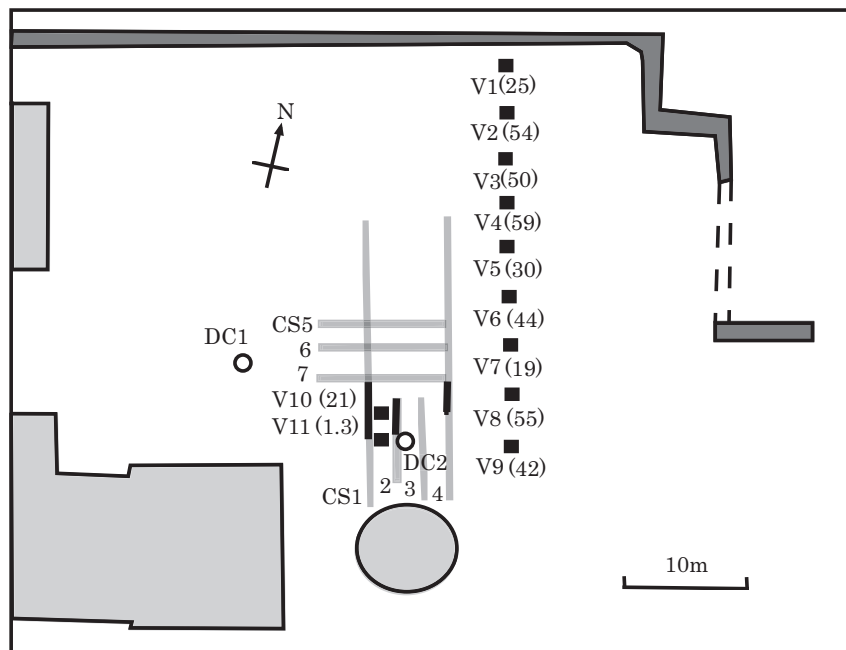


図6 高周波CSMT測線(太線), VLF-MT測点(四角), 及び小規模電気探査(○)測点。やや黒い影の部分は水路。濃い太線は、低い見掛比抵抗が観測された区間。VLF-MT測点名の後の括弧内は観測された見掛比抵抗値を示す

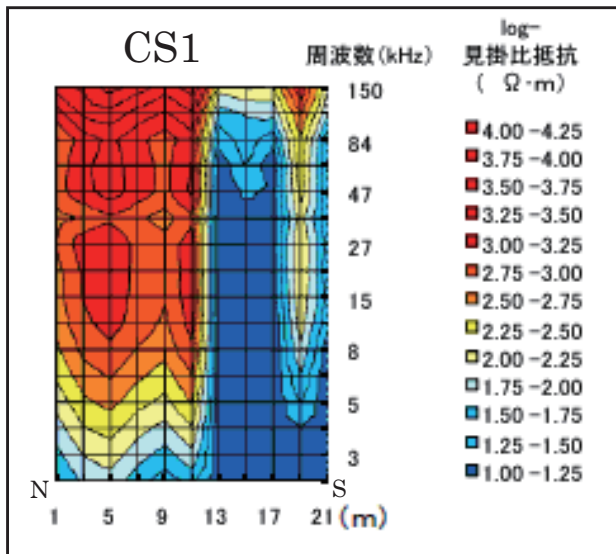


図7 高周波CSMT探索における、CS1測線での見掛け比抵抗の疑似断面図。青色ほど低比抵抗（対数で表示）となる

表1 小規模電気探索結果。Resistivityの単位は Ω m

Layer's No.	DC1		DC2	
	Resistivity	thickness(m)	Resistivity	thickness(m)
1	180	0.6	110	0.4
2	30		50	1.8
3			10	

3.3 小規模電気探索

高周波CSMT法では、送信電波の最大周波数は150kHzである。予想される幕末時の地表面は1m程度の深度であると考えられるので、この周波数帯域で浅部の詳細な比抵抗構造を得ることは困難である。そこで、MT探索で検出された低比抵抗域と、それ以外での比抵抗構造の違いを明らかにするために、2009年7月に小規模電気探索（電極間隔の最大値は5m、電極方向は東西）を低比抵抗域内のDC2、及びそれから外れているDC1の2カ所（図6の○）で実施した。

表1に電気探索データから得られた比抵抗モデルを示す。両地点ともに表層の深度0.4~0.6mで比抵抗がやや高く、その下に30~50 Ω mの比抵抗層が存在する。両者で大きく異なるのは、DC2地点では1.7mより深部に10 Ω mの低比抵抗層が存在するのに対し、DC1地点ではこの層がないことである。この層はおそらく帯水層であり、高周波CSMT、VLF-MT観測での見掛け比抵抗低下は金属類ではなく、この帯水層によって生じた可能性が高い。

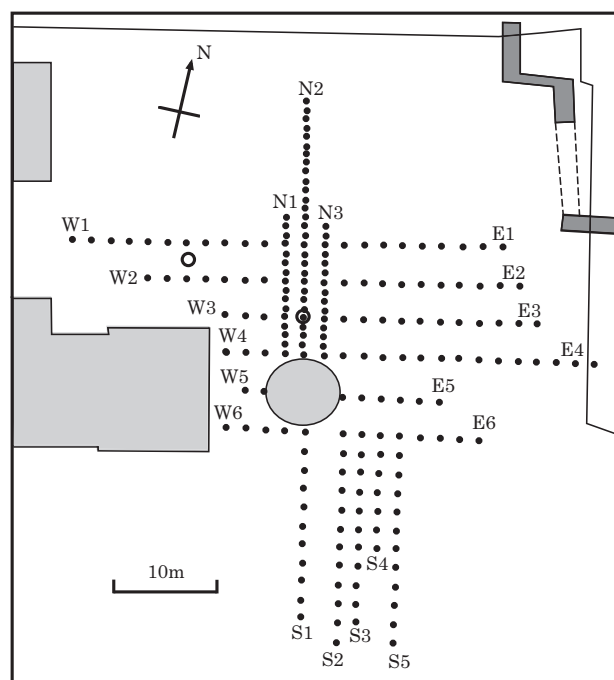


図8 磁気探索測点分布。やや黒い影の部分は水路。丸印は小規模電気探索測点

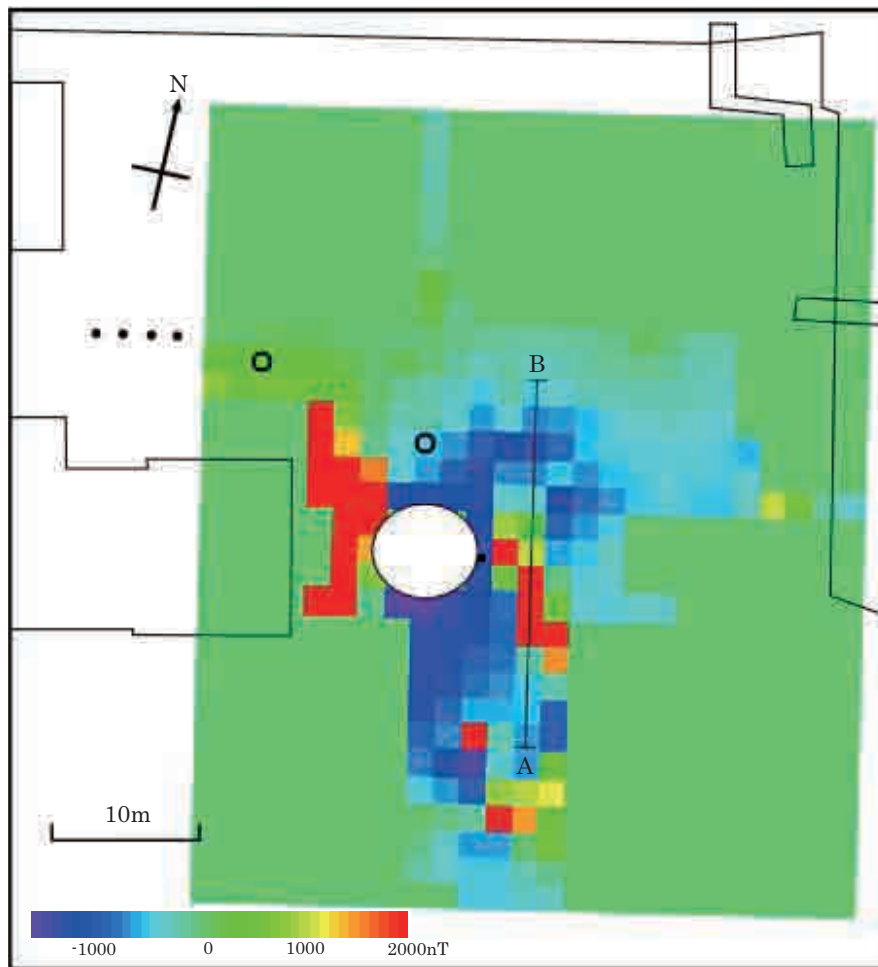


図9 磁気異常図. ABは磁気異常モデル計算に用いた測線

3.4 磁気探査

MT探査では一見金属の存在が示唆される結果が得られた。上記のように、電気探査の結果も考慮すると、金属を含む層ではないようであるが、これら低比抵抗値が観測された小学校玄関前の円形花壇を中心とした区域で、プロトン磁力計（国際電子製HPM-555、感度0.1nT）による磁気探査を2009年6月に実施した。図8に

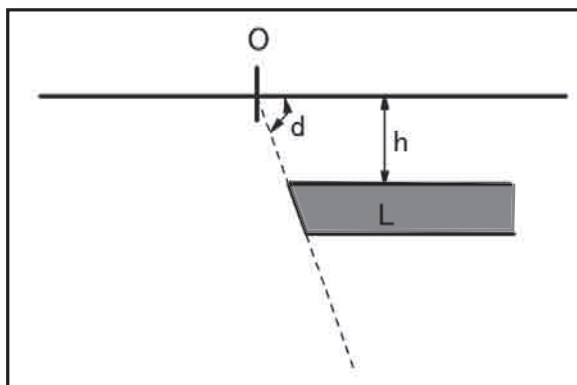


図10 帯磁層モデル. Oは x 軸の原点, d は層端の傾斜角, h は帯磁層の上端から観測点までの高さ, L は帯磁層の厚さ

測点分布を示す。測線N1～3では測点間隔は1m、他は2mである。測定はセンサー高2.45mで行い、基本的には1点で5回測定し平均値を得た。

図9は測定結果から得られた磁気異常図である。暖色系が正の磁気異常を、寒色系が負の磁気異常を示している。ただし、標準磁気は全測定値の平均値47868nTとした。また、測線間隔が4mの場合、両隣のデータから補間して連続となるようにした。図で示すように、ここでの全磁力標準値の1割以上（4000nT）に及ぶ大きな磁気異常が探査区域、特に円形花壇周辺及びその南側の

校庭で見られる。一方、地中レーダ探査を実施した探査域の北側ではほぼ一様な値となり、南側のような顕著な磁気異常は存在しない。なお、校舎近くの大きな正の磁気異常は人工的なものである。このように校舎は測定に大きな障害となるが、ここでの磁気異常値が大きいいため、例えば北部の比較的平坦な値分布が示すように、その影響は校舎から離れると相対的には小さくなると考えられる。

4. 磁性体モデル

地下の磁気異常の分布状況を推定するために、モデル計算を実施した。ただし、図9の磁気異常図全体を対象とするのは計算量が多くなるため、特に大きな正異常値が見られるS4測線及びその北延長を対象とした(図9のAB)。計算では図10のような帯磁層(ただし、図には南部分だけを示す)の境界が南北にあるモデルを仮定した。図10の x 軸に沿って磁気構造が作る全磁力異常(ΔT)は、Grant and West (1965)によると、

$$\Delta T = 2\kappa T (1 - \cos^2 i \cdot \cos^2 \lambda) \left\{ \sin d \cdot \cos(d - 2\beta) \ln \left[\frac{(x - L \cot d)^2 + (h + L)^2}{x^2 + h^2} \right]^{1/2} \right. \\ \left. + \sin d \cdot \sin(d - 2\beta) \left(\tan^{-1} \frac{x - L \cot d}{h + L} + \tan^{-1} \frac{x}{h} \right) \right\}$$

ただし、 $\beta = \tan^{-1}(\tan i / \sin \lambda)$

と表せる(詳細は半田ほか(1989)を参照)。 κ は帯磁率、 T 、 i はそれぞれ地磁気の全磁力、伏角で、ここでは47868nT、 $47^\circ 20'$ とする。 λ は構造の走行で、 90° と仮定した。 d は層端の傾斜角、 h は帯磁層の上端から観測点(センサー)までの高さ、 L は帯磁層の厚さであり、これらの値はモデル計算時に変化させた。

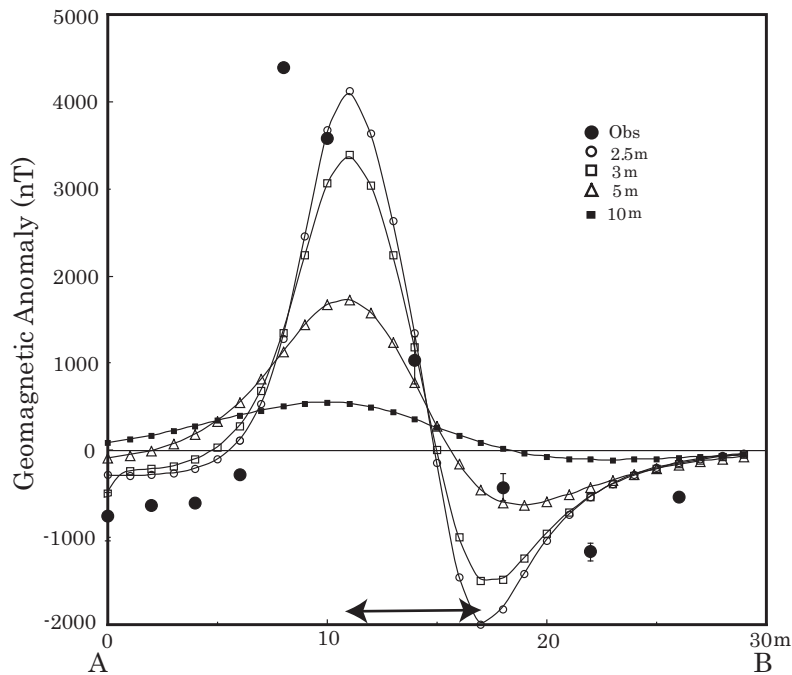


図11 帯磁層の上端から観測点までの高さ h を変化させたときの磁気異常の変化。Obsは観測値。帯磁層の南北幅は6m、傾斜角は 70° に固定。両矢印は帯磁層の位置。観測値のエラーバーは $\pm 1S.D.$ 。

図11は、 h を、2.5（センサー高が2.45mであるので、帯磁層上面はほぼ地表面に一致）、3、5、10mとしたときの計算値と、観測値（Obs）を比較したものである。高さ h が大きくなるほど磁場変化は平坦となる。観測された正異常の狭い幅を説明するためには観測点が帯磁層に近いことが必要であり、帯磁層上面が地表近くにある2.5～3mが適当であることが分かる。また同様の理由から、帯磁層の南北の幅は6mが最適である。さらに、このモデルで必ずしもうまく表現されているとはいえないが、 $x=0$ と20m付近の負の異常を説明するためには、南北ともに傾斜角 d は約70°が必要である。このことを考慮して、図11、12は、幅と傾斜角をそれぞれ6m、70°に固定して計算した結果を示している。

図中の矢印は帯磁層の位置を示している。よく知られていることであるが、帯磁層の位置と磁気異常の最大、最小値の生じる位置とは必ずしも一致しない。

図12では磁性体の厚さ（ L ）を変化させた時の磁気異常分布を示した。ただし、すべてのモデルで正の磁気異常のピークが同じになるように $2\kappa T$ 、つまり帯磁率の値を変化させた。この場合も、厚さが増加するほど変化は平坦になる傾向を示す。南側の変化を重視すると、比較的観測値に合うのは $L=1\text{m}$ となるが、 h ほど結果はパラメータに敏感ではないため、このモデルからは正確な層厚を求めるのは困難である。

これらの結果から、ABでは南北幅6m程の帯磁層が地表近くに存在するモデルが測定値を最もよく表現している。この時、 $2\kappa T=23000$ となるが、この値は、例えば島原半島、千々石断層の磁気異常で使用した $2\kappa T=1000\sim 1800$ （半田ほか、1989）より1桁程大きくなる。この比較的大きな帯磁率、及び浅い埋設深度から、この帯磁層は築地反射炉に関係する、例えば鉄滓、鉄が付着した反射炉面材等の破片が含まれている層であると考えられる。

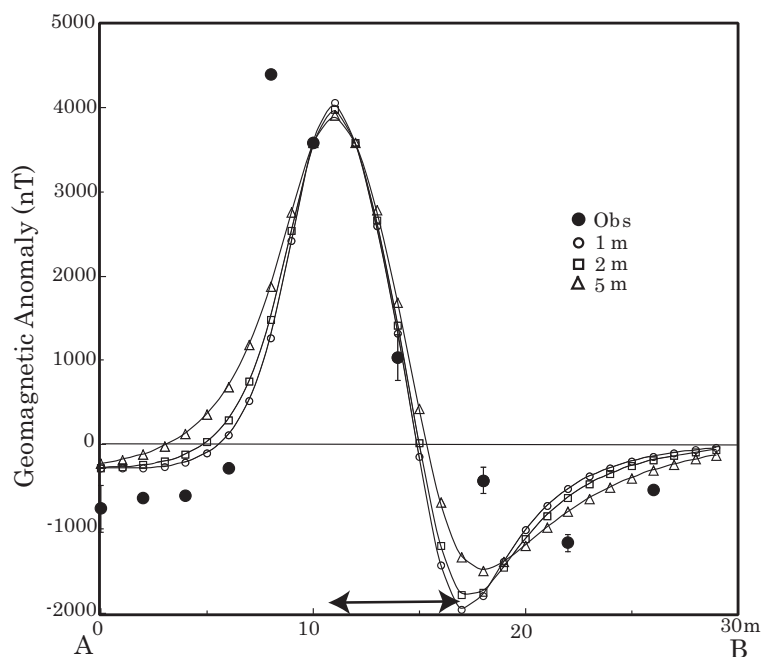


図12 帯磁層の厚さ L を変化させたときの磁気異常の変化。Obsは観測値。帯磁層の南北幅は6m、傾斜角は70°に固定。両矢印は帯磁層の位置。観測値のエラーバーは $\pm 1\text{S.D.}$

5. 探 査 から 推 定 さ れ る 遺 構 、 遺 物 等 の 位 置

図13に、今回の地中レーダ及び磁気探査結果で明らかになった遺物の可能性の高い箇所を、それぞれ四角(C、D、E)及び楕円(F、G、H、K)で示す。佐賀市教育委員会は、2009年12月末から翌1月始めに、地中レーダ探査域に相当する部分のほぼ全域、および円形花壇東部の発掘を行っている。文書報告はまだ得ていないが、これらの結果を参考にして今回の探査結果について考察したい。

地中レーダ反射像で特徴的なのは、測線距離15m付近での連続して存在する強い反射波である(図4、5)。この反射波は、N16測線より西部ではCとEの2本に分かれるように見える。発掘結果によれば、図13のCまたはE域で、幕末の水路跡が存在するが、これに連なる東部のD域では見つかっていない。これは、ここには以前小学校の校舎があり、幕末の地表面が東ほど高くなっているため、水路が存在したとしても東側では校舎建設時に剥離されている可能性が高いからである(佐賀市教育委員会、私信)。

ところで、レーダ反射波では西部、東部いずれも同じような構造に見える。ここでは深部には砂層があり、Dの南で浅くなり、D付近で再び深くなっているらしい。レーダ波がこの砂層表面の急変部で強く反射された

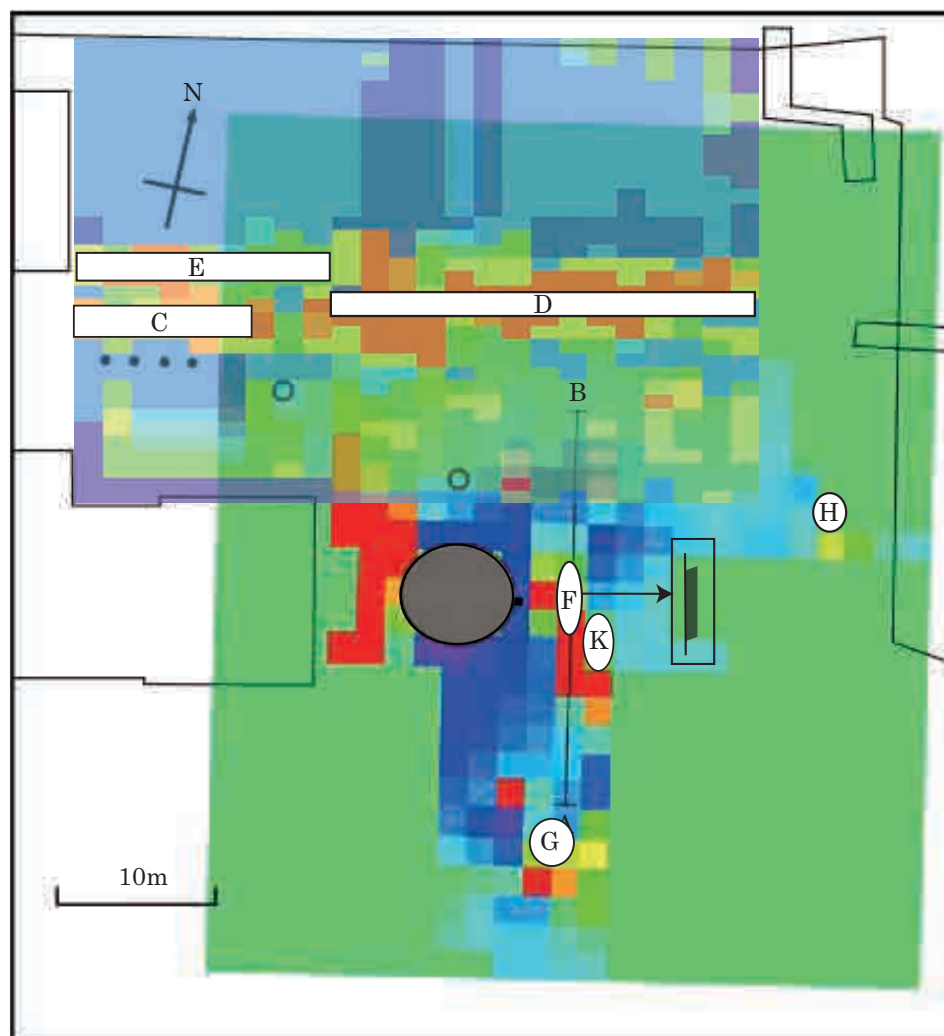


図13 地中レーダ探査(C、D、E)、磁気探査(F、G、H、K)から推定される主要な遺構、遺物等の位置。Fについては、磁気異常モデル計算から推定した鉛直断面図も示した

とも考えられるが、この点については、発掘報告書の刊行を待ちたい。

磁気探査データを用いたモデリングを、図9、13のABで実施した。その結果、大きな帯磁率を持つ長さ6mの領域が、地表近くから存在する可能性が高いことが明らかになった。この帯磁層の位置は、勾配が70°であることを考慮し、また層厚は1mとして、図13のFの横の長方形で囲った部分に示した。図11、12に示したように、帯磁層は一般的には磁気異常の最大、または最小の直下にはない。図9の磁気異常図で、暖色系の箇所がF以外にもあるが、上記、及び北半球では帯磁層による磁気異常はその北側で負に、南側で正になることを考慮すると、この条件を満たす異常域はF以外にもG、H、Kの3箇所あり、ここに帯磁した遺物あるいは遺構が存在する可能性が高い。

6. おわりに

幕末に佐賀藩が建築した築地反射炉跡の位置を明らかにするために、その存在が有力視されている日新小学校敷地内で、地中レーダ、高周波CSMT、VLF-MTの電磁波探査、電気探査、及び磁気探査を実施した。直線上に連なる顕著な反射波形が、地中レーダ探査から得られた。その一部は水路跡であるが、他の波形は地下の砂層による可能性も否定できない。しかし、砂層の分布が偶然、直線状であった可能性もあるが、何らかの形で遺構を反映している可能性も捨てきれない。この点は今後の検討に待ちたい。

調査対象が鉄を多量に含む反射炉遺構であることから、磁気探査が有効であることが確認できた。磁気探査では、帯磁した建築物等のノイズの影響を強く受けるが、今回の場合は非常に強い磁気異常であるため、建築物の近傍を除くと、それらの影響は比較的小さい。2010年8月には花壇東で発掘がなされ、大型の鉄滓等の入った廃棄土坑が見つかったが、反射炉本体はまだ発見されていない（佐賀市教育委員会、私信）。今回の磁気探査で、遺物または遺構の可能性が4か所存在することが明らかになり、特に最南部のGは未調査区間である。今後、特に南部のGを中心として反射炉本体の位置を絞り込む調査を実施していきたい。

謝 辞

本調査に協力頂いた、佐賀市教育委員会、日新小学校に感謝の意を表する。

参 考 文 献

- Grant F. S. and G. F. West, Interpretation theory in applied geophysics, McGraw-Hill Book Co., p. 319-324, 1965.
- 半田 駿・鈴木 亮・田中良和, 島原半島の磁気異常, 佐賀大学教養部研究紀要, No.21, 27-37, 1989.
- 半田 駿・中田文雄, 佐賀市多布施反射炉跡の地中レーダ探査, 佐賀大学地域学歴史文化センター研究紀要, No.3, 75-82, 2008.
- 板井秀典・半田 駿・北村良介・吉田雄司, 高周波CSMT装置を用いたニアフィールド領域での地下壕探査, 物理探査, 58, 147-155, 2005.
- 長野暹, 佐賀藩と反射炉, p206, 新日本出版社, 東京, 2000.

(半田 駿：佐賀大学地域学歴史文化研究センター長・農学部教授)

(平山明日香：佐賀大学農学部)

(中田文雄：川崎地質株式会社)

(吉田雄司：九州計測器株式会社)

(板井秀典：ジェオクロノロジージャパン株式会社)

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

研究紀要 第5号

Bulletin of The Center For Regional Culture and
History, Saga University, No.5

2011年3月31日発行

編集・発行 佐賀大学地域学歴史文化研究センター

〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地

Phone & Fax : 0952-28-8378

E-mail : chirebun@ml.cc.saga-u.ac.jp

URL : <http://www.chiikigaku.saga-u.ac.jp>

